

千葉県こども・若者 みらいプラン 【原案】

※ 計画本文、図・表やデータ（数値）等は、今後の策定作業の中で変更があります。

千葉県
令和6年12月



目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
第 2 章	こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	5
(1)	少子化の進行	5
(2)	子育て家庭を取り巻く状況	11
(3)	こども・若者を取り巻く状況	17
(4)	グローバル化の状況等	28
(5)	生命・安全の危機	30
(6)	こどもの権利の現状	34
第 3 章	計画の基本的事項	36
第 4 章	具体的施策の展開	42
I	全てのこども・若者を支える	
1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	43
①	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	44
2	自分らしく生き抜く力の育成	47
①	遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	48
②	創造的な未来を切り開くこども・若者の応援	54
③	多様性を尊重する社会づくり	59
④	「こどもまんなかまちづくり」の推進	64
3	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	67
①	健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	68
②	こどもの健康の保持増進	72
③	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	75
4	こどもの貧困対策	78
①	こどもの貧困対策	79
5	障害のあるこどもや若者への支援	99
①	障害のあるこどもの療育支援体制の充実	100
6	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	105
①	児童虐待防止対策の充実	106
②	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	112
③	ヤングケアラーへの支援	115

7	こども・若者の安全・安心の確保	117
①	総合的な自殺対策の推進	118
②	ネットパトロールなど情報化社会への対応とこども・若者を守る環境整備	120
③	こども・若者の性犯罪・性暴力対策	123
④	犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備	127
II	ライフステージに応じて支える	
1	こどもの誕生前から幼児期まで	133
①	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	134
②	子育て環境の整備	137
2	学童期・思春期	143
①	こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	144
②	健やかな成長を支える環境づくり	155
③	居場所づくり	159
④	心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	163
⑤	社会的・職業的自立に向けた教育・啓発	165
⑥	いじめ防止対策の推進	169
⑦	不登校のこどもへの支援	171
⑧	校則の見直し	173
⑨	学校におけるハラスメント等の防止	174
⑩	高校中退の予防、高校中退後の支援	175
3	青年期	177
①	高等教育の充実と生涯学習社会を目指した取組の推進	178
②	若者の経済的自立と就労支援	180
③	結婚の希望をかなえるための支援	183
④	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	185
III	社会全体で子育てを支える	188
①	社会全体でこどもを育てる環境づくり	189
②	共育での推進	194
③	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	196
④	ひとり親家庭等への自立支援の推進	200
第5章	推進体制及び進行管理	210
第6章	施策推進の目標	212

用語解説 ○○

※ 「こども」の表記について

固有名詞を除き、この計画では、根拠法であるこども基本法に基づき「こども」と表記します。

※ 用語解説に解説がある用語について、* をつけました。

資料編

資料1 計画策定の経緯 ○○

資料2 千葉県子ども・子育て会議委員名簿 ○○

資料3 (仮称) 千葉県こども計画策定会議構成員名簿 ○○

資料4 (仮称) 千葉県こども計画策定会議 こどもの貧困対策専門部会委員名簿 .. ○○

資料5 千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子・里親部会委員名簿 ... ○○

《別冊》各種データ

- ・(仮称) 千葉県こども計画策定に係るこどもの意見反映のための調査の結果
- ・少子化に関する若い世代の意識等調査の結果
- ・こどもの生活実態調査の結果
- ・ひとり親家庭への支援に関するニーズ調査の結果
- ・教育・保育の提供体制の確保に係る市町村（区域）別一覧 等

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

次代を担うこども・若者が、夢や希望をもって健やかに成長し、その可能性を広げ、自立・活躍することは社会全体の願いです。

一方で、急速な少子高齢化や人口減少の進行、グローバル化、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化する中で、こどもの貧困、児童虐待、いじめなど様々な課題に加え、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大による犯罪被害といった情報通信環境をめぐる課題など、こども・若者を取りまく課題が多様化・複雑化しています。

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体でこども施策に取り組むこととされました。

そして、こどもに関する基本的施策を総合的に推進するため、同年12月に「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられました。

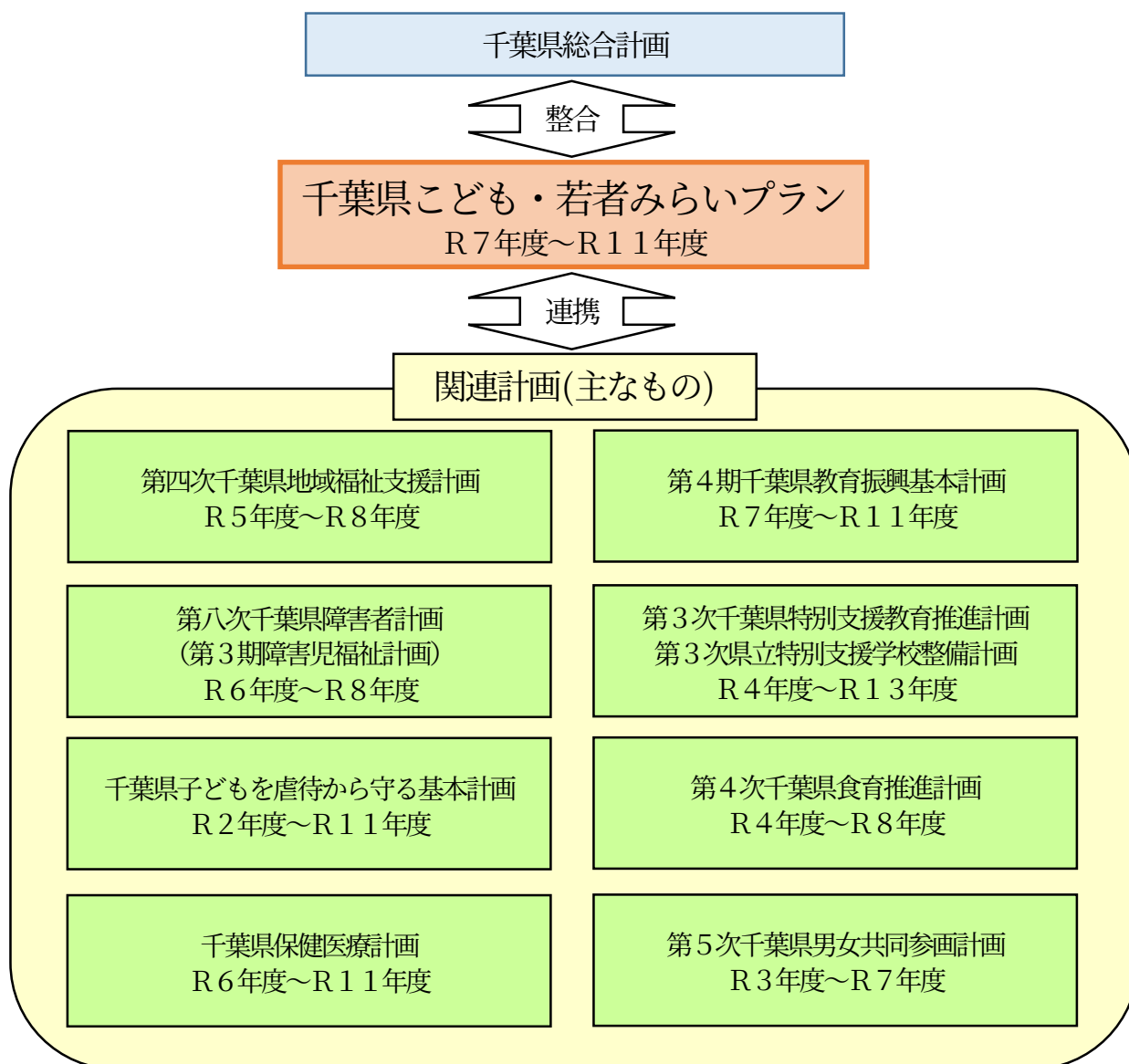
県では、これまで、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法等に基づく「千葉県子ども・子育て支援計画2020」や、子ども・若者育成支援推進法に基づく「千葉県青少年総合プラン」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「千葉県子どもの貧困対策推進計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」を策定し、市町村や関係機関等と連携し、こどもや若者支援に関する施策を推進してきました。

これらの施策をより総合的かつ計画的に推進するため、こども・若者施策の共通の基盤となる新たな計画として「千葉県こども・若者みらいプラン」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」として、以下の法律等に基づく計画と一体的に策定するとともに、千葉県総合計画をはじめ、関連する各種個別計画との整合性を図ります。

- ・子ども・子育て支援法第62条第1項「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第9条第1項「都道府県行動計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項「都道府県子ども・若者計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項「都道府県こどもの貧困対策計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項「都道府県自立促進計画」
- ・厚生労働省通知（成育医療等基本方針）に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」



＜SDGsの理念に基づく「こどもまんなか社会」の実現＞

- SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されたもので、国連に加盟している193か国が、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）の15年間で達成するために掲げた目標です。
- SDGsは、国際交流が深まり経済活動が活発化し豊かになる一方で、所得格差による貧困や飢餓、自然環境が破壊され、経済・社会の基盤となる地球の持続可能性が危ぶまれたことに起因して、「誰一人取り残さない」という理念のもとに、17のゴールと169のターゲットを掲げ、各国で積極的に取り組まれています。
- 我が国においても、2016年（平成28年）5月に総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置され、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組まれています。千葉県では、チーバくんの「SDGsシンボルマーク」を作成し、県民、企業、大学、行政などによる連携・協働の取組を促進し、活動の普及・啓発に取り組み、持続可能な社会実現を目指しています。
- 本計画においても、その実施に当たってはSDGsの取組と重なり合うことが多いことから、SDGs推進との協働を図りながら、こども・若者施策の推進に取り組み、こどもまんなか社会を創り、持続的発展を目指すことで、SDGsの達成に貢献します。



3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画における定義

(1) 「こども」

この計画が対象とする「こども」は、18歳や20歳といった年齢により「おとな」とするのではなく、「おとな」として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を幅広く含んだ概念としています。

(2) 「若者」

この計画が対象とする「若者」は、思春期のうち高校生年代と青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）及びポスト青年期（青年期を過ぎ、40歳未満）の者としています。

(3) 「子育て当事者」

この計画が対象とする「子育て当事者」は、妊娠している段階から子育てが始まっていると捉え、妊娠中から自立して生計を営む前の「若者」の保護者を含めた概念としています。

※ 本計画では、施策や事業等によっては、個別の法令等による定義として、「子ども」「子供」「幼児」「児童」「生徒」「青少年」等の表現を使用しています。

※ 「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、本計画では、円滑な社会生活を送っている20代や30代の「おとな」に対する施策も含まれていることから、「若者」の表記を使っています。

第2章 こども・若者や子育て家庭を 取り巻く状況

(1) 少子化の進行

① 県人口の推移

本県の総人口は、1970年から2020年の50年間で約2倍まで増加しましたが、その後、社会増を自然減が上回る総人口減少時代に入っています。

年少人口（0歳～14歳までの人口）については、1970年代の第二次ベビーブームの影響等により1980年まで急増したものの、その後減少傾向に転じ、2005年以降は高齢者人口を下回っています。

(図表1) 千葉県の総人口及び3区分別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」。2024年は「千葉県毎月常人口調査」（国勢調査と同じ10月1日現在）を「千葉県年齢別・町丁字別人口」（令和6年4月1日現在）の年齢別人口比率を用いて按分して算出。

②出生数及び合計特殊出生率の推移

本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和48年（1973年）の8万2,960人をピークに減少傾向が続き、令和5年（2023年）には3万5,658人となっています。

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生むこどもの数の推計値）は、昭和51年（1976年）に2.0を下回り、昭和60年（1985年）以降は全国平均を下回っており、令和5年（2023年）は1.14（全国1.20）となっています。

（図表2）出生数・合計特殊出生率推移（全国・県）



資料：厚生労働省 令和5年度「人口動態統計」

③理想子ども数と予定子ども数の推移

国立社会保障・人口問題研究所が令和3年（2021年）に実施した調査によると、夫婦にたずねた理想的な子ども数は、前回調査2.32人を下回り2.25人となっています。夫婦が実際に持つ予定の子ども数も2.01人となっています。

（図表3）平均理想子ども数、平均予定子ども数推移（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（令和3年）

「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担や年齢、妊娠や育児の困難さなどが挙げられています。

(図表4) 理想の数の子どもをもたない理由(全国)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査

※対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚同士の夫婦。不詳を含まない選択率。複数回答のため合計値は100%を超える。

④平均初婚年齢・未婚率

本県の平均初婚年齢は、国の調査によると、令和5年（2023年）の男性で31.4歳、女性で29.9歳と上昇傾向にあります。

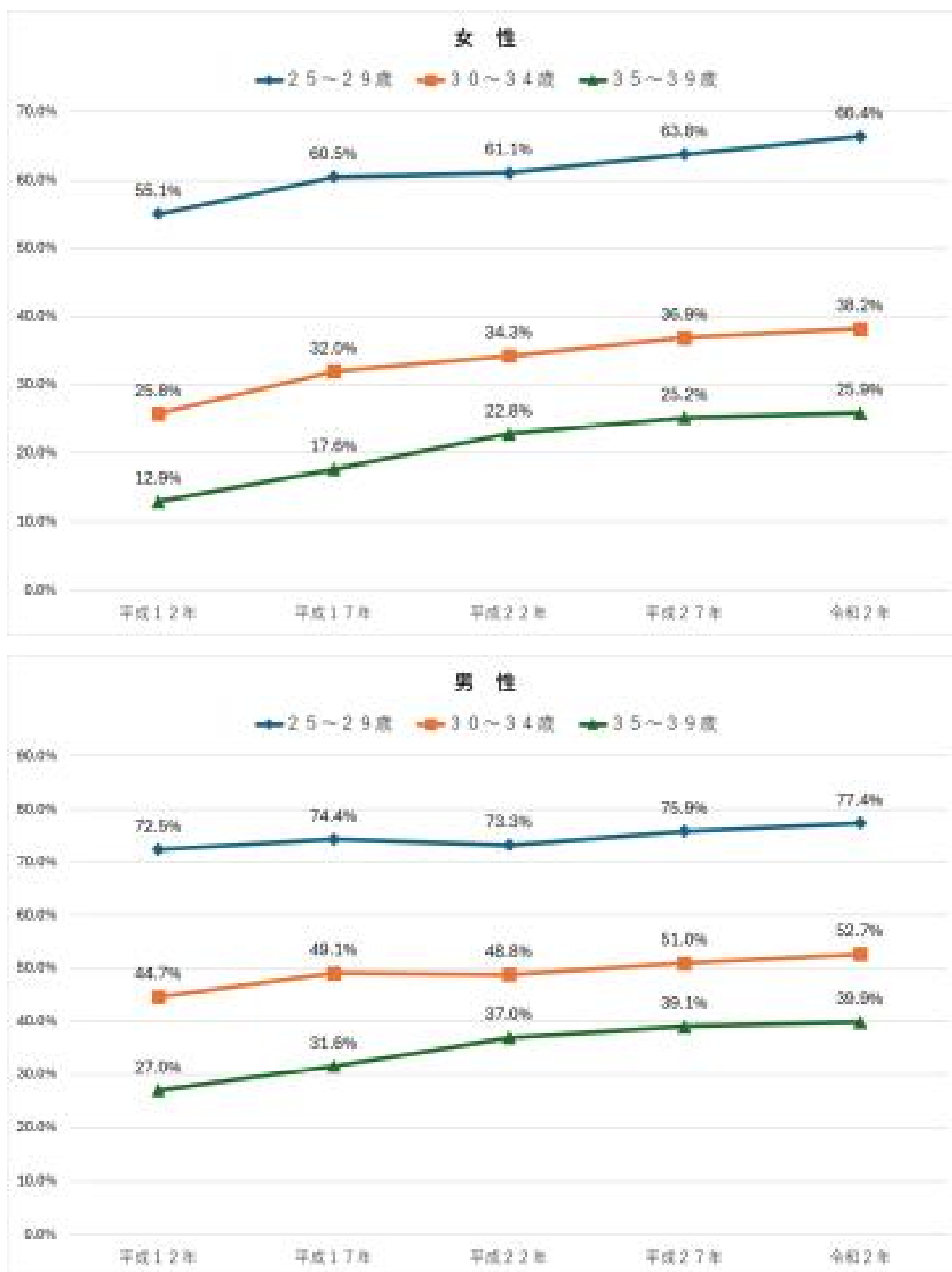
また、本県の未婚率は、令和2年（2020年）の国勢調査によると、男性・女性とも各年代において上昇しています。

（図表5）平均初婚年齢の推移（県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(図表6) 未婚率の推移(県)



資料：総務省「国勢調査」

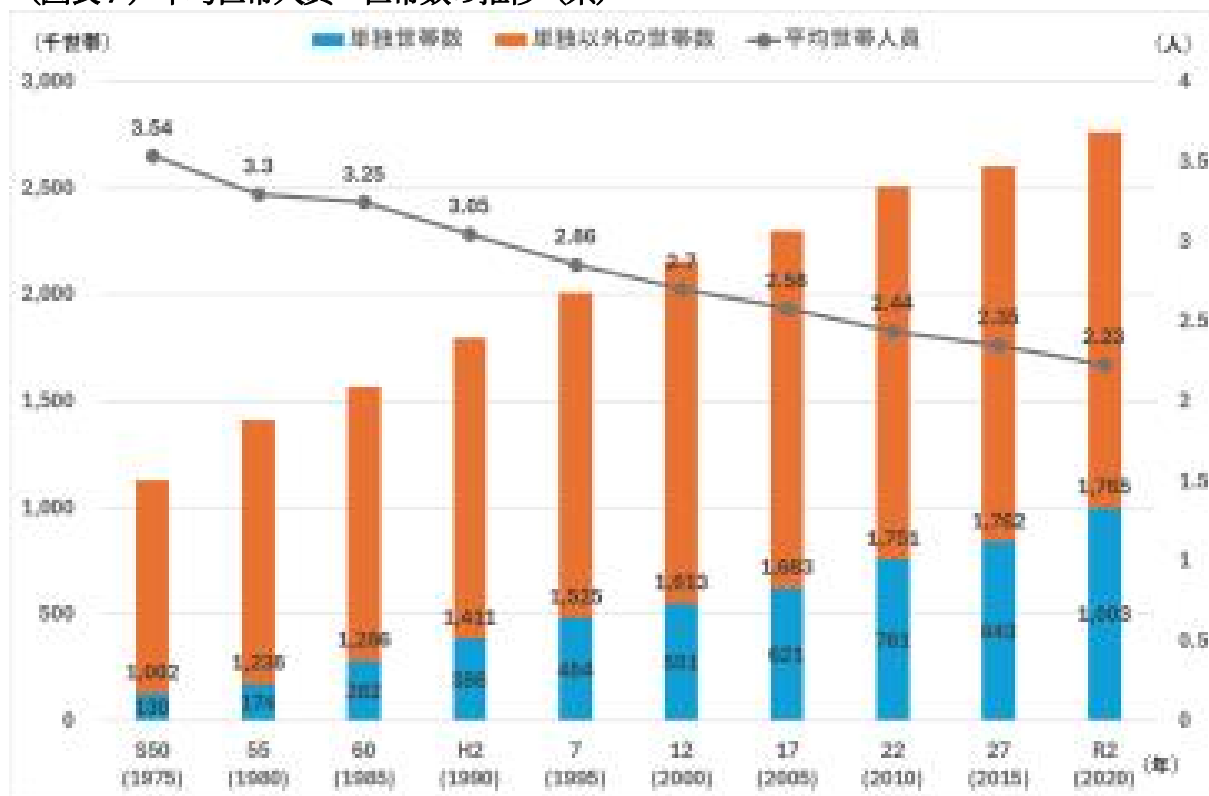
(2) 子育て家庭を取り巻く状況

①世帯の状況

昭和50年（1975年）には、本県の平均世帯人員は3.54人でした。

以降、平均世帯人員の減少と単独世帯数の増加が進み、令和2年（2020年）には平均世帯人員2.23人となっています。

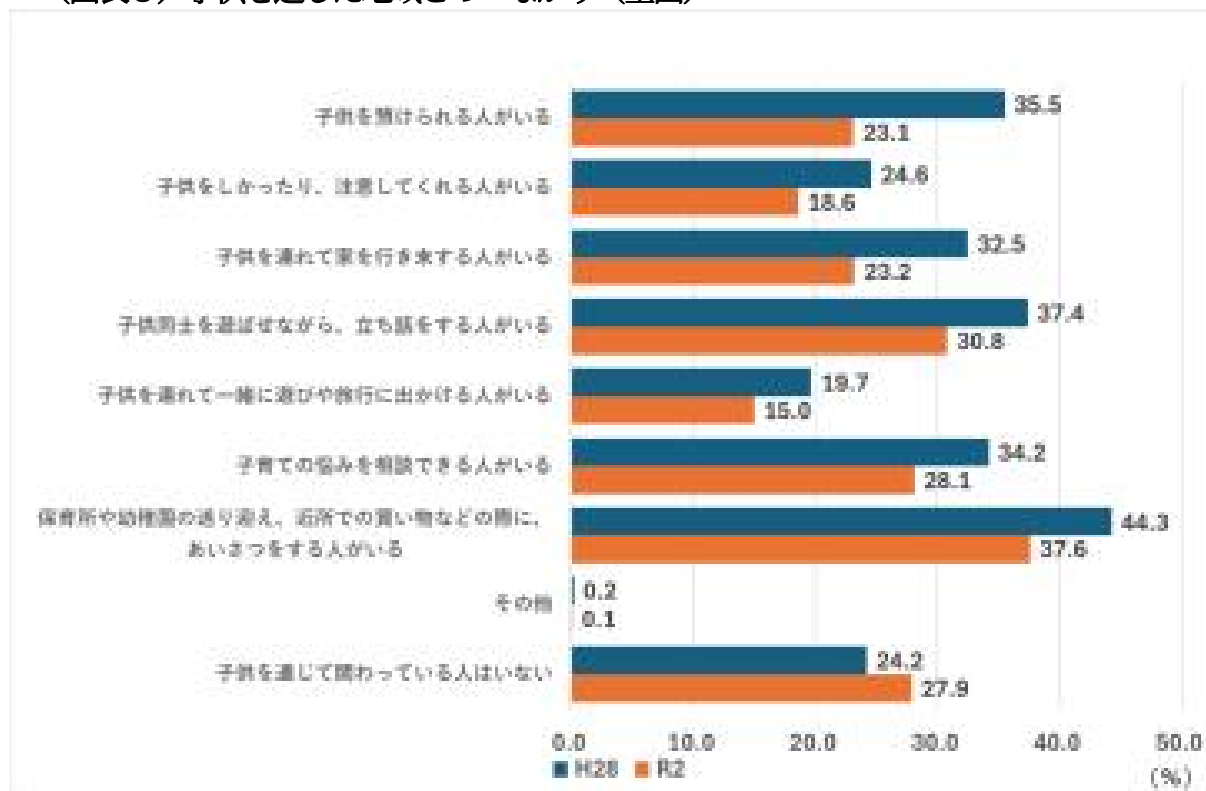
(図表7) 平均世帯人員・世帯数の推移（県）



資料：総務省統計局「国勢調査」（令和2年）

地域との付き合いについて、平成28年（2016年）と令和2年（2020年）を比較すると、こどもを預けられる人や家を行き来する人などの割合が減少し、こどもを通じて関わっている人のいない家庭の割合が増加しています。

（図表8）子供を通じた地域とのつながり（全国）

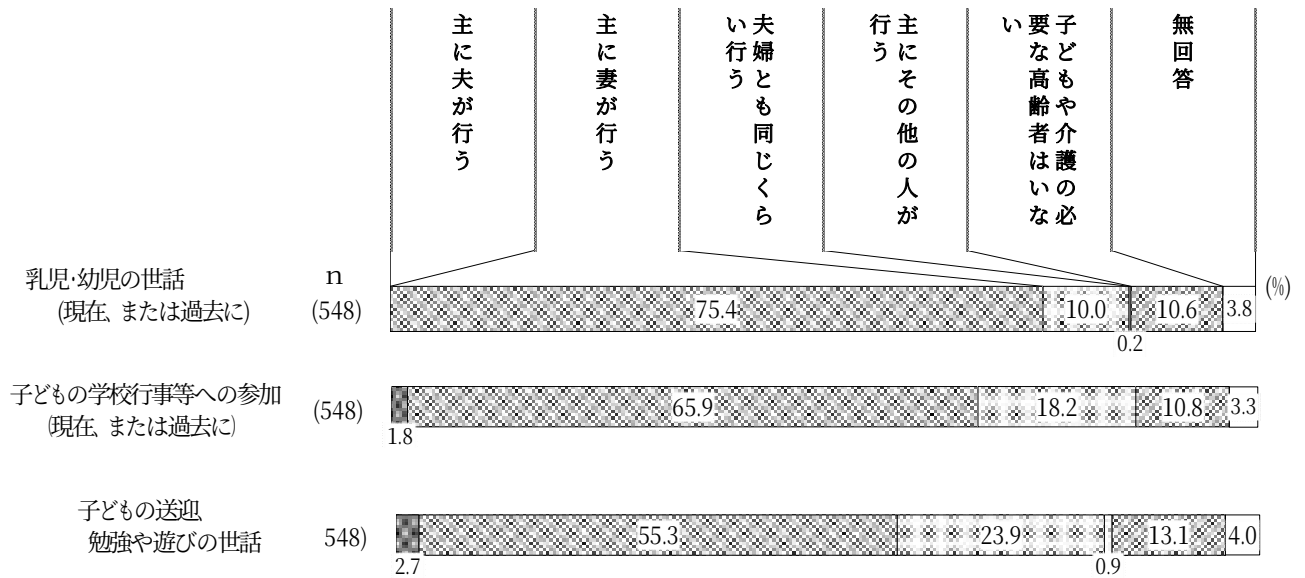


資料：文部科学省 令和2年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～」

②家庭の役割分担の状況等

令和元年度に実施した県の調査によると、子育てに係る家庭内の役割の多くが主に母親によって担われています。

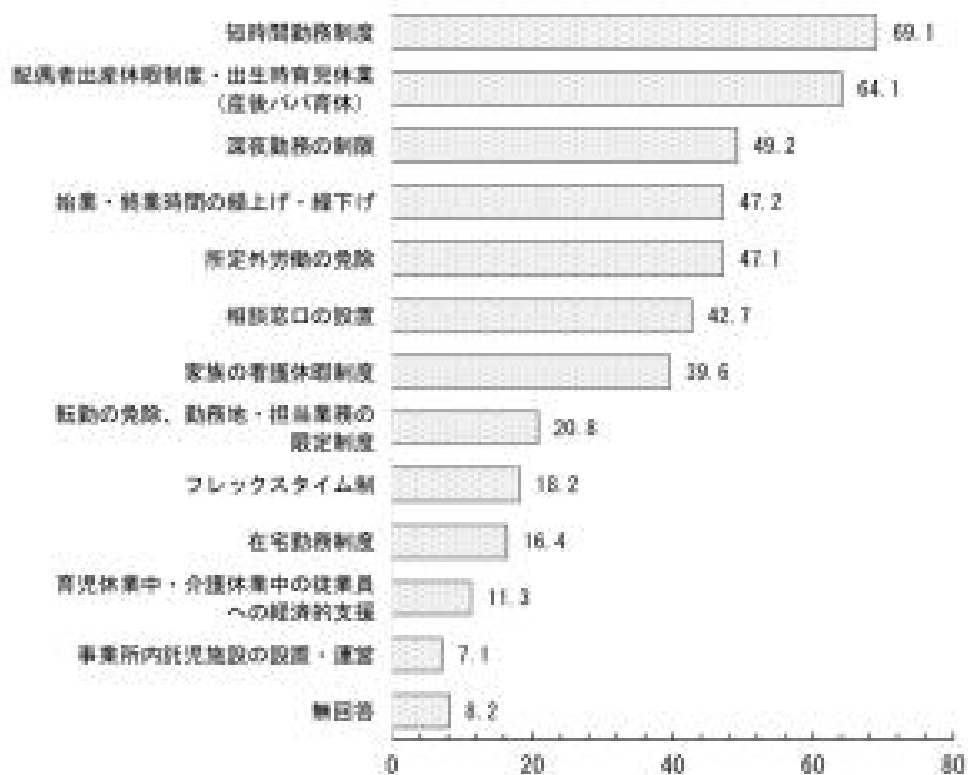
(図表9) 家事等の役割分担 (県)



資料：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」抜粋（令和元年度）

企業による育児中の社員に対する支援等として、短時間勤務制度や男性の育児休業制度などが導入されています。

(図表10) 育児中の社員に対する支援制度・配慮の取組



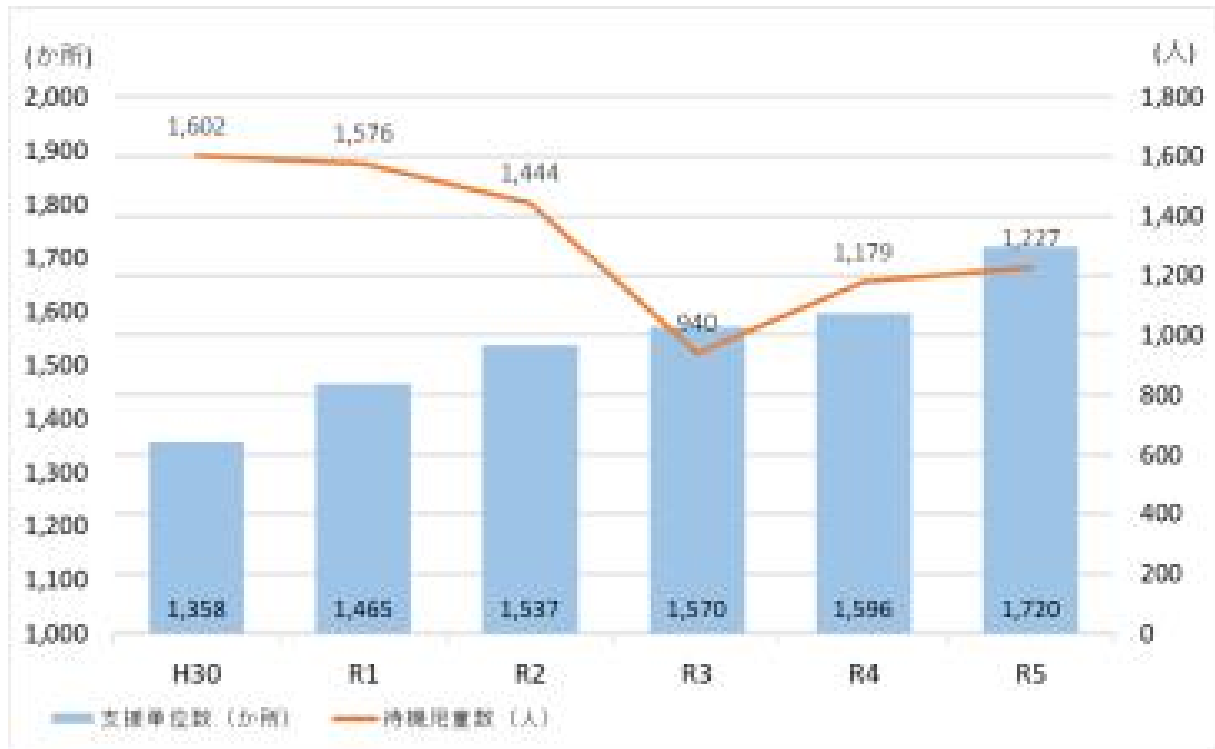
資料：千葉県商工労働部雇用労働課「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」(令和5年度)

③放課後児童クラブ・放課後子供教室の状況

放課後児童クラブ支援単位数は年々増加しており、待機児童数の数は令和5年で1,227人とピークの平成30年と比較し、400人近く減少しています。

また、放課後子供教室設置校数については、令和5年度と令和4年度を比較すると、設置校数は増えています。

(図表11) 千葉県内放課後児童クラブ支援単位数及び待機児童数の推移



資料：放課後児童健全育成事業実施状況調査（H30～R5）

(図表12) 放課後子供教室設置校数

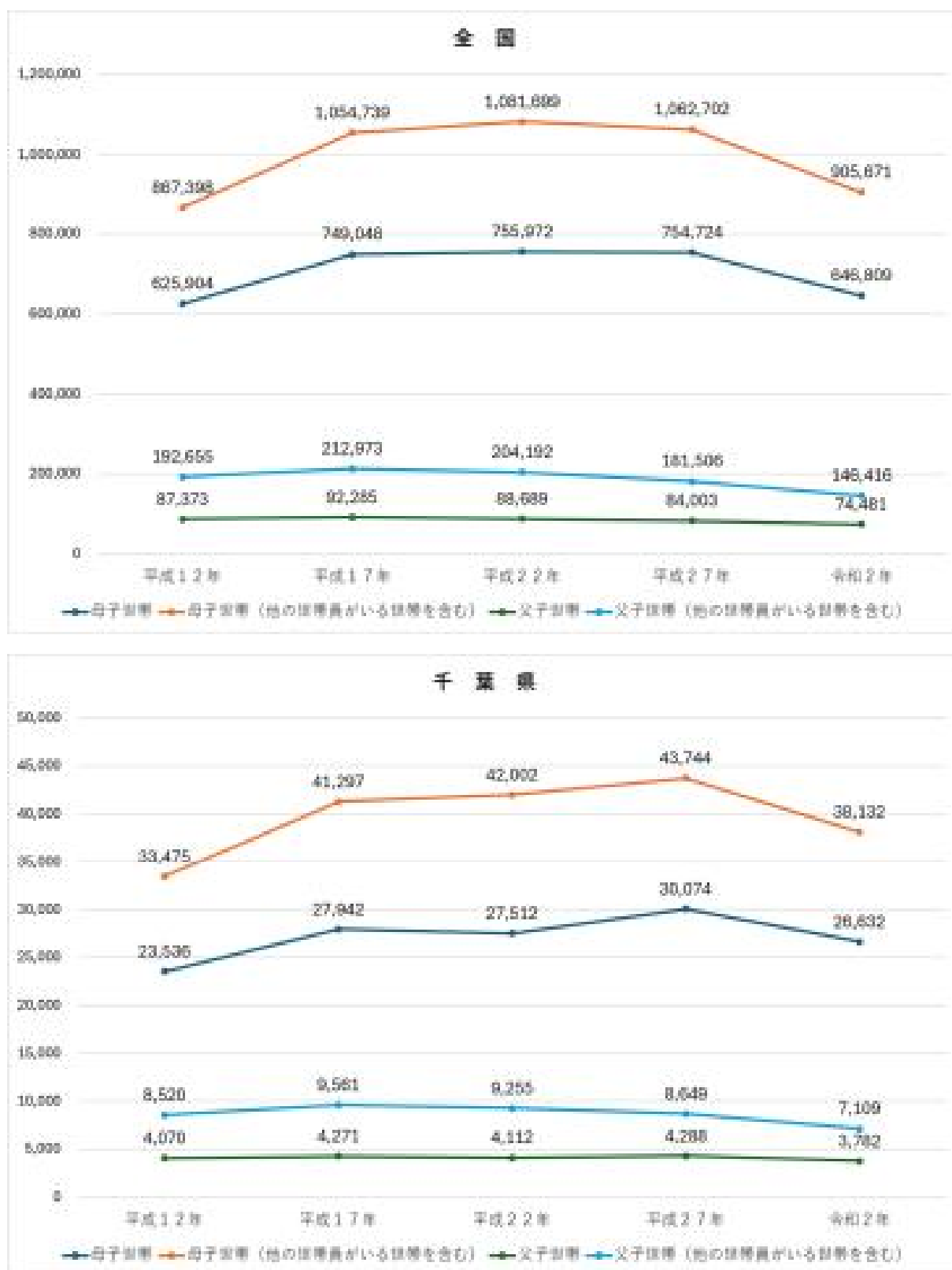
導入率（政令市除く）	R4	R5
放課後子供教室設置校	378校（39／53市町村）	383校（38／53市町村）

資料：千葉県教育庁生涯学習課「放課後子供教室実施状況」（令和4・5年度）

④ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の数は近年、やや減少傾向にあります。

(図表13) ひとり親世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

(3) こども・若者を取り巻く状況

①こどもの貧困の状況

令和3年(2021年)の我が国のこどもの貧困率は、11.5%となっており、およそ9人に1人のこどもが、平均的な所得水準の半分以上での生活を余儀なくされています。

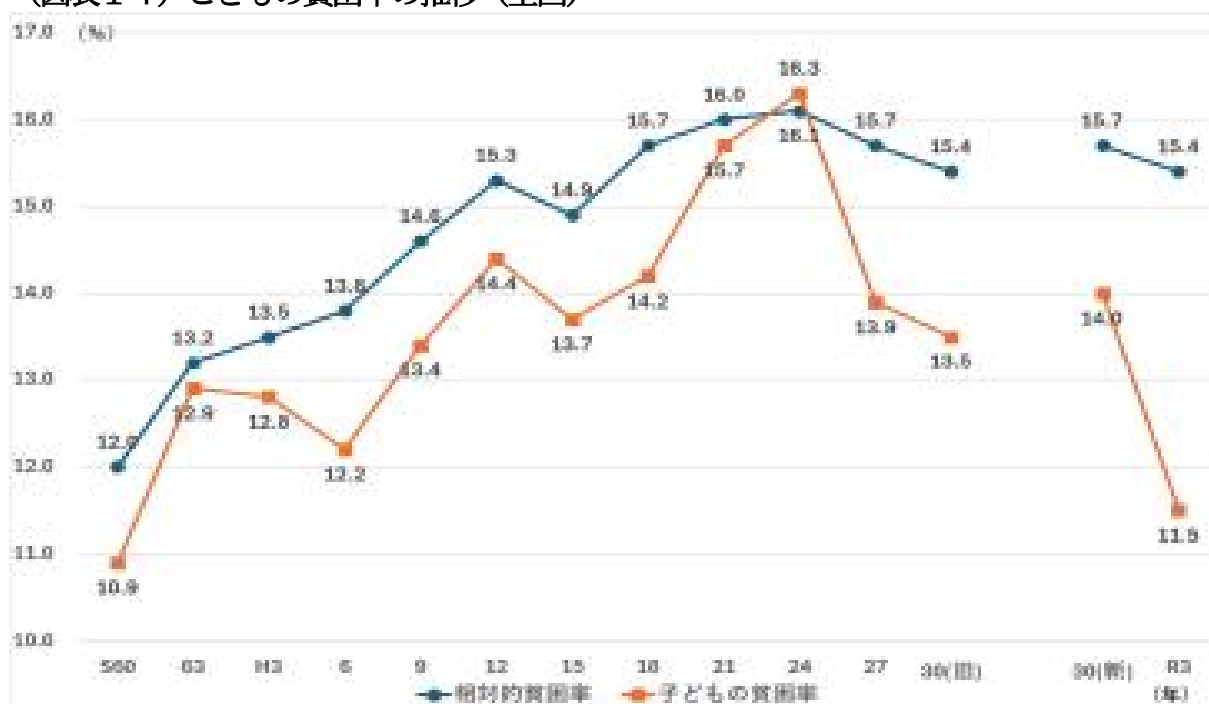
県が令和6年度に実施した「千葉県こどもの生活実態調査」等によると、貧困状態にある家庭では、こどもの自己肯定感が他の家庭に比べて低く、睡眠や食事等の基本的生活習慣にも課題がみられるほか、家事や家族の世話で勉強や遊ぶ時間を十分にとれなかったこども、学校に行きたくないと思ったことのあるこども等も他の家庭に比べて多い傾向にあり、貧困がこどもに与える影響は深刻かつ様々な場面に表れています。

全てのこども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるようにするためにも、貧困の解消に向けた対策が求められます。

また、ひとり親とこどもから成るひとり親世帯の貧困率は、令和3年(2021年)時点で44.5%となっており、大人が2人以上いる世帯の8.6%と比較して、高い割合を占めています。

ひとり親世帯は、ひとりの親が生計の維持と子育てを同時に担うことから、就業や子育て、生活に関する様々な困難に直面する場合があります、社会的に不利な境遇に陥りやすい状況にあることから、相談体制の整備や保護者に対する就労支援などの取組が求められます。

(図表14) こどもの貧困率の推移(全国)



資料：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」

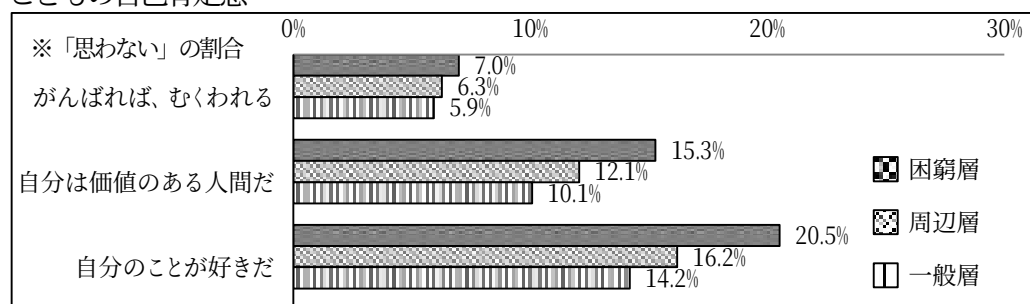
※相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(中央値の半分)に満たない世帯の割合。なお、可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。

※「子どもの貧困率」とは、こども(17歳以下の者)全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合をいう。

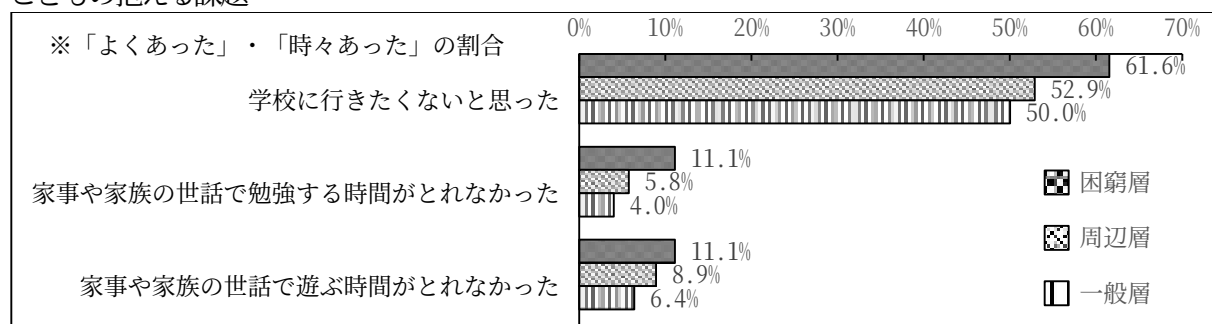
※平成30年の(新)及び令和3年は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いた新基準の数値である。

(図表15) 貧困状態にある家庭のこどもの状況

こどもの自己肯定感



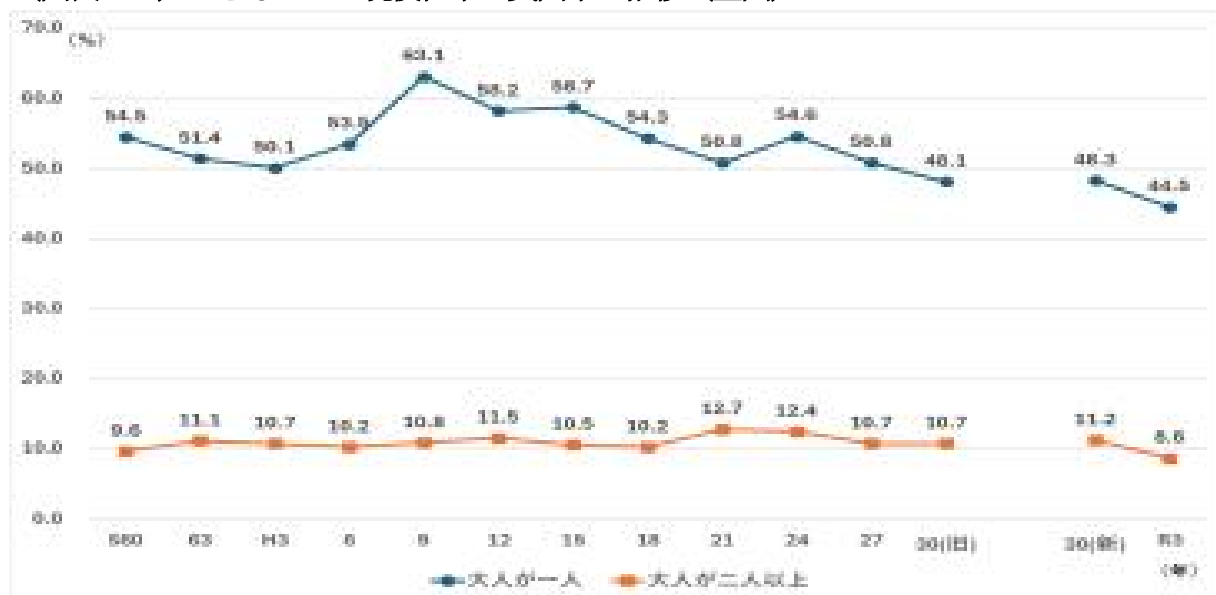
こどもの抱える課題



資料：千葉県健康福祉指導課「千葉県こどもの生活実態調査」等抜粋

※本調査ではこどもの生活困難を3つの要素(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如)に基づき分類しており、3要素のうち2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する層を「周辺層」と分類している。

(図表16) こどもがいる現役世帯の貧困率の推移(全国)



資料：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」

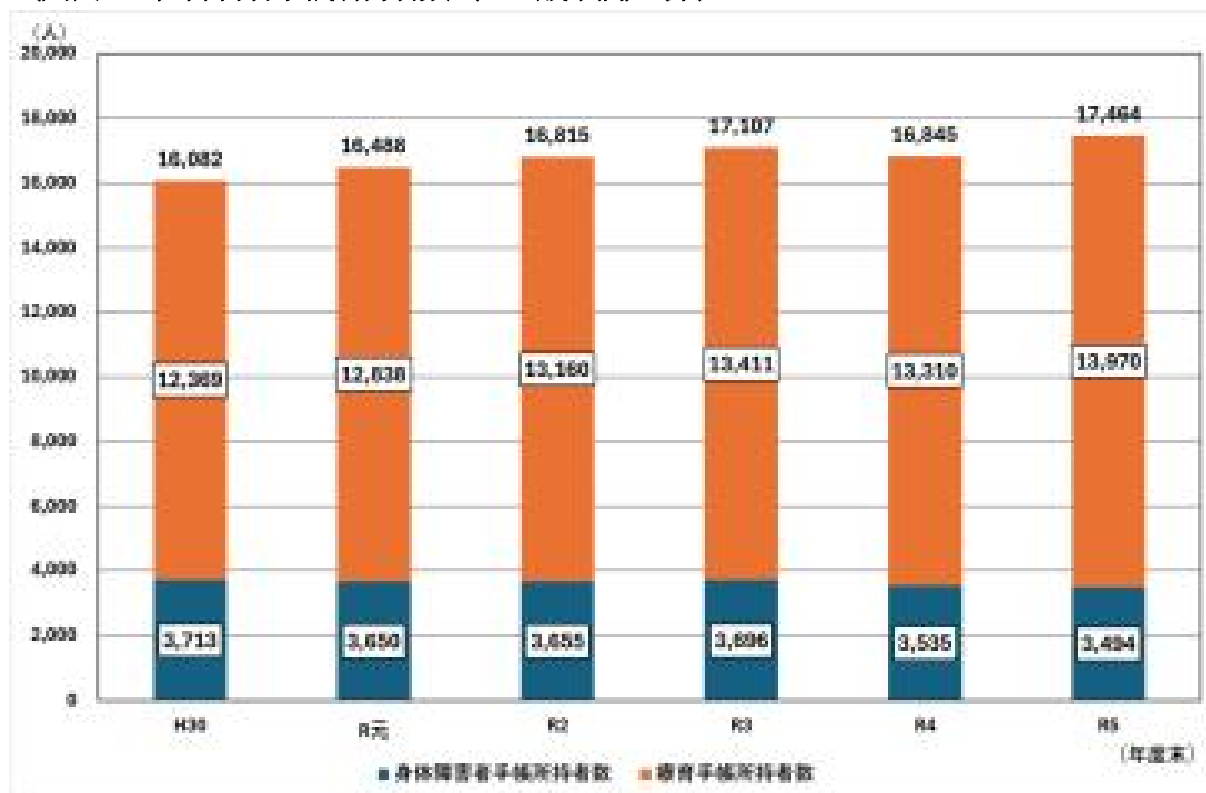
※こどもがいる現役世帯の貧困率とは、現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいう。

※平成30年の(新)及び令和3年は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いた新基準の数値である。

②障害者手帳所持の状況

本県における18歳未満の障害者手帳所持者数（身体障害者手帳及び療育手帳）は、令和5年度末現在で17,464人で、平成30年度末の16,082人と比べると、1,382人増加しています。

（図表17）障害者手帳所持者数（18歳未満）（県）



資料：障害者福祉推進課

③児童虐待相談対応件の状況

本県の児童相談所の児童虐待に関する相談対応件数は、令和4年度では11,219件であり、前年度と比較すると651件減少していますが、令和元年度から高い水準でほぼ横ばいとなっています。児童虐待は、重大な人権侵害であるとともに、犯罪となりうる行為です。それらの防止に向けた広報啓発活動を行うとともに、相談体制の整備や被害者がある後、安心安全な生活を送るための支援が求められています。

(図表18) 児童虐待相談対応件数推移(全国・県)



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

④里親等委託児童

本県の里親等委託児童数・里親等委託率は増加傾向です。

(図表19) 里親等委託率の推移【千葉県】

年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乳児院 入所児童数	78人	78人	66人	69人	51人	51人
児童養護施設 入所児童数	701人	694人	712人	687人	701人	645人
里親等 委託児童数	301人	329人	343人	348人	358人	382人
計	1,080人	1,101人	1,121人	1,104人	1,110人	1,078人
里親等委託率	27.9%	29.9%	30.6%	31.5%	32.3%	35.4%

※ 各年度末時点の委託及び入所状況

⑤ヤングケアラー

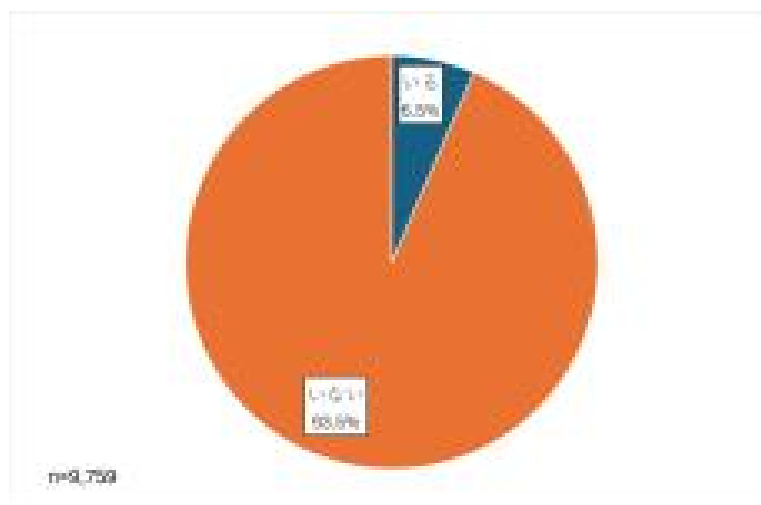
県が実施した調査（「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究」令和5年3月）によると、小学6年生の14.6%が「世話をしている家族がいる」と回答しており、全国調査（日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」令和4年3月）の6.5%と比べて、高い値を示しています。

（図表20）世話をしている家族の有無（県）：単数回答



資料：千葉県児童家庭課「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究報告書」（令和4年度）

※参考：国調査（小学6年生）：世話をしている家族の有無



資料：日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和4年3月）

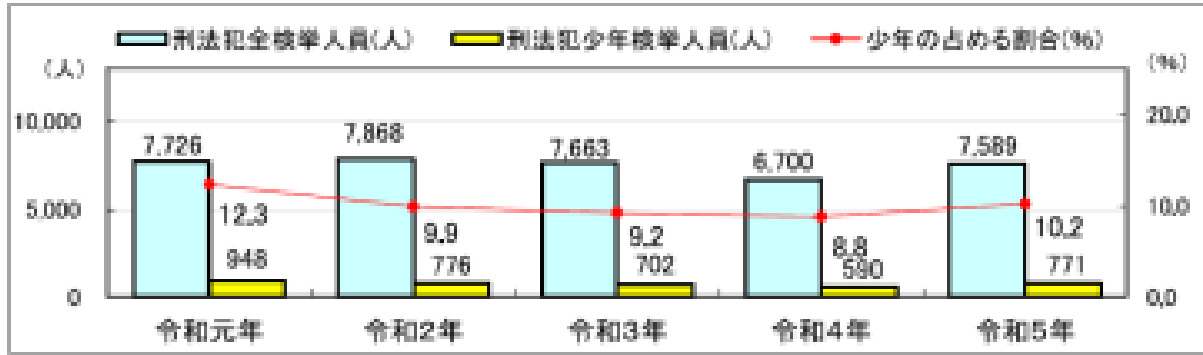
⑥非行

少子化で、こどもの数が減少している一方、刑法犯罪少年検挙数の数値によると、少年検挙人員の全犯罪検挙人員に占める割合は変わらず、1割程度います。

また、刑法犯少年の再犯者率は、3割前後を推移しています。

(図表2.1) 刑法犯少年検挙数の推移

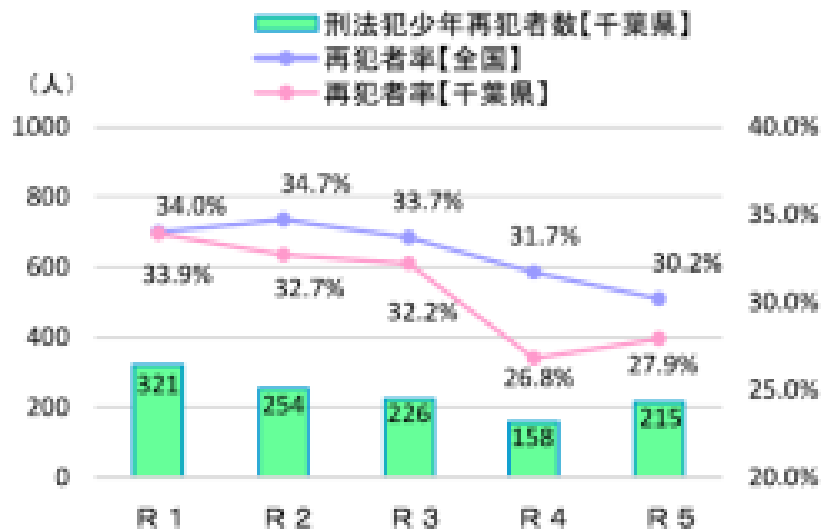
《刑法犯少年検挙人員の推移》



資料：千葉県警察本部「ちばの少年非行」(令和6年版)

(図表2.2) 刑法犯少年の再犯率

《刑法犯少年の再犯者率(全国・千葉県)》



資料：千葉県警察本部「ちばの少年非行」(令和6年版)

⑦いじめ

いじめ認知件数は、全体として年々増加しており、特に、小学校は増加を続けています。

(図表23) いじめ認知件数の推移(県)



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

⑧不登校

不登校児童生徒の数は増加傾向にあり、特に新型コロナウイルス感染拡大のあった令和2年度以降、大きく増加しています。

(図表2-4) 不登校児童生徒数の推移(県)



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

⑨高校中途退学者数

高校の中途退学者数は、令和になって減少したものの、近年は増加の傾向にあります。

(図表25) 年度別中途退学者数の推移(県)



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

⑩若者の自立等

若者が自立し、社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが重要であり、また、働く場は、生活の糧を得るだけではなく、成長や自己実現の場でもあります。若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮していけるよう、困難な状況にある若者の自立や社会参加に向けた支援等の取組の推進が求められます。

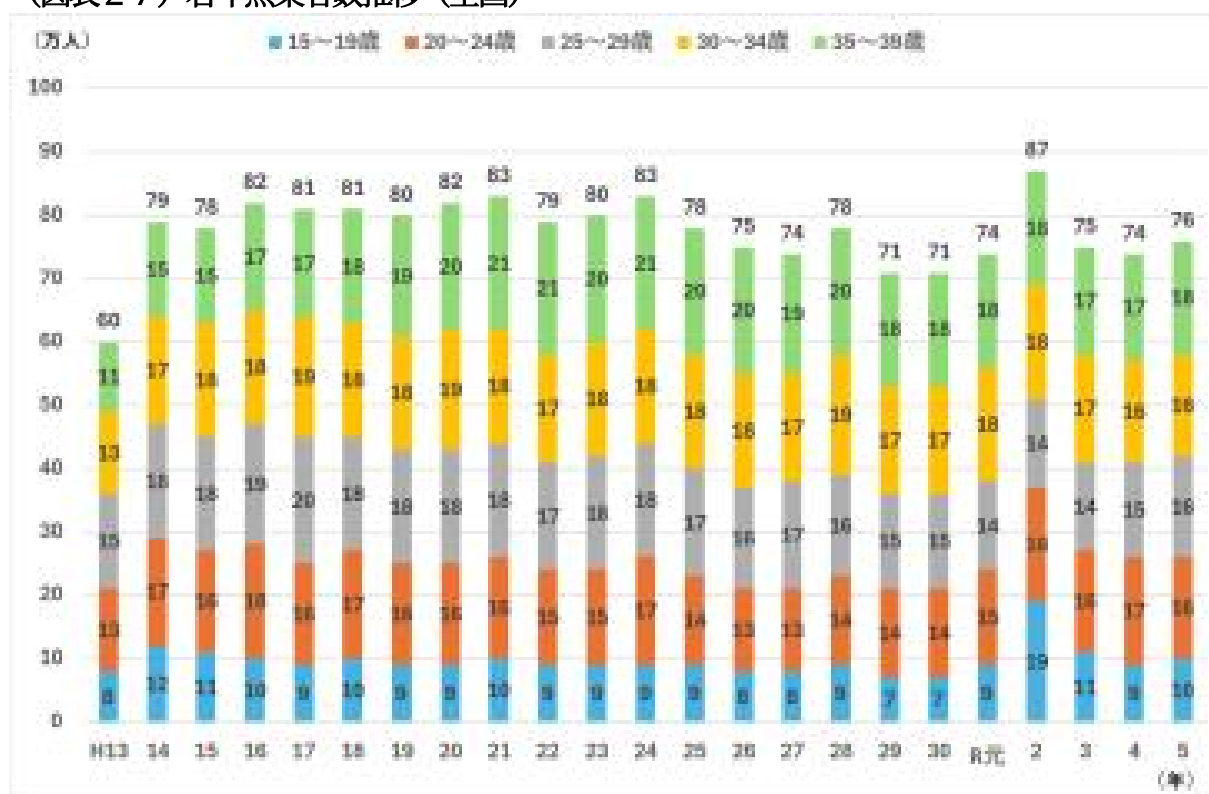
新規学卒者の就職率は9割を超えていますが、令和5年の全国の若年無業者（ニート）の推計は、76万人となっており、コロナ禍前の水準まで減少したものの、依然高止まりしています。

（図表26）高校・大学等の新規学卒者の内定状況推移（県）



資料：厚生労働省千葉労働局「令和6年3月新規学校卒業者の就職内定状況等について」
※大学等は4月1日現在、高校生は6月末現在における数値

(図表27) 若年無業者数推移(全国)



資料：総務省統計局「労働力調査(基本集計)」
※平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの

①ひきこもり状態にある人の状況

令和4年(2022年)の国の調査によると、全国の若者の約2%が広義のひきこもり状態とされています。

(図表28) ひきこもりに関する状況等(全国、15歳～39歳対象調査)

状況	有効回収数に占める割合	概要	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0. 9 5 %	準ひきこもり	広義のひきこもり
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0. 7 4 %	狭義のひきこもり	
自室からは出るが、家からは出ない	0. 3 0 %		
自室からほとんど出ない	0. 0 6 %		
合計	2. 0 5 %	—	

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和4年度)

(4) グローバル化の状況等

私たちの社会は、性別、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されています。

本県の外国人数は令和5年（2023年）12月時点で、20万4,091人と過去最高となり、近年、増加傾向にあります。平成24年（2012年）からの県人口と外国人数の増加率を比較すると、県人口の約1%増に対し、外国人数は約93%増と大幅に増加しています。

こうした中、日常生活に必要な日本語でのコミュニケーション能力が十分でない、日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあります。

また、民間企業等の複数の調査結果を踏まえると、およそ3%から10%の人がLGBTであると推定されます。性別違和については、中学生までに自覚していた人が多いとの調査結果もあります。

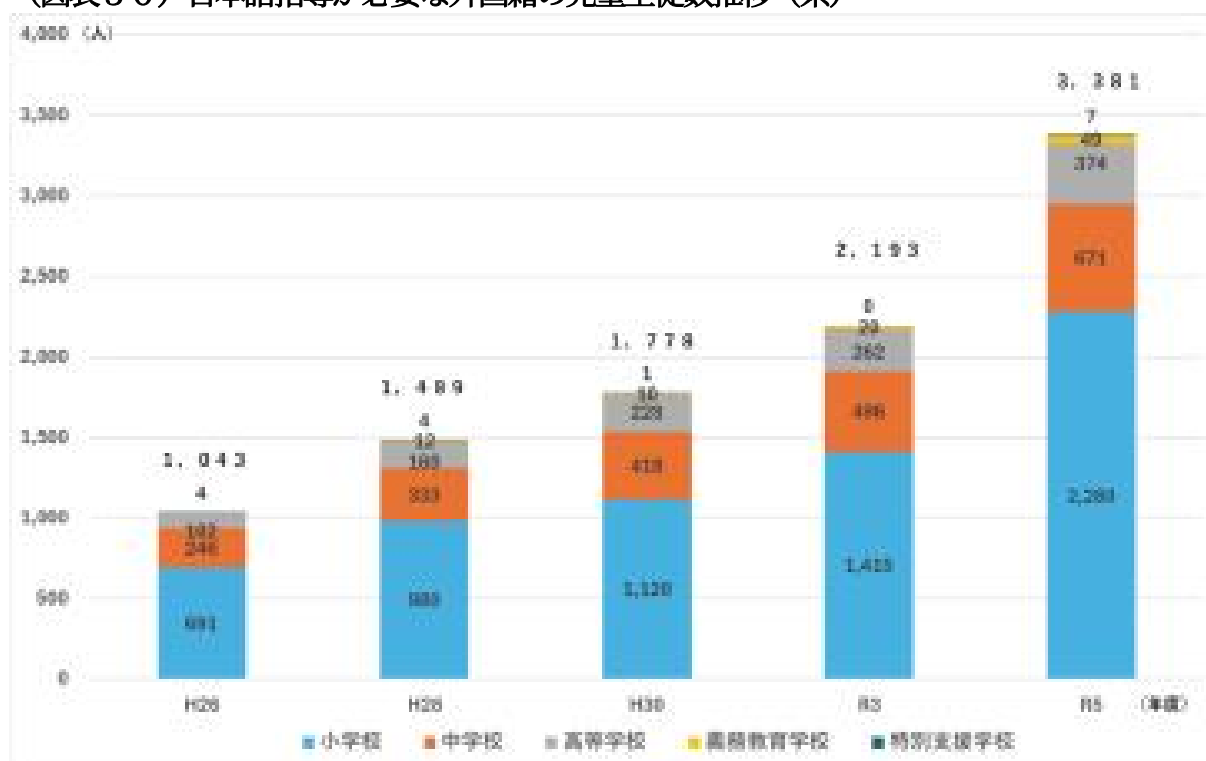
(図表29) 外国人数・県人口の推移（県）



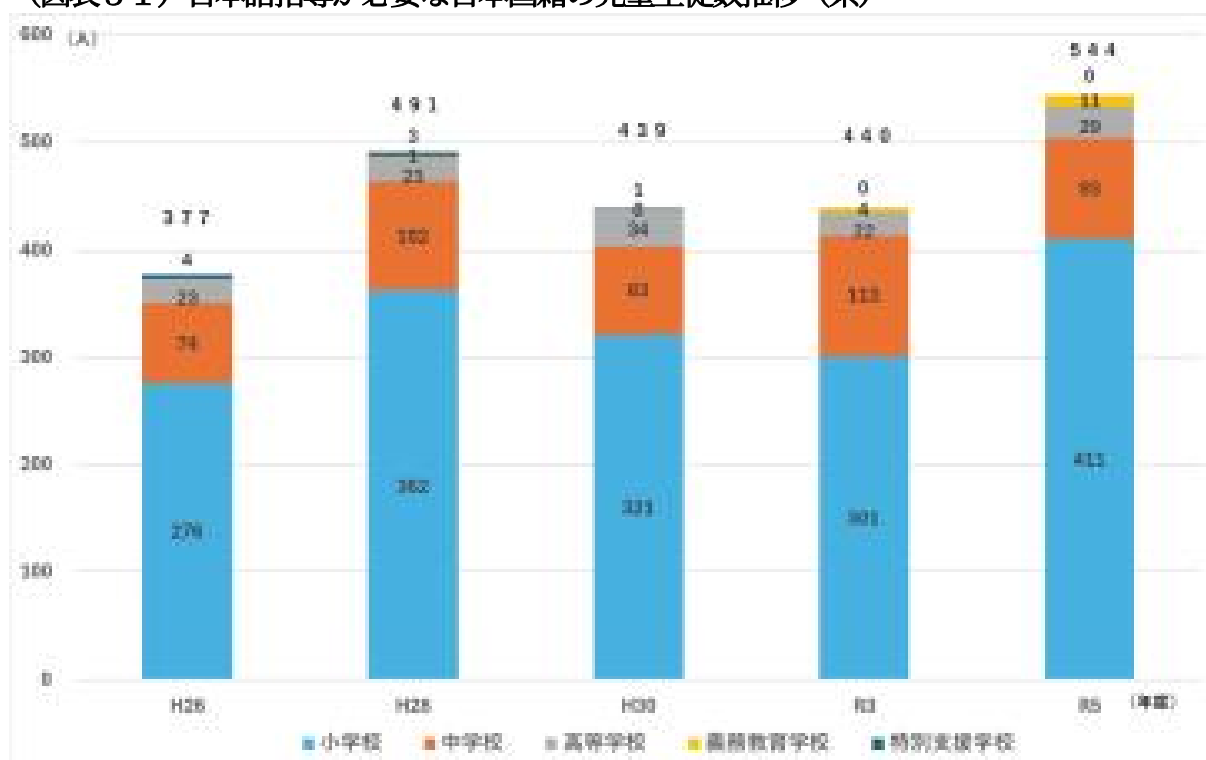
資料：法務省「在留外国人統計（2023年12月末）」、千葉県統計課「千葉県毎月常住人口調査（12月調査）」

※県人口は各年12月1日現在のものです。

(図表30) 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数推移 (県)



(図表31) 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数推移 (県)



資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

(5) 生命・安全の危機

令和4年（2022年）の年齢階級別死因割合によると、本県の15歳から39歳までの死因の1位は自殺となっています。

思春期はこどもからおとなへの移行期に当たり精神的な安定を損ないやすい時期であることから、自殺を防ぐ体制の充実が求められています。

(図表32) 年齢階級別死因割合（県） 令和4年（2022年）

年齢階級	1位		2位		3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
10～14歳	その他	12	自殺	7	悪性新生物	7
15～19歳	自殺	37	不慮の事故	16	その他	15
20～24歳	自殺	58	不慮の事故	15	その他	13
25～29歳	自殺	71	その他	22	悪性新生物	11
30～34歳	自殺	52	悪性新生物	34	その他	26
35～39歳	自殺	61	悪性新生物	58	その他	46
40～44歳	悪性新生物	101	自殺	83	その他	80
45～49歳	悪性新生物	219	その他	168	高血圧性疾患	100
50～54歳	悪性新生物	423	その他	283	高血圧性疾患	186

資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和5年度）

交通人身事故の発生件数、重傷者数、死者数は減少傾向にあるものの、通学中の児童が死傷した痛ましい事故の原因となった飲酒運転など、重大な交通事故の発生につながる危険運転等が後を絶たないことから、交通安全教育や登下校での見守り等、交通事故の防止に向けた更なる取組が求められています。

(図表3-3) 交通人身事故件数・負傷者数・重傷者数・死者数の推移(県)(H26～R5)

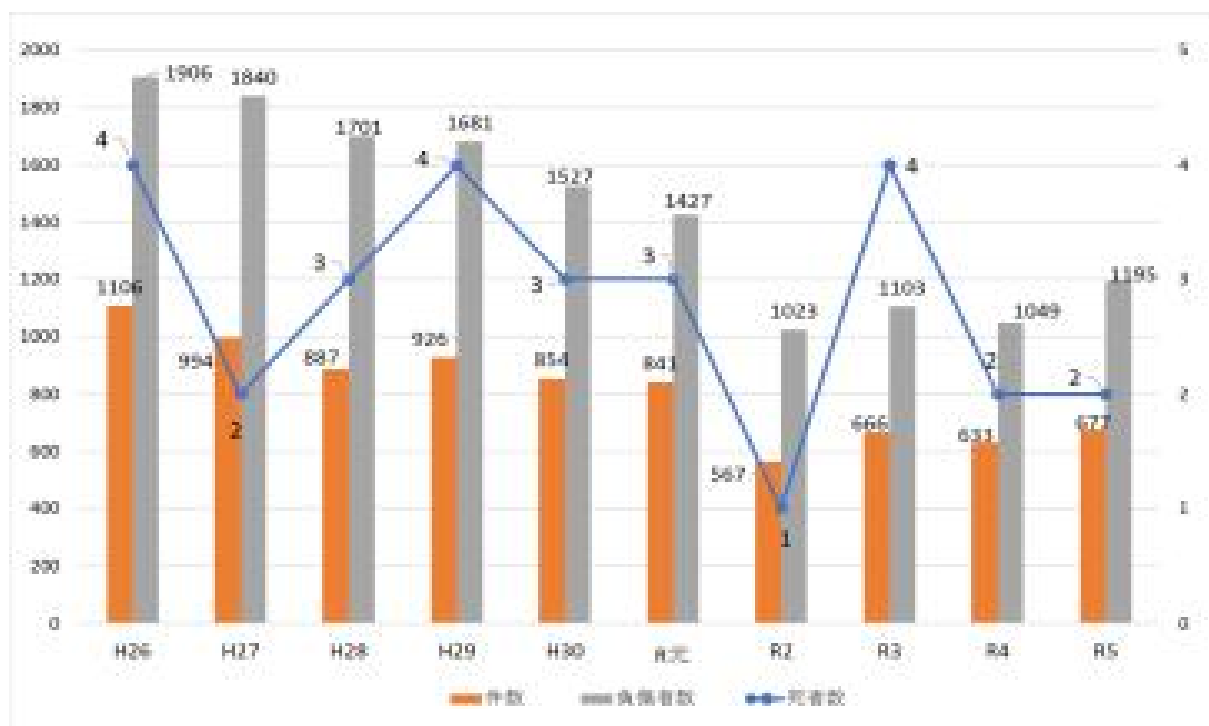


注1：重傷者数は、負傷者数の内数を示す。

2：() 内の数値は、前年比を示す。

資料：千葉県警察本部交通部交通総務課「令和5年中における交通人身事故の発生状況について」(令和5年)

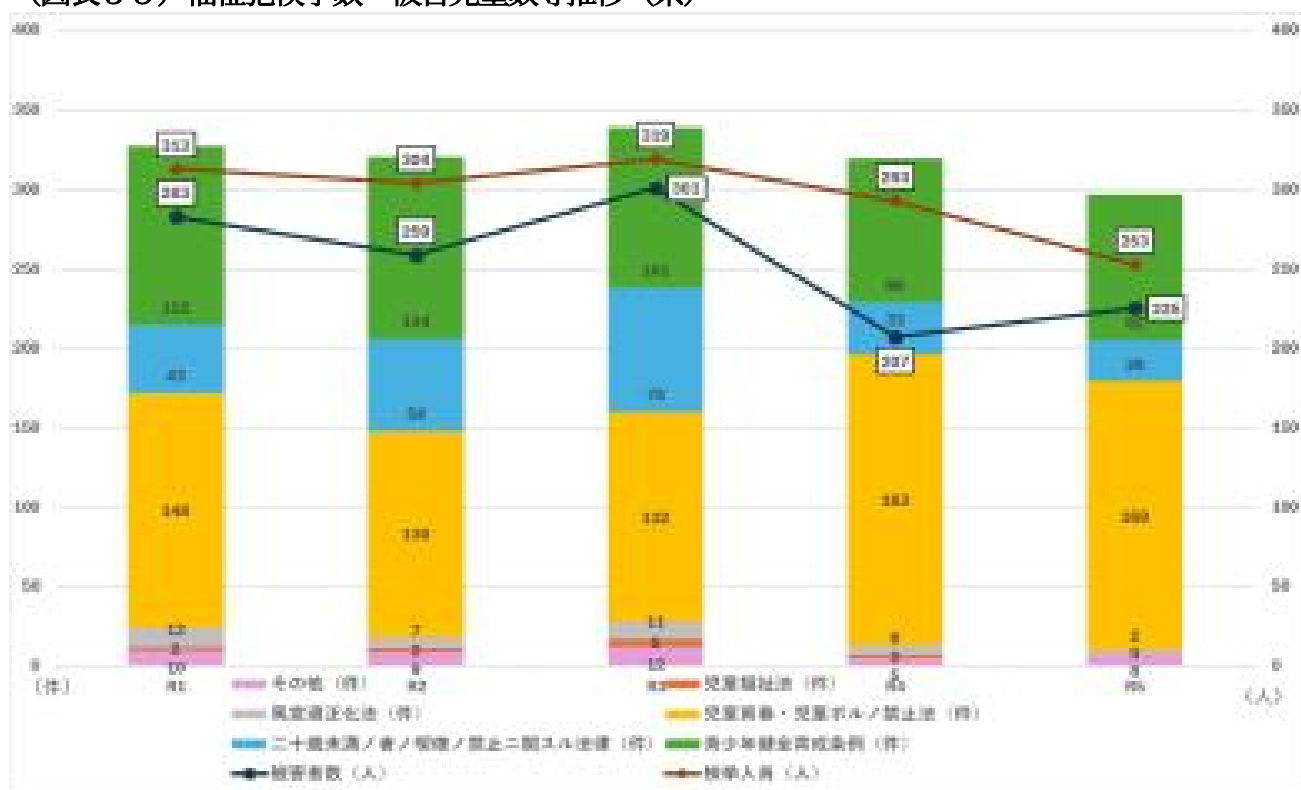
(図表3-4) 県内における子ども(中学生以下)の交通事故の推移



資料：千葉県警察本部交通部交通総務課

性被害、消費者被害等の事件・事故に巻き込まれるケースが後を絶たない状況にある中、こども・若者の生命・安全確保の徹底に向けた取組が求められています。

(図表35) 福祉犯検挙数・被害児童数等推移(県)

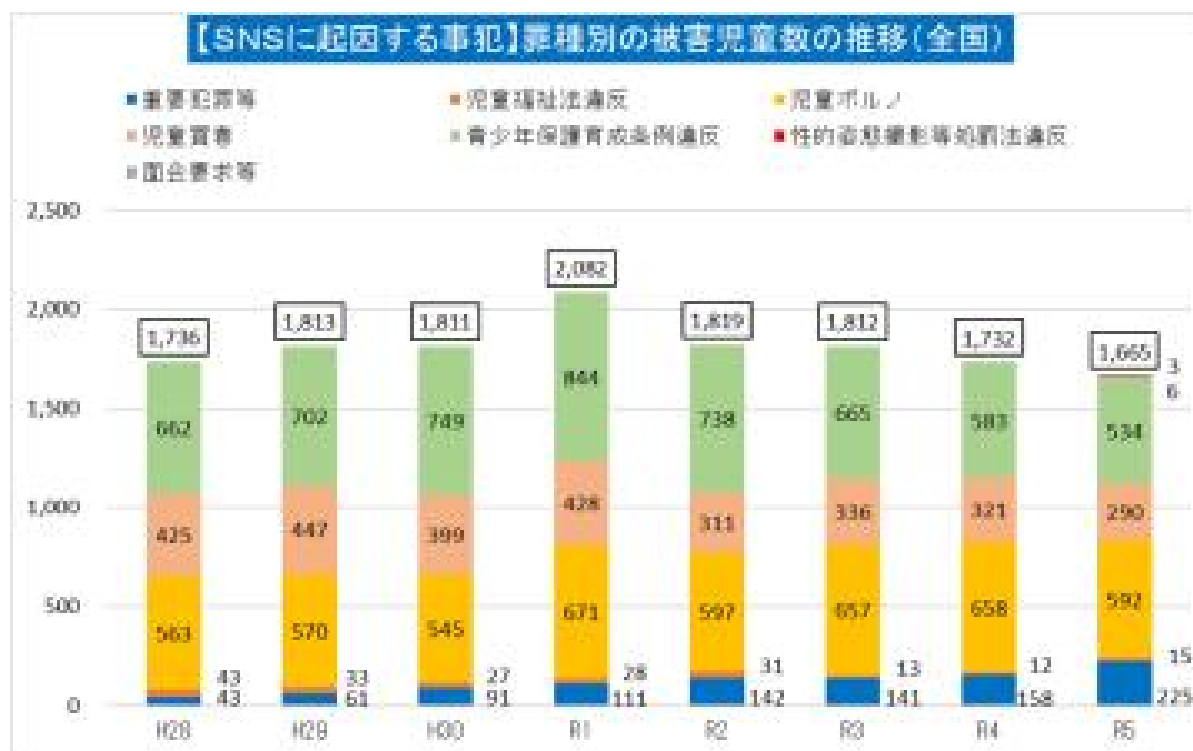


資料：千葉県警察本部「令和6年版ちばの少年非行」

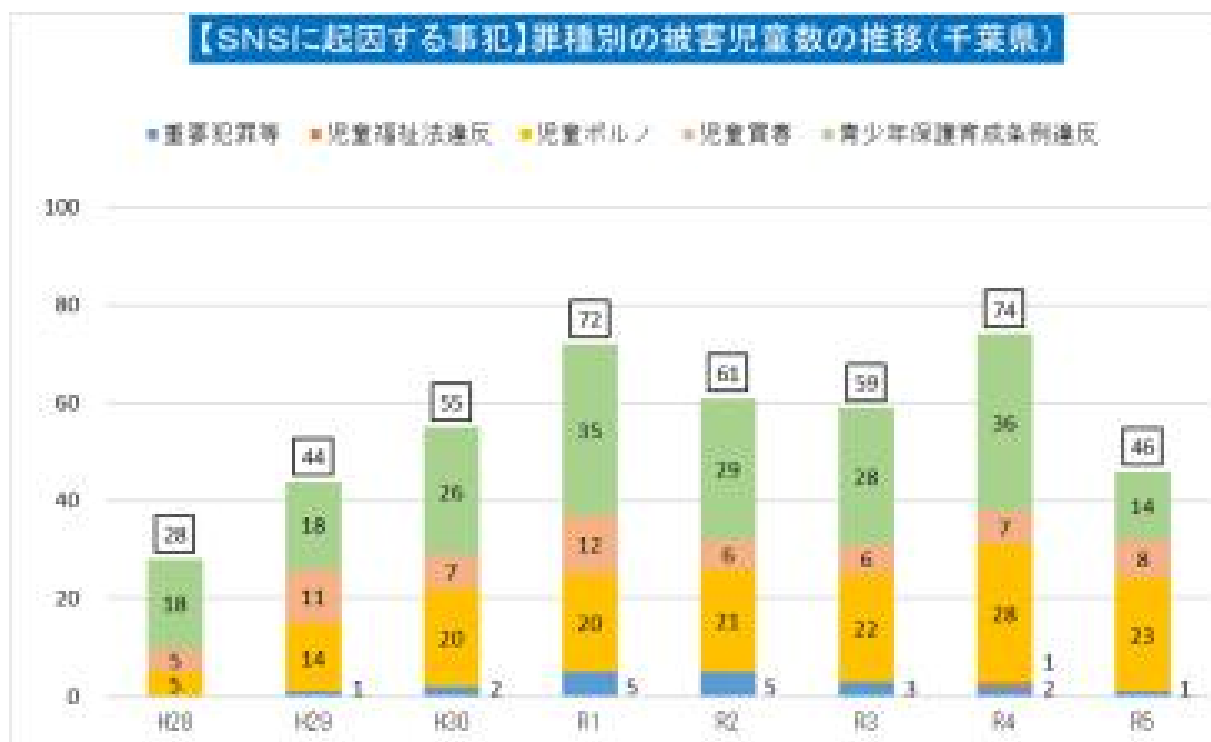
※福祉犯とは、「少年の福祉を害する犯罪」のことで、児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を著しく阻害する犯罪のことを指す。

令和5年のSNSに起因する事犯の被害児童数は1,665人で、横ばいの状況にあり、引き続き対策が求められます。

(図表36) 【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移



資料：警察庁



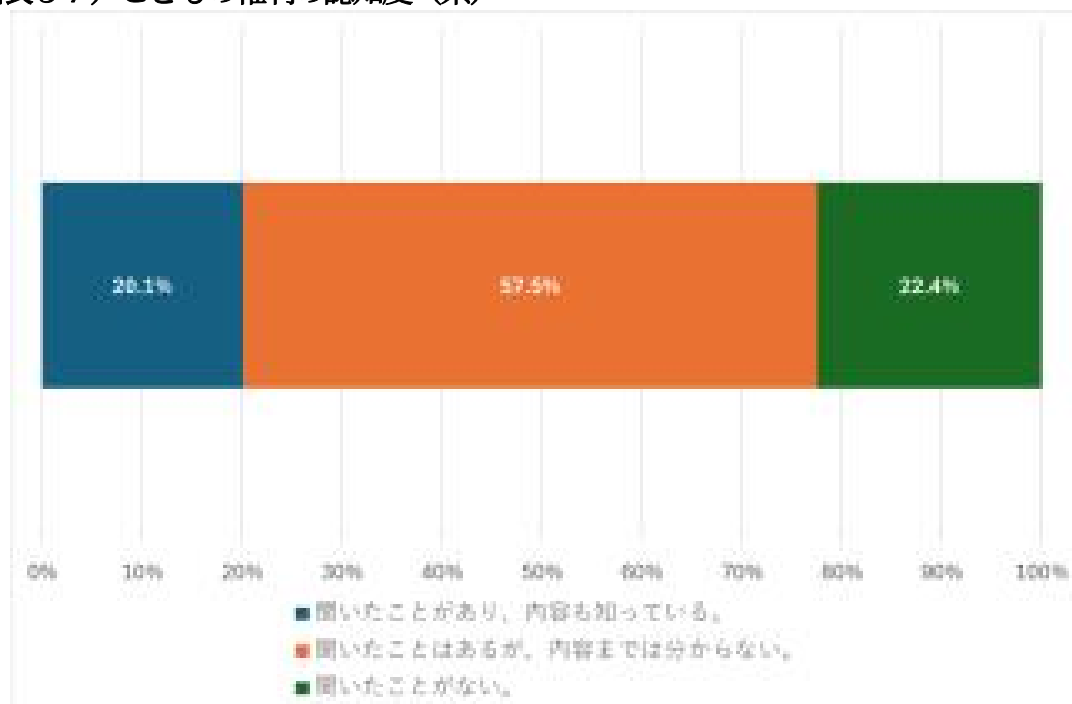
資料：千葉県警察本部少年課

(6) こどもの権利の現状

我が国が平成6年（1994年）に批准した「児童の権利に関する条約（以下、「こどもの権利条約」という。）」は、こどもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じく、ひとりの人間として持っている権利とともに、保護や配慮が必要な弱い立場にあるこどもたちが支援を受ける権利も認めています。

こどもが自分を「かけがえのない存在」と意識するためには、自分が持つ「人権」について知らされ、理解し、行使できるようになっていることが重要ですが、県の調査によると、こどもの権利について「聞いたことがあり、内容も知っている」児童・生徒は約20％です。

(図表37) こどもの権利の認知度（県）

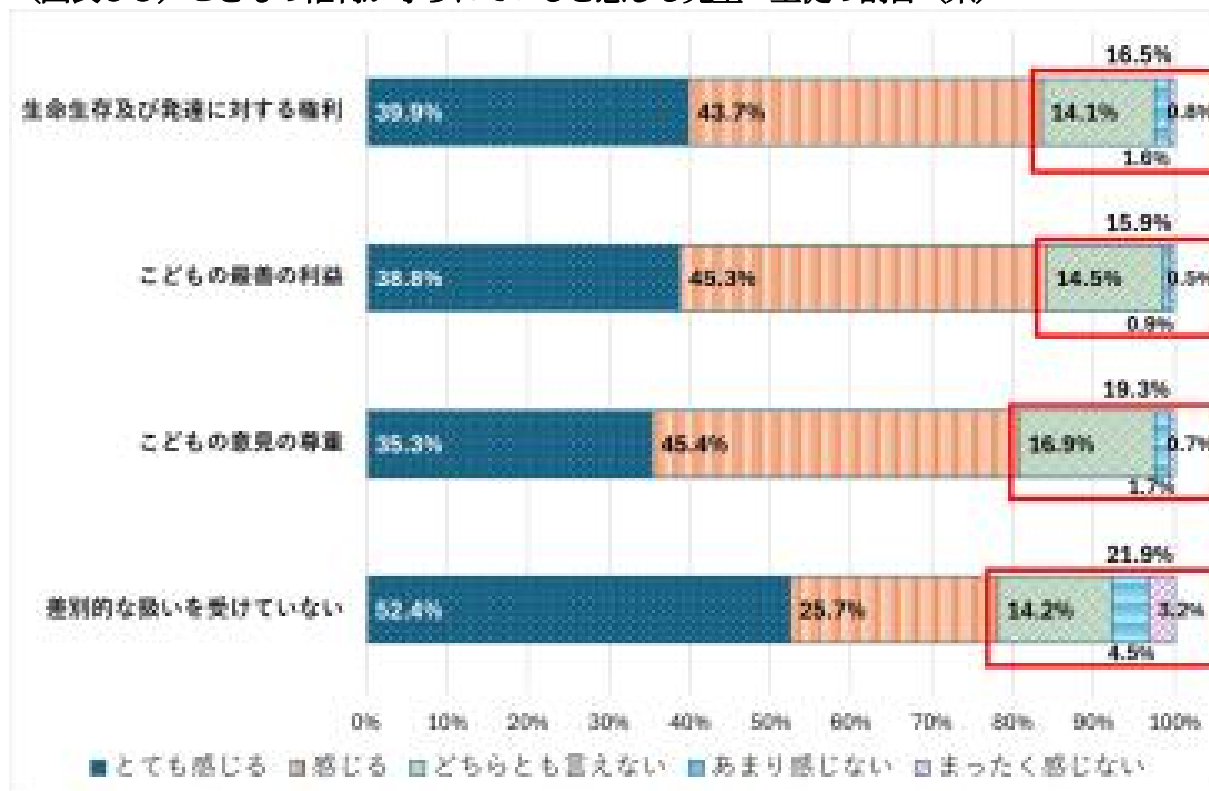


資料：千葉県子育て支援課「(仮称) 千葉県こども計画策定に係るこどもの意見反映のための調査」令和6年度
※ランダムに選ばれた県内の調査協力校155校に在籍する、小学5年生から高校3年生までの児童・生徒約50,000人を対象
(回答率70.7%)

また、こどもの権利の擁護が図られ、将来にわたり幸福な生活を送る社会を実現するためには、大人もこどもの権利について十分理解する必要があります。

国連子どもの権利委員会からは「日本における子どもを権利を持つ人間として尊重しない伝統的な見方が、子どもの意見に対する考慮を著しく制限している」との指摘を受けており、県の調査においても、「こどもの権利条約のいわゆる4つの原則」を約15%から20%の児童・生徒が守られていないと感じています。

(図表38) こどもの権利が守られていると感じる児童・生徒の割合(県)



資料：千葉県子育て支援課「(仮称) 千葉県こども計画策定に係るこどもの意見反映のための調査」令和6年度
 ※ランダムに選ばれた県内の調査協力校155校に在籍する、小学5年生から高校3年生までの児童・生徒約50,000人を対象
 (回答率70.7%)

第3章 計画の基本的事項

1 基本理念

みんなで支え合い
全てのこども・若者の可能性を広げる
千葉

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。

こども・若者が、個性や多様性が尊重され尊厳を重んぜられること、自己肯定感を持つことができること、希望と意欲に応じてのびのびとチャレンジでき自分の可能性を広げることができること、自らの意見を持つための様々な支援を受けることができその意見を表明し社会に参画できること、不安や悩みを抱えたりしても周囲のおとなや社会、仲間にサポートされ乗り越えたりすることができること、虐待、いじめ、災害や事故などから守られ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができること、働くこと・誰かと家族になること・親になることなどに夢や希望を持つことができること、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、相互に人格と個性を尊重しながら、お互いを支え合えること、こうした社会を実現していくことが重要です。

そのためには、子育て当事者だけでなく、企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加し、こども・若者を支えていくとともに、こども・若者同士が交流し、お互いを支え合えることが大切です。

そこで、県では、「みんなで支え合い 全てのこども・若者の可能性を広げる 千葉」を基本理念として掲げ、全てのこども・若者が、おとなや社会の支えを受けながら、仲間と支え合い、個人として尊重される権利の主体として、その可能性を広げていく社会づくりを進めていきます。



【こどもまんなかマーク】

2 基本的方針

基本理念の実現のために、4つの基本的方針を立て、取り組みます。

(1) こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者一人ひとりの幸せを第一に考え、今とこれからにとっての最善の利益を図る。

(2) こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

さらに、自分の可能性を認識し、様々な分野で才能を生かしながら未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。

(3) こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える

全てのこども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるよう貧困や格差等の解消を図り、全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで地域・社会全体で切れ目なく支える。

(4) 若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る

若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできるよう支援する。

多様な価値観・考え方を尊重することを前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。

(1) こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る

全てのこどもはおとなと同様一人の人間としての人権を有するものであり、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を守るよう定めています。

令和5年に制定されたこども基本法の基本理念においても、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること」も明記されました。

こどもを、保護者や社会の支えを受ける権利の客体としてのみ捉えるのではなく、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに自立した個人として自己を確立していく、権利の主体として尊重することが必要です。

こどもを一人の人間として尊重し、こどもにとって何が一番よいか、こどもの幸せを第一に考え、こども一人ひとりにとっての利益が最大限に尊重されるよう配慮し、こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進することが重要です。

(2) こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながります。

そのため、こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

そして、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見を年齢や発達程度に応じて尊重し、これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくり、こども・若者の自己実現を後押しします。

さらに、自分の可能性を認識し、未来を切り開こうとすることもこども・若者が、能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながら大きくはばたくことができるよう、失敗を恐れず果敢に挑戦するこども・若者を応援します。

(3) こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える

こども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こども・若者によって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

また、円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があります。

そこで、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、社会全体で切れ目なく支えていきます。

「子育て」は、こどもの誕生前から始まり、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、子育て当事者もライフステージを通して、社会全体で支えていきます。

(4) 若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る

若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保することで、若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保します。

そして、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものですが、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合には、その希望に応じて社会全体で若い世代を支えていき、どのような選択をしても不利にならないようにすることで、安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境を整備します。

3 施策の柱

基本の方針に沿って、本計画で推進すべき3つの施策の柱を次のとおり定めます。

- I 全てのこども・若者を支える
- II ライフステージに応じて支える
- III 社会全体で子育てを支える

I 全てのこども・若者を支える

特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下、こども・若者を切れ目なく支えていきます。

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- 自分らしく生き抜く力の育成
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害のあるこどもや若者への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の安全・安心の確保

II ライフステージに応じて支える

それぞれのライフステージに特有の課題については、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示します。

- こどもの誕生前から幼児期まで
- 学童期・思春期
- 青年期

III 社会全体で子育てを支える

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにします。

4 計画の施策体系

基本理念

みんなで支え合い 全てのこども・若者の可能性を広げる 千葉

基本の方針

- **こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る**
こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者一人ひとりの幸せを第一に考え、今とこれからにとっての最善の利益を図る。
- **こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する**
こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。
さらに、自分の可能性を認識し、様々な分野で才能を生かしながら未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。
- **こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える**
全てのこども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるよう貧困や格差等の解消を図り、全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで地域・社会全体で切れ目なく支える。
- **若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る**
若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできるよう支援する。
多様な価値観・考え方を尊重することを前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。

3つの施策の柱

I 全てのこども・若者を支える

II ライフステージに応じて支える

III 社会全体で子育てを支える

I 全てのこども・若者を支える

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者が権利の主体であり個人として尊重される存在であることを社会全体で共有する。また、全てのこども・若者の意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

2 自分らしく生き抜く力の育成

様々な体験活動や社会貢献活動などを通して、全てのこども・若者が自分らしく生き抜き健やかに成長していくための基礎的な力を育むとともに、様々な分野で未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。

また、全てのこども・若者が安心、快適に暮らせるよう生活環境を整備する。

①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成、②創造的な未来を切り開くこども・若者の応援、

③多様性を尊重する社会づくり、④「こどもまんなかまちづくり」の推進

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

全てのこども・若者が健やかな生活が送れるよう、ライフステージを通じた切れ目のない保健・医療を提供する。

①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり、②こどもの健康の保持増進、

③慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援

4 こどもの貧困対策

全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できるよう生活の安定に資するための支援、教育の支援、経済的支援等を推進する。

①こどもの貧困対策

5 障害のあるこどもや若者への支援

障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる社会づくりを進める。

①障害のあるこどもの療育支援体制の充実

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待防止対策を推進するとともに、社会的養護を必要とするこども・若者及びヤングケアラーへの支援に取り組む。

①児童虐待防止対策の充実、②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、③ヤングケアラーへの支援

7 こども・若者の安全・安心の確保

自殺対策を推進するとともに、ネットトラブル、犯罪被害、事故、災害等からこども・若者の安全・安心を守る環境を整備する。

①総合的な自殺対策の推進、②ネットパトロールなど情報化社会への対応とこども・若者を守る環境整備、

③こども・若者の性犯罪・性暴力対策、④犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備

II ライフステージに応じて支える

1 こどもの 誕生前から 幼児期まで

- ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ②子育て環境の整備

2 学童期・思春期

- ①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり
- ②健やかな成長を支える環境づくり
- ③居場所づくり
- ④心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ⑤社会的・職業的自立に向けた教育・啓発
- ⑥いじめ防止対策の推進
- ⑦不登校のこどもへの支援
- ⑧校則の見直し
- ⑨学校におけるハラスメント等の防止
- ⑩高校中退の予防、高校中退後の支援

3 青年期

- ①高等教育の充実と生涯学習社会を目指した取組の推進
- ②若者の経済的自立と就労支援
- ③結婚の希望をかなえるための支援
- ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

III 社会全体で子育てを支える

- ①社会全体でこどもを育てる環境づくり
- ③子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ②子育ての推進
- ④ひとり親家庭等への自立支援の推進

第4章 具体的施策の展開

○第3章で掲げた基本方策を推進するに当たって、「現状と課題」を踏まえた上で、「施策の方向と具体策」を展開します。

○基本方策ごとに、参考として具体的な事業を記載しています。

具体的な事業：施策の展開にあたり、県が実施する事業（関連事業）を基本方策ごとに掲載。

※具体的な事業の担当課は、令和6年4月1日時点の名称で記載しています。



施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者が権利の主体であり個人として尊重される存在であることを社会全体で共有する。

また、全てのこども・若者の意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。



I-1-① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

【現状と課題】

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者の権利の基本的な考え方を、関係者が十分に理解しながらこども・若者を支えていくとともに、社会全体で共有していくことが求められています。

1 こども・若者の権利に関する普及啓発等

こども・若者の権利を社会全体に周知するためには、まず、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者本人はもちろん、周りにいる子育て当事者、教育・保育に携わる関係者が正しく理解するための教育・啓発が重要になります。

さらに、円滑で効果的なこども施策の実施を可能とするためには、こども・若者との日常的な関わりの少ない方をも含めた社会全体において、こども・若者の権利について基本的な考え方を共有することが求められます。

また、こども・若者を権利の侵害から守り救済する取組の充実も求められており、いくつかの地方自治体において、権利が侵害された場合に相談や申立ができる、オンブズパーソン等の相談救済機関の設置が進んでいます。

2 こども・若者の意見表明の環境づくり

こども・若者が自らのことについて意見を形成し表明することは、権利の主体として自己選択・自己決定・自己実現していくことにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、その意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが求められます。

また、こどもや若者、子育て当事者が、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、その意見の反映に努め、反映されない場合でも理由などをフィードバックすることで更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくることが重要です。

特にこども施策の実施等にあたっては、こども基本法において、こどもや子育て当事者等の意見を反映させるように必要な措置を講ずることとされています。

本県においても、こども・若者の意見表明の環境づくりに向けて対応を検討するとともに、その考え方を社会全体で共有できるよう取り組んでいく必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 こども・若者の権利に関する普及啓発などを実施します。

- ① こども・若者が基本的人権の享有主体として最大限尊重されるような社会を目指して、人権尊重思想の普及を図るため啓発を実施します。
- ② 教職員やこどもと関わる職業の従事者等に研修を行い、「こどもの権利」についての基礎的な事項等を周知するとともに、「こどもの権利」が侵害されることがないように支援力を育成します。
- ③ 社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催します。
- ④ 県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育指導資料等を作成し、配布します。
- ⑤ こども・若者を権利の侵害から守り救済する取組について、国の動向を踏まえ先行自治体の取組を注視しながら、方向性を検討します。

2 こども・若者の意見表明の環境づくりをします。

- ① こども・若者が意見を表明する機会を作るために、こども・若者に対して、アンケートやヒアリング等を実施します。
- ② こども・若者の意見が、どのように県のこども施策に反映されたのか、周知を図ります。
- ③ こども・若者の社会参画を促すために、県とこども・若者の対話の機会を確保します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
心のバリアフリー推進事業（再掲）	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行う。また、啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行う。〈健康福祉政策課〉
人権教育推進事業	幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校における人権教育に関する諸問題について研究協議を行うとともに、全教職員へ配付する指導資料を作成し、人権教育の推進、充実を図る。〈教育庁児童生徒安全課〉
保育所保育士等研修事業（再掲）	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。〈子育て支援課〉
保育士等キャリアアップ研修事業（再掲）	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う（予定を含む）者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。〈子育て支援課〉
子育て支援員研修（再掲）	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。〈子育て支援課〉
放課後児童支援員認定資格研修事業（再掲）	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。〈子育て支援課〉
放課後児童支援員等資質向上研修事業（再掲）	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。〈子育て支援課〉
社会人権教育指導研修事業	社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催する。県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育の推進に向けて広く活用されるよう、社会人権教育指導資料等を作成し、配布する。〈教育庁生涯学習課〉
こども・若者の意見表明の促進	こども・若者の社会参画を促すために、県とこども・若者の対話の機会を確保し、こども・若者の意見表明を促進する。〈子育て支援課〉

施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

2 自分らしく生き抜く力の育成

様々な体験活動や社会貢献活動などを通して、全てのこども・若者が自分らしく生き抜き健やかに成長していくための基礎的な力を育むとともに、様々な分野で未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。

また、全てのこども・若者が安心、快適に暮らせるよう生活環境を整備する。



I-2-① 遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成

【現状と課題】

家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、こどもに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いています。

全てのこどもたちが夢と目標を持ち、自信を持って他者や社会と向き合いながら、想定外の変化も前向きに受け止め、自分らしく生き抜くためには、自然の中での遊びや外遊び等、五感を通して学ぶ体験活動の機会を充実するなどして、豊かな情操や規範意識コミュニケーション能力や創造性など人間本来の普遍的な力を育むことが重要です。さらに、学校や社会における課題に対し、体験的な活動を通して、こどもたちが主体的に解決策を考え、提案するなど、様々な場でこどもの参画を促し、積極的に行動する姿勢を育むことも必要です。

1 遊びや体験活動・仲間づくりの充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、中でも幼児期に自然とふれあうことは、生命の大切さや自然の摂理を理解する上で非常に重要です。近年は、こどもが自然との関わりを始め、地域の文化に触れたり異年齢のこどもと遊んだりする直接的・具体的な体験が不足していると言われており、千葉県の魅力ある自然や文化について、体験を通して学ぶことができる場が求められています。

里山や森林は豊かな自然環境を提供するだけでなく、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の多面的機能を有していますが、人口減少や高齢化の進展により、里山の荒廃が進み、こどもが体験できる身近な自然が少なくなっています。そのため、地域の協力の下、身近な里山を整備し体験活動の場として提供する取組が重要です。

また、こども・若者の豊かな感性の育成には、文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験や、文化財等を活用した取組も重要です。

さらに、こども・若者が互いに関わりを持ちながら支え合い、様々な課題を解決していけるよう、仲間づくりの充実が望まれます。

2 社会貢献活動の推進

こども・若者が、社会の一員として主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力など、社会人としての基礎を身に付けるとともに、課題を見つけ、解決のために積極的に行動できるようにすることが必要です。

社会的な課題を解決することを目的としたボランティアや市民活動に、こども・若者が参加することは、社会に貢献しているという社会参画意識や自己肯定感を高め、社会性や他人を思いやる気持ちを育む良い機会ともなることから、こども・若者のボランティア活動などの社会貢献活動を推進する取組が求められます。

各世代のライフステージに応じた福祉の「学び、集い、実践」のための環境を整え、家庭、学校、社会福祉協議会、社会福祉施設等が一体となった地域連帯の輪による、「福祉の心」を醸成する福祉教育・学習が必要です。また、生涯学習社会の進展、価値観やライフ

スタイルの多様化にともない、県民参加・協働型活動をより活性化する必要があります。

3 こどもの読書活動の推進

こどもの読書活動は、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

こどもが本に親しみ、好きな本を手にとったり活用したりと、読書を習慣化するためには、こどもが本の楽しさや必要性を感じる機会の充実が必要です。

一方、こどもの年齢が上がるにつれ、読書への関心が下がるため、発達段階に応じた課題を分析し、策を講じながら社会全体におけるこどもの読書への関心を高める取組の推進に努める必要があります。

小学校、中学校において学校図書館図書標準を達成している学校は増加傾向にあります。しかし、小学校に比べると中学校の学校図書館の整備は進んでいない現状です。加えて、県立高校の整備や活用状況の実態を把握することも必要です。そのため、毎年、学校図書館の自己評価を行うとともに、学校長（学校図書館長）のリーダーシップのもと、魅力ある学校図書館づくりや司書教諭の資質向上について全県的に進める必要があります。

4 生活習慣の形成・定着

平成17年6月に制定された食育基本法に基づき、令和4年3月に第4次千葉県食育推進計画を策定し、食育を推進しています。

しかし、依然として若い世代では、男女ともに朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないこと等、引き続き取り組んで行くべき課題があります。

これまでの食育推進の進捗状況、食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、各ライフステージに応じた施策や生産から消費までの食のつながりを意識した施策を講じるなど、本県における食育を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

一方、全国の水産物の消費量は長期的に減少傾向にあり、「魚離れ」が進行しているため、県産水産物のおいしさ及び栄養と、それを供給する水産業に対する理解と親しみを深める必要もあります。

【施策の方向と具体策】

1 遊びや体験活動・仲間づくりを充実させます。

- ① 千葉県の豊かな自然環境や地域資源を活用した自然環境保育に取り組む団体を応援します。
- ② 地域住民の協力の下、体験活動に適した里山を「教育の森」として認定し、森林環境教育の場を提供します。
- ③ 自然に親しみ緑を大切にすることを目的とした「みどりの少年団」の結成及び育成を支援します。
- ④ 県民の森指定管理者と協力し、自然や樹木を利用したイベントの開催を推進します。

- ⑤ 自然に関する観察会等の体験活動を通じた学習支援を行い、千葉県の自然と文化について楽しみながら学ぶ機会を提供します。
- ⑥ 県立美術館・博物館では、展示及び教育普及事業の実施を通じて、郷土の自然や文化の魅力を再認識できるような機会をつくります。
- ⑦ 次代を担うこどもや若者の豊かな感性を育むため、文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験機会を創出します。
- ⑧ 青少年教育施設における宿泊を伴う自然体験の提供、親子ふれあいキャンプの推進を通じて、活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自主性や協調性、自立心の育成を図ります。
- ⑨ 歴史や文化に対する興味や関心を促すため、文化財等を活用した体験学習を実施します。
- ⑩ こども・若者が交流し、互いに支え合う仲間づくりを促進します。

2 社会貢献活動を推進します。

- ① 学校等において、ボランティア活動等の実体験を取り入れるなど、様々な教育活動に福祉教育・学習を連携・連動させて取り組みます。
- ② こども・若者が、生涯にわたって社会の中で支え合い共に生きていく力を育むことができるよう、家庭や学校、地域等での福祉教育・学習の充実、福祉系大学・社会福祉協議会・介護施設等との連携を一層推進し、福祉の学びの場の拡大や質の向上を図ります。
- ③ こども・若者が、地域の住民との交流を通じて、地域の一員として課題解決に参画することの大切さを学べるような気運の醸成や環境の整備を進めます。
- ④ さわやかちば県民プラザ（生涯学習センター）において、高校生を対象としたボランティア講座を開催します。また、こども・若者の社会貢献活動・ボランティア活動などの情報発信等を行うとともに、体験活動・ボランティア活動の情報収集・提供・相談を実施します。
- ⑤ ボランティア活動に関心のある方が、意欲をもって地域でのボランティア活動に取り組めるよう、活動希望者と受入団体を繋ぐマッチングサイトの運営や受入団体に対する体制整備の支援等を行うことにより、ボランティアが活動しやすい環境を整備します。
- ⑥ 善意や親切心からよい行いをした青少年や、青少年の健全育成に尽力した団体を表彰し、その活動を讃えるとともに、その気運を県内に広め、自主的・自発的な活動の推進を図ります。

3 こどもの読書活動を推進します。

- ① 家庭における発達段階に応じた取組として、県内の図書館司書がおすすめる本を紹介した「こどもの読書活動啓発リーフレット」の配布を行います。乳幼児版と小学生版の2種類を作成し、ブックスタート・セカンドブック事業にあわせて配布できるようにします。発達の早い段階から読書に親しむ機会を増やし、生涯を通じて読書活動に取り組む習慣作りを推進します。

- ② ブックスタート事業のフォローアップ事業として、おおむね3歳から小学校入学前のこどもを対象としたセカンドブック事業を推進します。
- ③ こども読書の集い、公立図書館・学校図書館連携研修会、読み聞かせボランティア入門講座等を開催します。
- ④ 「優良・優秀学校図書館認定事業」を実施し、「学校図書館自己評価表」に基づき、自校の学校図書館の現状を分析し、読書活動の意欲向上や環境整備の改善につなげています。また、学校図書館に関する知識等の向上を目的とした研修を実施し、教職員の資質・向上を推進します。

4 生活習慣を形成・定着させます。

- ① 「グー・パー食生活ガイドブック」等分かりやすい啓発媒体の活用などにより、適切な食生活の実践に役立つ知識の普及に取り組みます。
- ② 食育に関する様々な関係者が主体的かつ学校・家庭・地域と連携・協力し、地域に密着した食育活動が促進されるよう推進体制を強化するとともに、こども・若者が健全な食生活を実践しやすい環境づくりを進めていきます。
- ③ 「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するなど、学童期からの健康的な生活習慣を身に付けるための取組を行います。
- ④ 食育に関する情報について、積極的に保護者等に提供するなど、学校、家庭、地域等と連携し、効果的な食育を推進します。
- ⑤ 栄養士養成課程がある大学・短期大学・高等学校等の調理実習や、小・中学校の食育授業等に「おさかな普及員」を派遣し、県産水産物の消費拡大及び魚食普及の促進を図ります。
- ⑥ 県内小・中学校の学校給食における県産水産物の使用を促進し、こどもたちに魚食文化の認識を深めてもらいます。
- ⑦ 各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、地域の特色ある水産物に関するこども・若者の理解を深めます。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
自然環境保育推進事業	千葉県豊かな自然環境を活かした自然体験活動を通じて、こどもの主体性や創造性を育む自然環境保育を行っている団体を県が認証し、支援する。 〈子育て支援課〉
「県民参加の森づくり」ネットワーク支援事業	森林環境教育の場となる「教育の森」の整備や、森林環境教育の指導者の育成を行う。 〈森林課〉
緑化推進事業	森林環境教育等を実施する「みどりの少年団」の育成を支援することにより、こどもが森林・緑と触れ合う場を設ける。 〈森林課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
県民の森事業	県内6か所に設置した県民の森の自然を提供し、青少年の健全な育成に寄与する。 〈森林課〉
千葉フィールドミュージアム事業	郷土の自然や文化の魅力を再認識し、体験環境・魅力的な地域づくりを支援するため、地域の自然や文化そのものを資料と考え、学びの舞台となるフィールドミュージアム事業を県立博物館で実施する。 〈文化振興課〉
伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業	伝統芸能及び洋楽についての理解を深めるとともに、一層の普及・振興を図るため、プロの演奏者等を小・中学校に派遣し、鑑賞と楽器の演奏体験を行う。 〈文化振興課〉
文化芸術のミライ応援補助金	若者が主体的に取り組む文化芸術活動の推進と新たな文化を創造する機運を高めるために、若者の文化芸術活動の支援を行う。 〈文化振興課〉
学校における芸術鑑賞事業	次代の文化を担う児童・生徒を対象に、優れた演奏を鑑賞する機会を提供するため、千葉交響楽団による巡回公演を実施する。 〈文化振興課〉
青少年教育施設の運営	指定管理者により県立青少年教育施設の管理運営を行い、多様な体験活動の機会を提供する。 〈教育庁生涯学習課〉
出土文化財管理活用事業	本県の歴史や文化に対する興味・関心や理解を促すために、出土文化財の実物を使用した体験学習、「土器ッと古代“宅配便”」を実施するとともに、各校での歴史の授業に供するため、出土文化財を活用した学習キットを作成のうえ、配付する。 〈教育庁文化財課〉
青少年相談員設置事業（再掲）	次代を担う青少年を地域で守り育てるという理念のもと、地域の青少年健全育成のリーダー的存在として、各種スポーツや屋外活動並びに文化活動等の諸活動を通して、青少年との交流を図る。 〈県民生活課〉
福祉教育推進校の指定	県は、小学校、中学校及び高等学校を対象に福祉教育推進校を指定、併せて県社会福祉協議会より指定校所在の地区社会福祉協議会等を福祉教育推進団体として指定し、学校と地域が連携することにより、県の福祉教育を推進していく。 〈健康福祉指導課〉
さわやかちば県民プラザ学習提供事業、情報収集・提供事業	さわやかちば県民プラザにおける「学習提供事業」の一環として、ボランティア意識の向上を図ることを目的とした「高校生のためのボランティア体験講座」を実施する。 また「情報収集・提供事業」の一環として「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」において、体験活動・ボランティア活動に係る情報収集・提供を実施する。 〈教育庁生涯学習課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
地域ボランティア活動環境整備事業	ボランティア活動を希望する方が、意欲を持って地域での活動に取り組めるよう、受入団体のボランティア活動情報を掲載し、閲覧した希望者が参加申込できるマッチングサイトを管理・運営する。 また、ボランティア活動への県民参加を促進するため、活動の魅力を体感できるような体験会を開催するほか、活動の継続・定着を図るため、受入団体に対し体制整備の支援を行う。 〈県民生活課〉
県民向け市民活動・ボランティア普及啓発（県民活動PR月間の実施）	市民活動の基礎知識等を掲載したリーフレットや、各種普及啓発用グッズを様々な機会を捉えて配布し、県民活動の普及啓発を行う。 〈県民生活課〉
千葉県NPO・ボランティア情報ネットの運営	県ホームページ「千葉県NPO・ボランティア情報ネット」において、NPO法人制度に係る情報及び県内のNPO・ボランティア支援機関情報、民間団体からの助成情報等を掲載する。 〈県民生活課〉
ライトブルー賞	善意や親切心からよい行いをした青少年及び青少年を育成支援する活動をしている者で、顕著な功績があった個人又は団体を表彰する。 〈県民生活課〉
子どもの読書活動推進事業	「千葉県子どもの読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期から読書に親しむ機会の充実、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備、子どもの読書活動の普及啓発を推進する。〈教育庁生涯学習課〉
ちば食育活動促進事業	健全な食生活を実践するとともに、食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう食育を進めるため、庁内関係各課、市町村、関係団体及び企業・ボランティア等との連携・協働による広報・啓発活動や体験活動等による食育推進を図る。 〈環境農業推進課〉
いきいきちばっ子食育推進事業（再掲）	「ちばの食」を通じて子どもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食に関する指導や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する。 〈教育庁保健体育課〉
「早寝早起き 朝ごはん」国民運動	こどもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動にいきいきと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
水産物消費・食育対策事業	おさかな普及員の派遣や学校給食への県産水産物の提供、各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、魚食普及を通じて「食育」を推進する。 〈水産課〉

【現状と課題】

1 郷土と国を愛する心の育成と国際交流の推進

こども・若者の文化芸術活動は、既成の概念にとらわれることなく、新しい価値を創造する可能性を秘めており、そうしたこども・若者自身による文化芸術活動を促進するためには、創造的な文化芸術活動への支援や文化芸術活動に参加し自己表現できる機会の提供などの施策が求められます。

また、こども・若者たちが世界への視野を広げ、外国語を使つてのコミュニケーションを楽しみ、自己の考えなどを主体的に発信する力を身に付けることが求められています。県では、「千葉県外国語教育推進計画」を策定し、研修等を実施してきましたが、生徒の英語力については、中学生・高校生の英語力は向上してきているものの、県の目標値である、求められる英語力を有する生徒の割合60.0%は達成できていません。

児童生徒の更なる英語力向上が求められます。

2 SDGsの考え方の理解促進

気候変動や資源の枯渇など、様々な問題を世界が抱える中、持続可能な社会の創り手を育む教育が求められています。

「環境保全に関する講演やセミナー、環境ボランティアへの参加状況」によると、実際に「参加したことがある」人の割合が、20代では令和4年度以降上昇傾向にあるものの、全体的に比較的若い年代で低い傾向が見られます。これまで環境学習等（「環境学習」、「環境保全の意欲の増進」、「環境保全活動」、「協働取組」の総称）を担ってきた人材の高齢化や、SDGsなどの環境学習等を取り巻く状況の変化を踏まえ、これからの千葉県の環境学習等を牽引するリーダーや、各主体間の調整やネットワークづくりを行うコーディネーター等の役割を担うことができる新しい視点を持った若手人材の育成が必要となります。

また、「節電を心掛ける」、「冷暖房の設定温度を控えめにする」、「買物にはマイバッグを持参する」、「エコドライブを心掛ける」等、普段の生活の中でも、環境保全のためにできることは様々あります。「日常生活の中で環境に配慮して行動している人の割合」によると、約8割の高い水準で推移しているものの、30代以下の若年層に、「配慮している」と答えた人の割合が低い傾向が見られることから、若年層の関心を喚起し、意識・行動を変えていく必要があります。

3 世界を舞台に活躍する能力の育成

社会経済のグローバル化の一層の進展が見込まれる中、こども・若者が自信を持って自らの意見を述べ、他者と交流・共生していくために必要な力を育成していくことが重要です。

これからの厳しい国際競争に勝ち抜き、我が国が持続的に発展していくためには、イノベーションの担い手となる若手起業家の育成に向けた支援を推進していく必要が

あり、啓発から起業支援、経営支援、人脈づくりまでの一貫した支援が求められます。

また、スーパーサイエンスハイスクール(S S H)は、国際的な科学技術系人材の育成を目指し、理数教育に重点を置いた研究開発を行うため、文部科学省が平成14年度から行っている事業であり、県では、理数系教育の発展を目指し、積極的に推進しています。

S S Hによる先進的な理数教育の実践を行うとともに、S S Hを核とした学校間・学校種を越えたネットワーク体制の構築を図り、児童生徒の科学に対する興味関心を高める取組が重要です。

4 こどもたちの可能性を引き出す教育の実現

県では、創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援するため、スポーツの実施により、こども・若者の新たな挑戦の応援として、中学校年代からのジュニア層を育てる取組を進めています。

今後は、少子化が一段と進む中での競技人口の確保と部活動地域移行が進められる中、スポーツに携わる時間の確保について検討していく必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 郷土と国を愛する心を育成し、国際交流を推進します。

- ① 次の世代を担う子ども・若者の豊かな感性を育むため、こども・若者が文化芸術活動や伝統文化を学ぶ機会や、文化芸術活動を行う機会を充実させます。
- ② 歴史や文化に対する興味や関心を促すため、文化財等を活用した体験学習を実施します。
- ③ 若者自身による文化芸術活動の促進を図るため、創造的な文化芸術活動への支援や、文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会を提供します。
- ④ 国際交流を実施している県立学校の割合を増加させるため、ホームページや広報紙を利用して交流の様子を紹介します。
- ⑤ 他国から交流の依頼等あった際には、未実施の学校に受入を依頼するなどして実施校を増やします。
- ⑥ 英語科教員の英語力・指導力の向上のための研修を実施します。
- ⑦ I C Tの効果的な活用を促す研修を実施します。
- ⑧ 英語教育拠点校(高校)を中心に近隣小中学校へ授業公開を行い、交流を図ります。
- ⑨ アジア経済研究所と連携しながら講義を実施し、県内高校生のアジア・アフリカ各国に対する理解を深めるとともに、国際交流を推進します。
- ⑩ 外国人指導助手(A L T)等の人材配置の充実に努めるとともに、指導力向上に向けた研修を行います。
- ⑪ 内閣府の青年国際交流事業について広報・周知を行います。

2 S D G sの考え方の理解を促進します。

- ① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクールへの加盟を支援します。

- ② 千葉県内のユネスコスクールの取組について情報提供を行います。
- ③ 学校や地域における環境学習等の指導者としての力を備えた人材を育成するため、教職員等を対象に、SDGsやESDの視点を取り入れた研修を実施します。
- ④ 環境学習等を実践する多様な主体間の調整やネットワークづくり等を担うコーディネーターとしての力を備えた人材を発掘・育成するため、NPO等とも連携し、環境学習等に携わる人材の交流や研修の機会を提供します。
- ⑤ 地域の自然や文化、産業等の資源を活かし、多様な主体を巻き込みながら、環境学習等を実践できるSDGsの視点を持った若手人材の発掘・育成を進めます。
- ⑥ 持続可能な社会の構築に向けて、環境問題を自らの問題として捉え、主体的に行動する人づくりを進めていくため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントや、環境への意識向上を図るためのキャンペーン・コンクール等の実施により、環境学習等へ参加する機会の充実を図ります。

3 世界を舞台に活躍する能力を育成します。

- ① 「世界を舞台に活躍できる人材の育成」に向け、子どもたちの国際感覚や多文化理解を向上することを目標に、グローバル体験事業、留学フェア、台湾への生徒・教職員派遣等を実施します。
- ② 各県立学校に国際教育交流の取組を推進します。
- ③ 姉妹校交流や海外研修等を促進し、社会のグローバル化に対応し、国際社会における日本の役割を意識しながら、世界で活躍することのできる人材の育成を目指します。
- ④ 将来の千葉県の産業を担う意欲的な小中学生を対象とした早期教育の機会として、起業体験のイベントを開催します。「会社の仕組みを学ぶ」とともに「企業との仕事（B to B）を生体験」することで、受講した小中学生の将来の職業選択候補に「起業」が加わるようにします。
- ⑤ 若い世代の起業家育成を目的とし、起業に興味がある県内在住・在学の高校生・大学生・高専生等を主な対象として、ビジネスプランを立案するためのワークショップを開催します。
- ⑥ 「起業・創業」の機運醸成・啓発や、優秀な起業家発掘のため、ビジネスプランコンペディションを開催するとともに、起業の実現やビジネスプランの磨き上げを行うための支援を行うことで、県内での起業を促進します。
- ⑦ 科学好きの裾野を広げるとともに、トップ層を伸ばすことを目指します。

4 こどもたちの可能性を引き出す教育を実現します。

- ① 地区別練習会や中央拠点練習会など、ジュニア選手・拠点の強化を支援します。
- ② 強化型別（重点強化・少女強化・拠点強化）の支援を行います。
- ③ その他、トップコーチの招聘・特殊事業開催支援・指導者養成支援を行います。
- ④ ちばジュニア強化選手の指定を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業（再掲）	伝統芸能及び洋楽についての理解を深めるとともに、一層の普及・振興を図るため、プロの演奏者等を小・中学校に派遣し、鑑賞と楽器の演奏体験を行う。 〈文化振興課〉
学校における芸術鑑賞事業（再掲）	次代の文化を担う児童・生徒を対象に、優れた演奏を鑑賞する機会を提供するため、千葉交響楽団による巡回公演を実施する。〈文化振興課〉
出土文化財管理活用事業（再掲）	本県の歴史や文化に対する興味・関心や理解を促すために、出土文化財の実物を使用した体験学習、「土器ッと古代“宅配便”」を実施するとともに、各校での歴史の授業に供するため、出土文化財を活用した学習キットを作成のうえ、配付する。 〈教育庁文化財課〉
文化芸術のミライ応援補助金（再掲）	若者が主体的に取り組む文化芸術活動の推進と新たな文化を創造する機運を高めるために、若者の文化芸術活動の支援を行う。〈文化振興課〉
国際教育交流推進事業	「世界を舞台に活躍できる人材の育成」に向け、子どもたちの国際感覚や多文化理解を向上することを目標に、国際交流の機会を増やす。 〈教育庁教育政策課〉
英語等外国語教育推進事業（ALT（外国語指導助手）活用の充実）	中学生・高校生に求められる英語力が身に付くように、県立学校へALTを派遣する。充実した言語活動を実践することで生徒の英語力の向上を図る。 〈教育庁学習指導課〉
グローバル人材プロジェクト事業（小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業）	生徒の英語力向上のために、教師の英語力及び指導力向上を目的とした研修の企画・運営等を行う。 〈教育庁学習指導課〉
幕張アジアアカデミー事業	アジア経済研究所で研修中の、アジア・アフリカ各国の行政官が自国の文化等について英語で特別講義を行う。 〈国際課〉
内閣府青年国際交流事業	世界各国の青年との交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野とリーダーシップを身に付け、国際社会・地域社会で活躍する時代を担うにふさわしい青年を育成することを目的とした、内閣府の青年国際交流事業について、広報・周知を行う。 〈県民生活課〉
ユネスコスクール加盟への支援	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクールへの加盟を支援するとともに、県内の取組について情報提供を行う。 〈教育庁生涯学習課〉
環境教育指導者養成研修の開催	学校や地域で環境教育活動を実践できる人材を育成するため、教育庁と連携し、環境教育の指導内容や指導方法についての研修を実施する。 〈循環型社会推進課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
若者が主役の環境保全活動応援事業	本県の環境活動をリードする若手人材の育成を図るため、若者の創意工夫による活動の企画コンペ「若者が主役の環境保全活動アイデアコンテスト」を実施し、若者への環境保全活動支援や、地域団体や企業への橋渡しを行う。 〈循環型社会推進課〉
環境月間ポスターの募集・表彰	環境月間の作品（ポスター）を募集し、その中から特に優秀な作品に対して表彰するとともに、作品を環境保全意識の普及啓発に活用する。 〈循環型社会推進課〉
ちば起業支援事業	県民にとって「起業」そのものを身近に感じてもらい、特に若者の新たな発想による起業・創業をこれまで以上に促進していくため、県内の起業家や起業希望者を対象としたビジネスプランコンペティション等（起業家応援事業）や、起業について学ぶ若年層向けアントレプレナーシップ教育（起業家育成事業）を実施。これらにより起業家の裾野を広げ、優秀な起業家の発掘・支援を行う。 〈経営支援課〉
県立高等学校における起業家育成に関するコースの設置	県立高等学校において「起業家育成に関するコース」を設置し、予測困難な時代の中で、新たな価値を創造できる起業家精神を有する人材の育成を目指す。 〈教育庁教育政策課〉
科学の甲子園ジュニア千葉県大会	科学の甲子園ジュニアは、中学校等の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行う取り組みである。平成23年度に国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が創設し、全国の科学好きな中学生が集い、競い合い、活躍できる場を構築し、科学好きの裾野を広げるとともに、トップ層を伸ばすことを目指している。 〈教育庁学習指導課〉
科学の甲子園千葉県大会	科学の甲子園は、高等学校等の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行う取組である。 〈教育庁学習指導課〉
スーパーサイエンスハイスクール	先進的な理数系教育に重点を置いた研究開発を行う高等学校等を文部科学省が指定し、将来の国際的な科学技術系人材を育成することを目指す。 〈教育庁学習指導課〉
ちばジュニア強化	ジュニア層（原則小学生～高校生）を対象に素質のある選手の発掘と年齢・競技種目等に応じた計画的・継続的指導を行い、未来のアスリートの発掘・育成・強化や指導者の養成・資質向上を図るとともに地域に根ざした競技振興を目指すこととする。 〈競技スポーツ振興課〉
千葉県競技力向上推進本部事業	「千葉県競技力向上推進基本方針」に基づき、本県競技力の恒常的な維持・発展を図り、「千葉県スポーツの発展」の一層の推進を図ることを目的とする。 〈競技スポーツ振興課〉

I-2-③ 多様性を尊重する社会づくり

【現状と課題】

私たちの社会には年齢、性別、障害の有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など様々な違いが存在しています。

人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要があります。

県は、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図るため、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を制定し、令和6年1月1日に施行しました。

1 誰もがその人らしく生きていくことができる千葉の実現

人口減少やグローバル化の進展など、様々な社会環境の変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要であり、年齢や性別、障害の有無、国籍や文化的背景、性的指向及び性自認等にかかわらず、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要があります。

県では、県で学び育つこどもが、将来、地域社会において、相互に人格と個性を尊重し合える人間性を持ち、その力を発揮していく人材として成長できるよう、障害のあるこどもと障害のないこども及び関係する全ての人が、互いの個性を尊重することを目指し、交流及び共同学習を推進してきました。今後も、障害の有無にかかわらずお互いに共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現に向け、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習を更に推進していく必要があります。

また、令和5年に国立社会保障・人口問題研究所や法政大学らの研究チームが実施した「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」の調査結果では、トランスジェンダーの回答者のうち、84.4%の人が、また、同性愛者・両性愛者の回答者のうち、81.6%の人がそれぞれ小学校から高校時代に友人や同級生から「不快な冗談・からかい」を受けたと回答しており、大人になってからも高い割合で同様の経験があったことを回答しています。性的マイノリティの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなど、偏見や差別により苦しんでいます。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」並びに県の「千葉県人権施策基本指針」等を踏まえ、学校や職域において様々な人権教育や啓発が行われていますが、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」、いわゆる「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来へつなげていくため、更なる啓発が求められています。

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と情報発信

男女共同参画社会の形成における阻害要因の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が挙げられます。

このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だ根強く残っていることから、これを解消し、男性、こども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、男女共同参画の理念を正しく広めていくことが重要です。

3 言語、文化、習慣等にかかわらず安心して暮らせる社会づくり

外国人県民は、言語、文化、習慣等の違いから、日本人県民との間で同じ地域住民としてのつながりが生まれず、孤立してしまうケースがあります。

県では、千葉県国際交流センターをはじめとする国際交流・協力団体との連携・協力により、県民の多文化共生についての理解に資するセミナー等の取組を実施していますが、多文化共生についての理解等に関する啓発活動等への参加は、普段から関心をもつ方に限られる傾向にあるため、これまでこうした機会に参加したことがない県民など、より多くの県民が参加し、異文化理解を深められるよう努めていく必要があります。

また、近年では、我が国に在留する外国人の増加等に併せて、小・中・高校等における日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあり、外国人児童生徒等に対して、各学校における日本語指導の充実や受入れ体制の整備を進めることが必要になってきています。

【施策の方向と具体策】

1 誰もがその人らしく生きていくことができる千葉を実現します。

- ① 多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発し、広く県全体に浸透を図ります。
- ② こども・若者が基本的人権の享有主体として最大限尊重されるような社会を目指して、人権尊重思想の普及を図るため啓発を実施します。
- ③ 教職員対象の研修会等を通して、「子どもの権利ノート」を児童生徒の発達段階や用途に合わせて活用し、「子どもの権利条約」について理解を深めさせるための支援力の向上を図ります。
- ④ 教職員対象の研修会等を通して、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認等といった様々な違いを理解し、差別や偏見の防止に努めることへの指導力や対応力を育成します。
- ⑤ 教職員対象の研修会等を通して、同和地区についての理解を深め、部落差別解消のための指導力や啓発促進への対応力を育成します。
- ⑥ 障害のあるこどもと障害のないこどもとが地域で共に学ぶ経験を通して、社会性を培い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会を増やしていきます。
- ⑦ 障害のあるこどもと障害のないこどもの交流及び共同学習の実施にあたり、ICTを活用してテレビ会議等で学校相互をつなぐなど、時間や場所に制限されること

なく、また、遠隔地にある学校であっても、容易に交流及び共同学習を実施することができるようになります。

- ⑧ 県内の性的マイノリティの人々が抱えている不安や悩み等について、相談員が対応する相談窓口を設置し、相談体制の充実を図ります。

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と情報発信をします。

- ① あらゆる人々に対し、男女共同参画への理解と意識づくりに向けた広報等を行うなど、積極的に働きかけます。
- ② 男女共同参画に関する情報の収集及び提供を行います。

3 言語、文化、習慣等にかかわらず安心して暮らせる社会をつくります。

- ① 国籍・言語・文化・習慣等の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として安心して暮らし働き活躍することができる多文化共生社会の実現に向けて、県民の相互理解の促進を図るためのセミナーの開催や、地域日本語教育の推進、外国人県民向けの相談窓口の設置、外国語による情報提供及び外国籍のこどもの日本語学習等の支援を行います。
- ② 各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人など日本語を母語としない児童生徒に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図ります。
- ③ 日本語指導担当者、関係団体等を対象とした協議会を実施し、大学教授の講話や県立の拠点校・先進自治体等の取組発表等を通じて、日本語指導技術や課題に対する情報交換を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
多様性尊重に関する普及啓発事業	多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発するとともに、多様性尊重に関する事業者の取組を後押しするよう企業向けセミナーを実施する。〈多様性社会推進課〉
L G B T Qに関する相談事業	県内の性的マイノリティの人々やその家族、学校や職場などで当事者に接する方が抱えている不安や悩みなどについて、相談員が相談を受け付ける。〈多様性社会推進課〉
特別支援学校教育用コンピュータ整備事業（再掲）	学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を目指し、学習活動（交流及び共同学習を含む）において積極的にＩＣＴを活用できるように、教育用コンピュータ等の整備・更新を進める。〈教育庁特別支援教育課〉
男女共同参画推進についての出前講座	男女共同参画に関する理解を広め、意識の向上を図るため、児童生徒、教職員などに対し、幅広く啓発活動を実施するなど、出前講座を実施する。〈多様性社会推進課〉
千葉県男女共同参画推進連携会議	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組を促進するため、官民が協働し、異業種交流会などにより、情報交換や研修会等を実施する。〈多様性社会推進課〉
男女共同参画地域推進員事業	県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。〈多様性社会推進課〉
男女共同参画センターにおける学習研修事業	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。〈多様性社会推進課〉
男女共同参画センターにおける県民フェスタの開催	社会経済情勢の変化に対応したテーマを設定し、講演会等を実施するほか、民間団体や、地域で活躍する女性、大学によるワークショップ等を実施し、県民が楽しみながら男女共同参画への理解を深め、民間における取組促進を図る。〈多様性社会推進課〉
「国際理解セミナー」の開催	国籍・言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として安心して暮らし働き活躍することができる多文化共生社会づくりの理解促進を図るため、県民を対象とした有識者等によるセミナーを開催する。〈国際課〉
地域日本語教育推進事業	日本人と外国人の双方が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、市町村が開設する地域日本語教室の整備に向けた支援や、日本語ボランティアの育成を行うなど、県内各地域における外国人への日本語教育環境の整備を推進する。〈国際課〉
外国人相談事業	外国人県民が安全で安心な暮らしができるよう、多言語による相談が可能な相談窓口を設置する。また、弁護士や行政書士による外国人県民向け専門相談も実施する。〈国際課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
外国語による生活 情報提供事業 【外国語による 情報提供事業】	千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供する。また外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載する。 〈国際課〉
外国籍の子供の日本語学習等支援事業	外国籍のこどもが地域の一員として暮らし活躍できるよう、義務教育年齢を超過した日本語指導を要する外国籍のこどもに対し、高校就学に必要な日本語や教科等を指導する関係団体等の取組を支援する。 〈国際課〉
学校人権教育の推進	公立幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校の担当者、県立高等学校の管理職及び担当者、各市町村及び教育事務所担当指導主事、学校人権教育推進校担当者を対象に各協議会の開催や、研修を実施し、国や県の施策をはじめ、個別の人権課題について理解を深めると共に、学校人権教育の在り方や人権教育の全県的な推進を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
心のバリアフリー 推進事業	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行う。また、啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行う。 〈健康福祉政策課〉
外国人児童生徒等 教育相談員派遣事業	外国人の児童生徒の母語を理解する者を教員の補助者として県立学校に派遣し、日本語指導及び適応指導の充実を図る。 〈教育庁学習指導課〉
外国人児童生徒等 教育に関する連絡 協議会	日本語指導担当者、指導主事、ボランティア等が集まり、受入体制の充実や、指導力向上に係る協議を行う。 〈教育庁学習指導課〉

I-2-④ 「こどもまんなかまちづくり」の推進

【現状と課題】

こどもが、豊かな自然、美しい景観に囲まれ、これらにふれあいながら成長していくことは、重要なことであり、豊かな自然、美しい景観の保全、再生を図り、将来を支える次世代に良好な環境を継承していく必要があります。

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進することが重要です。

県が実施した意見調査において、「道路の段差が多く、ベビーカーが利用しづらい」という意見が出るなど、子育てバリアフリーの推進を求められています。バリアフリー化の推進においては、個々の施設等のバリアフリー化に終わることなく、それぞれが連続的に繋がり、点から線へ、さらに面へと広がり、こどもや子育て中の親たちが、それらのバリアフリー化された施設・設備を積極的に活用し、行動の自由度、心地よさを高めるよう配慮することが必要です。

また、日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除いていく「福祉のまちづくり」の推進により、誰もが安全で快適に利用できる公益的施設の環境整備も促進する必要があります。

【施策の方向と具体策】

「こどもまんなかまちづくり」を推進します。

- ① 景観形成について、地域特性に応じた市町村の取組を支援します。
- ② 水辺空間の保全、再生を推進します。
- ③ 学校、公民館、公園などの公共施設、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- ④ 各種バリアフリー施設の情報提供を充実します。
- ⑤ 歩道の整備を進めるとともに、既に整備された歩道等について、バリアフリー化等を図ります。
- ⑥ 安全な通学路の整備を推進します。
- ⑦ 千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公益的施設等の整備基準適合への指導を行うとともに、整備基準に適合した施設等へ適合証を交付します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
良好な景観形成の推進	良好な景観形成を推進するため、「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」に基づき、県民・事業者の関心を高め、積極的な景観づくりへの参加を促進するため景観セミナーを開催するとともに、市町村が主体的に景観形成に取り組めるよう景観行政団体への移行促進や市町村連絡会議における情報提供を行うことにより支援する。〈公園緑地課〉
河川環境の整備と保全	河川・湖沼などの水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくりの実施により、多様な生物を育み潤いのある川づくりを推進する。また、河川空間を活用し賑わいの創出を推進する。〈河川環境課〉
ちばバリアフリーマップの充実	高齢者や障害者等が外出時に安心して様々な活動に参加できるように、公共施設などのバリアフリー情報を掲載した「ちばバリアフリーマップ」の充実を図る。〈健康福祉指導課〉
歩道の整備と無電柱化の推進	歩行者の安全を確保するため、必要に応じて歩道を整備する。歩道の整備にあたっては、歩道と車道の段差を縮小する等、バリアフリー新法に対応した施工を実施する。 また、歩道等における歩行の障害となる電線類の地中化等により、バリアフリー化された歩行空間の確保を推進する。〈道路環境課〉
公共交通機関等のバリアフリー化の推進	妊産婦、高齢者、障害者等誰もが安心して安全に公共交通機関を利用できるよう鉄道やバス等の環境整備を支援する。〈交通計画課〉
福祉のまちづくりの推進	千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公益的施設等の整備基準適合への指導を行うとともに、整備基準に適合した施設等へ適合証を交付する。〈健康福祉指導課・建築指導課〉
公営住宅等の整備推進	住宅に困窮する低額所得者等に対し、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。 また、公営住宅の建替え等の際に、余剰地を有効に活用するなど、子育てしやすい居住環境形成に努める。〈住宅課〉
県営住宅における子育て世帯への優遇措置	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、18歳未満の子どもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、18歳未満の子どもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。〈住宅課〉
住宅セーフティネット制度	高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、情報提供を行う。〈住宅課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
住宅に関する情報提供の推進	「住まい情報プラザ」において、公的賃貸住宅等の募集案内や住まいに関する専門相談窓口等の情報提供を行う。〈住宅課〉
海岸整備の推進	自然と共生し、快適で誰もが憩える海岸環境の保全と創出を図るため、海岸保全施設・海岸環境の整備を推進する。〈河川整備課〉

施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

全てのこども・若者が健やかな生活が送れるよう、ライフステージを通した切れ目のない保健・医療を提供する。



I-3-① 健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり

【現状と課題】

近年、結婚年齢が上昇し、女性の妊娠・出産年齢が上昇する傾向にある中で、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うプレコンセプションケアが重要となります。

1 ライフデザインを考える契機となるような学習の機会の提供

若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供する必要があります。

2 20歳未満の者の喫煙防止

たばこの消費量は近年減少傾向にありますが、過去のたばこ消費量による長期的な健康影響と急速な高齢化により、たばこ関連疾患による死亡数が年々増加しています。

喫煙は、がん、循環器病（脳卒中、虚血性心疾患）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、糖尿病に共通した主要なリスク要因であることから、受動喫煙防止対策と併せ、若い世代からたばこによる健康被害の普及啓発が必要となります。

3 学校教育におけるエイズ・性感染症教育の推進と充実を図る事業の実施

性感染症患者の低年齢化は、こどもの健全な育成にとって無視できない問題であり、こどもに対して性や健康に関する知識の普及啓発を図ることが必要です。

エイズに関する指導については、学習指導要領に基づき、中学校において、エイズの疾病概念や感染経路についての理解の他、効果的な予防方法を身に付けることが必要であることについて指導し、高等学校においては、エイズの原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について指導しています。

今後とも、保健所や医師会等、関係機関との連携を密にするとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校におけるエイズ教育のより一層の充実に努める必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 ライフデザインを考える契機となるような学習の機会を提供します。

- ① 大学等と連携・協力し、人口減少が地域社会に与える影響を伝えることで、若い世代が自身のライフデザインや人口減少問題を考えるきっかけとなるようなセミナーを開催します。
- ② 大学等と連携・協力し、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを開催します。

2 20歳未満の者の喫煙防止をします。

- ① 保育園・幼稚園・学校等と協力し、これらの機関が実施する喫煙防止教育を支援するための教材提供、効果的な教育内容の情報提供を行います。
- ② 生活習慣病（NCDs）予防や、がん予防に関する推進等、様々な機会を通じて、20歳未満の者やその家族への喫煙防止の啓発を実施します。

3 学校教育におけるエイズ・性感染症教育の推進と充実を図る事業の実施をします。

- ① 「エイズ教育用リーフレット」の広い啓発を図るため、同リーフレットの内容を毎年更新し、ホームページに掲載します。
- ② 「世界エイズデー」の広報活動として、教育広報誌の「夢気球」に取組の紹介をします。
- ③ 文部科学省から通知される「HIV 検査普及週間」、世界エイズデーポスターコンクールの実施、青少年に対するエイズ等性感染症対策の充実について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。
- ④ 児童生徒やその保護者等を対象に、エイズ・性感染症に関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー	若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを県内の大学等において開催する。 〈子育て支援課〉
若者と一緒に考える地域活性化セミナー（再掲）	今後社会を担っていく若い世代を中心に、人口減少をめぐる問題について認識を深め、今後のライフデザインを考える上での参考にしてもらうため、県内の大学等において有識者を講師として招きセミナーを開催する。 〈政策企画課〉
たばこ対策推進事業	たばこ健康に関する知識の啓発、20歳未満の者の喫煙防止等たばこ対策を総合的に推進する。 〈健康づくり支援課〉
エイズ関連対策事業	関係各所から通知されるエイズ教育に関する情報を、学校教育現場へ周知し、エイズ教育の推進と充実を図る。 〈教育庁保健体育課〉
「性に関する教育」普及推進事業（再掲）	学校教育における性教育の推進と充実を図る事業を実施する。 〈教育庁保健体育課〉
青少年を対象とするエイズ対策講習会（再掲）	性感染症（エイズを含む）に対する正しい知識を普及するため、各保健所が学校等において、青少年を対象とする講習会を実施する。 〈疾病対策課〉
周産期医療審議会（再掲）	妊産婦と新生児にかかる高度な専門的医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備、地域の周産期施設との連携等周産期医療体制の整備を図るため、周産期医療審議会を開催する。 〈医療整備課〉
周産期母子医療センター運営事業（再掲）	周産期の母子の疾病や以上に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの運営費について補助する。 〈医療整備課〉
母体搬送コーディネート事業の実施（再掲）	リスクの高い分娩等が緊急時に生じた場合に円滑な搬送を図るため、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、妊産婦入院調整業務支援システムを用いて母体の受入れ先の調整を行う。 〈医療整備課〉
小児医療協議会（再掲）	小児医療体制の整備や研修及び啓発等について、小児医療関係者と協議を行う。 〈医療整備課〉
小児救急医療啓発事業（再掲）	子どもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。 〈医療整備課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
小児救急医療体制の整備（再掲）	小児救急医療体制の整備を図る。 1 初期救急医療体制 以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。 ①小児初期救急センター運営事業 市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。 ②小児救急地域医師研修事業 小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療に関する研修を実施する。 2 第二次救急医療体制 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。 ②小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。 3 第三次救急医療体制 以下の事業等により、小児の三次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救命救急センター運営事業 原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費と研修事業費についての補助を実施する。 ②県こども病院及び各地域の救命救急センター（県総合救急災害医療センターを除く）で、重篤救急患者を受け入れる。 〈医療整備課〉
小児救急電話相談事業（再掲）	夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。 〈医療整備課〉

I-3-② こどもの健康の保持増進

【現状と課題】

小児救急医療については、こどもが自分の症状を的確に伝えられないことが多いこと、核家族化に伴いこどもの健康に関する相談相手が周囲に少なくなっていること、共働き夫婦の増加により家庭でこどもの異常に気付くのは遅い時間帯になっていることなどから多くの軽症者が病院に集中し、小児科医などの負担が増大するばかりでなく、重症者への対応が遅れることが懸念されています。

全国ベースで小児科医の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標である小児科における医師偏在指標は、全国値の115.1（令和2年末時点での医師数等を基に厚生労働省が算出）に対して、本県は全国第47位の93.6（同）と低く、救急医療体制を含め小児医療体制の充実が重要な課題となっています。

定期予防接種は、各市町村が契約している医療機関で行われていますが、対象者の中には居住市町村以外のかかりつけ医である等、事情によりその契約医療機関で予防接種を受けられない方がいます。

また、食生活を支えるためには、歯・口腔の健康づくりが重要であり、乳幼児期や少年期のむし歯は減少傾向にありますが、地域や生活習慣、保護者の歯・口腔保健に対する意識等の違いによる差がみられます。

むし歯の予防や治療の促進、歯周病の予防など広く歯・口腔の健康づくりを進めるとともに、食べ物をしっかり噛んで飲み込む力を養い、心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援する必要があります。

【施策の方向と具体策】

小児医療体制の充実を図ります

- ① こどもの病気について、保護者へ情報提供をするとともに、小児救急電話相談事業（＃８０００）を実施し、保護者の不安感の軽減と救急医療の負担を軽減します。
- ② 小児科医等が夜間・休日に小児救急患者を受け入れる小児初期救急医療センターに対し助成します。
- ③ 二次医療圏単位で小児科を置く病院が輪番制で重症の小児救急患者を受け入れる運営費に対し助成します。
- ④ 広域で小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児医療拠点病院運営事業を実施します。
- ⑤ 原則として診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を２４時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費と研修事業費についての補助を実施します。
- ⑥ 千葉県子ども病院をはじめとする全県（複数圏域）対応型小児医療拠点病院及び救命救急センター（県総合救急災害医療センターを除く）１５箇所において小児の三次救急医療を実施します。
- ⑦ 小児医療体制の整備や、千葉県保健医療計画の評価等について小児医療関係者と協議を行います。
- ⑧ こどもを感染症から守るために、予防接種を居住地以外の医療機関でも受けられるよう、県内全域で接種できる体制を継続します。また、長期療養等で定期接種の機会を逃したこどもが接種の機会が得られるよう、予防接種センター等関係機関と連携し制度の周知啓発に努めます。
- ⑨ 生涯を通じて歯科疾患を予防するため、乳幼児から高齢期までライフステージを通じて、ライフコースアプローチに基づく、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
小児救急医療啓発事業	子どもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。 〈医療整備課〉
小児救急電話相談事業	夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。 〈医療整備課〉
小児医療協議会	小児医療体制の整備や研修及び啓発等について、小児医療関係者と協議を行う。 〈医療整備課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
小児救急医療体制の整備	小児救急医療体制の整備を図る。 1 初期救急医療体制 以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。 ①小児初期救急センター運営事業 市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。 ②小児救急地域医師研修事業 小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療に関する研修を実施する。 2 第二次救急医療体制 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。 ②小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。 3 第三次救急医療体制 以下の事業等により、小児の三次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救命救急センター運営事業 原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費と研修事業費についての補助を実施する。 ②県こども病院及び各地域の救命救急センター（県総合救急災害医療センターを除く）で、重篤救急患者を受け入れる。 〈医療整備課〉
歯と口の健康週間及び「いい歯の日」普及啓発事業	歯と口の健康週間（6月4日～10日）、いい歯の日（11月8日）を中心に、県民向け公開講座や歯・口腔への興味関心を深めるためのイベントの開催、歯科関係のコンクールの募集・表彰等を通じ、歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発する。 〈健康づくり支援課〉

【現状と課題】

慢性疾患を抱え、その治療が長期間にわたるこども・若者やその家族については、身体面、精神面及び経済面で困難な状況に置かれている状態にあり、将来の展望に不安を抱えているこども・若者や家族への支援が求められます。

小児慢性特定疾病児童等及びその家族が必要な医療や支援を確実に、かつ、切れ目なく受けられるように、医療、福祉、教育、雇用支援等に関連する関係機関と連携を図りながら支援を行っていくことが重要です。

慢性疾病・難病を抱えている児童・家族については、長期にわたり療養を必要としていることから医療費の負担が大きくなっています。

また、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことが原因で、予防接種実施要領により定められた接種時期での接種機会を逃してしまう場合があります。

アレルギー疾患には、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどがありますが、国民の2人に1人は何らかのアレルギー疾患に罹患しているとされ、その患者数は近年増加傾向にあります。

アレルギー疾患は、慢性疾患であるだけではなく急激な症状の悪化を繰り返すこともあり、時には休園、休学等を余儀なくされるなど日常生活に多大な影響を及ぼします。

突然の症状悪化により緊急対応を要する事例もあることから、アレルギー疾患のあるこどもやその保護者が、安心して暮らしていけるよう、周囲の関係者がアレルギー疾患への理解を深め、適切に支援していく必要があります。

小児・AYA世代のがんについては、多種多様ながん種を含むことや、成長発達の過程において、乳幼児期から学童期、活動性の高い思春期・若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症することから、これらの世代のがんには、成人のがんとは異なる対策が求められます。

なお、国においては、こどもホスピスに関する調査研究を行い、こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める方針を示しています。

【施策の方向と具体策】

慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援を行います。

- ① 各保健所において、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、就労分野等の関係機関との連携調整その他の講演会等の事業を行い、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進の支援を図っていきます。
- ② 小児期から成人期への移行期にある患者が、必要な医療や支援を確実に、かつ切れ目なく受けられるよう移行期医療支援センターを中心に、医療体制整備及び患者自律（自立）支援を進めていきます。

- ③ 治療方法の研究等に資する医療の給付等を行い、慢性疾患を持つ児童・家族の医療費負担の軽減を図ります。
- ④ アレルギー疾患を適切に自己管理ができるよう、正しい知識の普及に努めるとともに、アレルギー疾患の発症・重症化予防のために、生活環境の改善を図っていきます。
- ⑤ アレルギー疾患を有する子ども・家族の生活の質を維持向上することを目的に、周囲の関係者がアレルギー疾患を理解し、適切な配慮や対応ができるよう、相談等に携わる職種の育成や教育・保育施設、学校等の職員への研修や情報提供等を行います
- ⑥ 千葉県小児がん診療医療機関実態調査を継続的に実施し、調査結果の公表により、県内の小児がん診療体制に関する情報を提供するとともに、子ども・AYA世代のがんについて理解を図るために、医療機関や相談体制、教育支援等の情報収集を進め、「千葉県がん情報 ちばがんナビ」や千葉県ホームページに掲載し周知に努めます。
- ⑦ 小児・AYA世代のがんに関する適切な知識と情報を提供するための講演会や患者家族、小児がん経験者等の交流の場となる交流会等を開催します。
- ⑧ 将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者が希望を持ってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療にかかる費用の一部を助成します。
- また、千葉大学医学部附属病院に「千葉県がん・生殖医療相談支援センター」を設置し、患者や医療機関等からの相談にワンストップで応じるとともに、妊孕性温存療法に関する普及啓発、医療機関間の連携促進を図ります。
- ⑨ 20歳から39歳までの末期がん患者が在宅療養するうえで必要な訪問介護サービス、福祉用具購入・貸与の利用料について、患者の一部自己負担分を除き、県と市でその費用を負担し、患者およびその家族の負担の軽減を図る「千葉県若年がん患者在宅療養支援事業」を令和5年度から開始しました。
- 関係団体と連携し、市町村における助成制度創設が更に促進されるよう働きかけを行っていきます。
- ⑩ こどもホスピスについては、国の動向等を踏まえて、対応を検討します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活上の悩みや不安等の解消、健康の保持増進や福祉の向上を図るため、各保健所において、療育相談指導、巡回相談指導、ピアカウンセリング、自立心の育成相談、学校・企業等の地域関係者からの相談対応及び情報提供等を実施する。また、慢性特定疾病児童等の健全育成を図るとともに、慢性特定疾病児童等及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現を図るために、千葉県小児慢性特定疾病対策地域協議会を開催する。 〈疾病対策課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
移行期医療支援体制整備事業	小児期に慢性疾患に罹患した患者が成人期を迎えても切れ目のない医療が受けられるよう、また疾患を理解し、自ら適切な健康管理を行えるよう支援する体制の整備を行う。具体的には、医療機関、患者・家族からの相談対応、研修会の開催、移行期医療支援連絡協議会の開催等を行う。 〈疾病対策課〉
予防接種の市町村相互乗り入れ体制の継続、長期療養児の接種機会の確保	県内全域で接種できる体制や長期療養のために接種の機会を逃したこどもへの対応について周知し、全ての対象者が制度を活用できるよう推進する。 〈疾病対策課〉
アレルギー疾患対策事業	千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会において、千葉県アレルギー疾患対策推進計画に基づく効果的な事業の実施及び今後の施策の方針について検討する。千葉県アレルギー相談センター（庁内）において、専門の医師や看護師が相談に応じるほか、県ホームページ等を通じて適切な情報提供を行う。アレルギー疾患対策に係る人材育成を目的として、相談・保健指導従事者向け研修及び教育・保育施設等職員向け研修を開催する。 〈疾病対策課〉
小児慢性特定疾病医療支援事業	慢性疾患で治療が長期にわたるような特定の疾患にかかっている児童について、治療方法の研究等に資する医療の給付等を行い、慢性疾患を持つ児童・家族の医療費負担の軽減を図る。 〈疾病対策課〉
小児がん支援事業	小児がん患者が可能な限り慣れ親しんだ地域で治療や支援、長期フォローアップが受けられる環境の整備を検討するため、小児がん診療医療機関実態調査を実施し、公表する。また、小児・AYA世代のがんに関する適切な知識と情報を提供するための講演会や患者家族、小児がん経験者等の交流の場となる交流会等を開催する。 〈健康づくり支援課〉
小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業	将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望を持ってがん治療等に取り組めるよう、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進する。 〈健康づくり支援課〉
若年がん患者在宅療養支援事業	若年末期がん患者が住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービスの費用に対し、市町村が実施する助成事業に県が補助することにより、がん患者及びその家族の身体的・経済的負担を軽減し、若年がん患者の在宅療養生活の質の向上を図る。 〈健康づくり支援課〉

施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

4 こどもの貧困対策

全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できるよう生活の安定に資するための支援、教育の支援、経済的支援等を推進する。



【現状と課題】

- 令和4年の『国民生活基礎調査』（厚生労働省）の結果によれば、令和3年の我が国のこどもの貧困率は11.5%であり、およそ9人に1人のこどもが、平均的な所得水準の半分以上での生活を余儀なくされています。
- また、令和6年度の『千葉県こどもの生活実態調査』等の結果によれば、低所得や家計の逼迫等の生活困難を抱える子育て家庭の割合は22.5%となっており、これらの家庭のこどもは、自己肯定感や健康状態などが他の家庭に比べて低い傾向にある等、貧困がこどもに与える影響は依然として深刻な状況にあります。
- 全てのこどもが愛情に包まれて健やかに成長し、自分らしく社会生活を送ることができるようになるため、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他こどもがその権利利益を害され社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策が必要です。

なお、対策に当たっては、親の妊娠・出産時からこどもが大人になるまでの段階に応じて切れ目なく支援が行われるようにすることや、貧困家庭を支える民間団体の活動への支援などにも留意する必要があります。

1 生活を取り巻く状況

（1）相談支援

- 貧困状態にある家庭では、保護者が困ったときや悩みがあるときに相談できる相手がいなかったり相談をためらいやすい傾向にあることから、こうした家庭が日常生活において心理的・社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において必要な助言や支援を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が必要です。また、相談したいと思っても、時間や場所の都合により相談できない家庭もあることから、相談窓口につながる機会を確保することにも留意する必要があります。
- 貧困は、親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期など早い段階から雪だるま式に積み重なっていくことから、早期に課題を把握し早い段階から社会的孤立を防ぐための支援が必要です。

（2）食・住生活

- 令和6年度の「千葉県こどもの生活実態調査」等の結果によれば、経済的な理由で公共料金等を払えなかった経験や食料・衣服を買えなかった経験のある家庭は、14.1%で、令和元年度に実施した「千葉県子どもの生活実態調査」（以下「令和元年度調査」）の結果（12.4%）に比べ1.7ポイント悪化しています。こどもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、食・住生活への支援が必要です。
- 貧困状態にある家庭では、睡眠や食事等の生活面に課題がみられる傾向にあることから、基本的な生活習慣や食生活の改善に向けた取組が必要です。また、こどもが十

分な食事がとれず、食品配付や食事提供等の支援を必要とする家庭もあり、フードバンクやこども食堂といった民間団体の活動についても推進が図られるよう、連携や支援を進めていく必要があります。

- 貧困家庭においては、家計に占める住居費の負担が大きいことから、住宅に関する支援が必要です。

(3) こどもの居場所

- 貧困状態にあるこどもは、自己肯定感が低く、相談や支援を求めることをためらいやすい傾向にあり、大人になってからも支援を求められず貧困が連鎖していくおそれがあります。このため、こどもの時から大人への信頼感を育みながら自己肯定感を高めていくことができるよう、こどもが安心して過ごせる居場所につながるものが重要です。
- 一方で、貧困など様々な課題や事情を抱えたこどもは、自分から居場所を見つけ、誰かに助けを求めることが難しかったり、支援を求めることにためらいや抵抗感を感じることも想定されます。このため、こうしたこどもたちも気兼ねなく安心して利用できるような多様な居場所のあり方にも留意する必要があります。
- こうした居場所では、貧困状態にあるこどもを支援したり、支援の必要性に気づいて適切な支援につなぐ機能を果たしている実態もあり、居場所と支援機関の連携が図られることが重要です。

(4) 里親や児童養護施設等のこども

- 社会的養護を受けるこどもの多くは、精神的にも経済的にも親の支援を受けられない状況にあり、こうしたこどもたちが、他のこどもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるようにすることが重要です。

2 教育を取り巻く状況

(1) 就学支援

- すべてのこどもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、こどもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。また、本県の未来の担い手という観点からも教育の充実を図る必要があります。
- 貧困状態にある家庭では、こどもが学校の授業をわからないと感じたり、将来の夢や目標を持ちにくい傾向にあります。一方で、貧困状態にあっても、勉強を教えってもらう相手や場所があることで、授業の理解度が高まる傾向にある他、こどもの前向きな気持ちを育む効果も期待されることから、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援の充実が必要です。

(2) 学校との連携

- 貧困状態にある家庭では、学校に行きたくないと思ったことのあるこどもや1か月以上学校を休んだことのあるこどもが、その他の家庭に比べて多く、学校生活に課題を感じているこどもが多い傾向にあります。
- 学校はこどもに関する情報が集まる場でもあることから、スクールソーシャルワーカーや地域で支援に携わる人材、NPO等民間団体等が中核となり、放課後児童クラ

ブや放課後子供教室、地域福祉との様々な連携を生み出しながら、困難な状況にあるこどもたちを早期に把握し、支援につなげていくことができるプラットフォームとしての機能が期待されます。

この際、学校の中で教員等の学校関係者が支援を行うのか、学校という場所を使って地域の支援者が支援を行うのか、学校とつながりながら学校の外で地域の支援者が支援を行うのか、さらに通信制高等学校やインターネット授業などの学校に出向く機会の少ない場合など、地域の実情に応じてプラットフォームのあり方は多様であることに留意する必要があります。

(3) 高等学校等の中退予防・中退後の支援

- 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等の中退率は、全世帯のこどもの2倍以上となっており、将来の貧困を予防する観点から、高等学校等の中退を防止するための支援や、中退した後であっても継続的にサポートしていくことが必要です。また、教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図る必要があります。

3 保護者の就労を取り巻く状況

- 貧困状態にある家庭においては、正規職員の保護者の割合が低く、世帯収入が低い傾向にあります。保護者が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、その働く姿にこどもたちが接することにより、将来の就労への意欲や自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止に当たっても大きな教育的意義があります。
- 保護者の自身の状況やその置かれている環境により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことも多く、その状況に応じた就労支援の充実が必要です。
- 一方、貧困状態にある家庭では、家庭内でのこどもと大人との関わりが他の家庭に比べて少ない傾向にあり、子育てと就業の両立にも留意する必要があります。

4 経済的負担を取り巻く状況

- 貧困状態にある家庭では、公共料金や学校の給食費・学用品費を払えない経験や経済的理由によりこども及び保護者の医療機関を受診することができない割合が、その他の家庭に比べて高くなっています。一方で、各種の公的扶助制度について、利用の仕方や制度を知らないという家庭があります。
- 貧困状態にある家庭にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は不可欠であり、生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、必要な世帯が確実に活用できるようにするための相談支援体制の整備が必要です。
また、こうした経済的支援は、相談支援や生活支援なども含めた様々な支援を組み合わせることにより効果的な支援が図られることが重要です。
- 母子家庭においては、経済的困難を抱える家庭が多い一方、養育費を受け取っていない家庭も多く、養育費の取り決めや取得に関する支援が必要です。

5 切れ目のない支援

- 貧困が継続している場合、途中から貧困になった場合に比べて、こどもの自己肯定感が低く、将来のために今頑張りたいと思えなかったり、保護者自身が配偶者から暴

力を振るわれたり自殺を考えたことがあることや、相談相手のいない割合が高い傾向にあることから、貧困による様々な生活上の困難は早い段階から積み重なっていくという認識のもと、早期に課題に「気づき」、適切な支援に「つなぐ」必要があります。

- こどもの貧困対策を推進するに当たっては、行政や民間団体等による支援策と、支援が必要なこども・家庭とを「つなぐ」ための体制整備が必要です。また、支援につなぐために、まずは支援が必要なこども・保護者・家庭への「気づき」が重要です。
- 「気づき」の機会には、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、こども食堂といった地域における民間団体の活動など、様々な場面にあるといえます。その際、持ち物や外見ではわからない、他人の目を気にして貧困であることを本人が隠してしまうなど、表面には出てこない貧困があることに留意し、それに「気づく」必要があります。
- 必要な支援制度を知らない、手続きがわからないなど、支援に関する情報が届かない、アクセスできない家庭に対して、積極的に情報提供を行うことが必要です。また、保護者だけでなくこどもに対しても、直接、高等教育の修学支援制度など、将来を切り開いていくために必要な支援制度について、早期に情報を提供していくことが必要です。
- 学校においては、スクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮できる環境を整備し、市町村の福祉部門や児童相談所、更には地域と連携する体制を構築することが重要です。
- 貧困状態にある家庭の中には、保護者の心身の健康状態がよくないことや、家事や家族の世話で勉強や遊ぶ時間を十分にとれないこども（ヤングケアラー等）が、その他の家庭に比べて多い傾向にある等、貧困だけでない複合的な課題を抱える家庭もあることから、こどもを取り巻く行政機関が、「貧困」に対する当事者意識を持ち連携すること、また専門職同士がお互いの専門性を理解して連携することが求められます。
- 支援のために必要な資源や事業が十分にない地域や、隣接する市町村の地域で提供されるサービスの方が利用しやすい地域に住むこども達の支援について、地域をまたいだ支援を実現させるなど、県には広域的な調整が求められます。

6 社会の理解

- 貧困状態にある家庭では、こどもと保護者ともに自己肯定感が低く、学校や支援機関などへの相談をためらう傾向にあることから、貧困の状況下にあっても自ら相談しようと思える、SOSを上げられる社会づくりが必要です。そのためには、こどもに関わる周りの大人がこどもの貧困に気づくことができるよう、裾野を広げる取組が求められます。
- また、貧困への気づきを促していく上では、ひとり親世帯、親の健康状態がよくない世帯、介護の必要な方のいる世帯、外国籍であるなどにより親が日本語の不自由な世帯、困窮度が高いふたり親世帯など、困窮世帯は多様であることにも留意する必要があります。

7 若者の貧困

- 令和4年度「学生生活調査」(独立行政法人日本学生支援機構)によれば、大学学部(昼間部)に通学する学生のうち、家庭からの給付のみでは修学不自由・修学困難な学生が31.5%おり、また、55.0%の学生が奨学金を受給しているほか、経済的に勉強を続けることが難しいと感じている学生が一定数います。特に18歳以上の若者は、こどもや子育て世帯を対象とした公的支援が途切れる等、家計が厳しくなること想定されることから、修学を継続できるよう、民間団体等との連携を含めた支援が必要です。
- 令和5年「労働力調査」(総務省)によると、令和5年のいわゆるフリーターは134万人、15歳から44歳までの無業者は96万人、と、不安定な生活を送っている若者が多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められています。
- 令和4年4月から実施された成年年齢引き下げを踏まえ、若年層の消費者被害を未然に防止するためにも、若年者への消費者教育を推進する必要があります。
- 生活困窮、DV、家庭環境破綻などの困難な問題を抱える若年女性の中には、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活体験等から、自ら助けを求めずに潜在化しやすく、支援対象として見えてこない女性もいます。こうした若年女性について、支援の手があることを呼びかけ、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援につなげることが必要です。

(関連データ)

生活困難層(困窮層・周辺層・一般層)の状況

	全体		小学5年生		中学2年生	
	人	割合	人	割合	人	割合
困窮層 (a)	522	9.7%	264	9.0%	257	10.4%
周辺層 (b)	694	12.8%	360	12.3%	333	13.4%
小計 (a+b)	1216	22.5%	624	21.4%	590	23.8%
一般層 (c)	4190	77.5%	2297	78.6%	1890	76.2%
合計 (a+b+c)	5406	100.0%	2921	100.0%	2480	100.0%

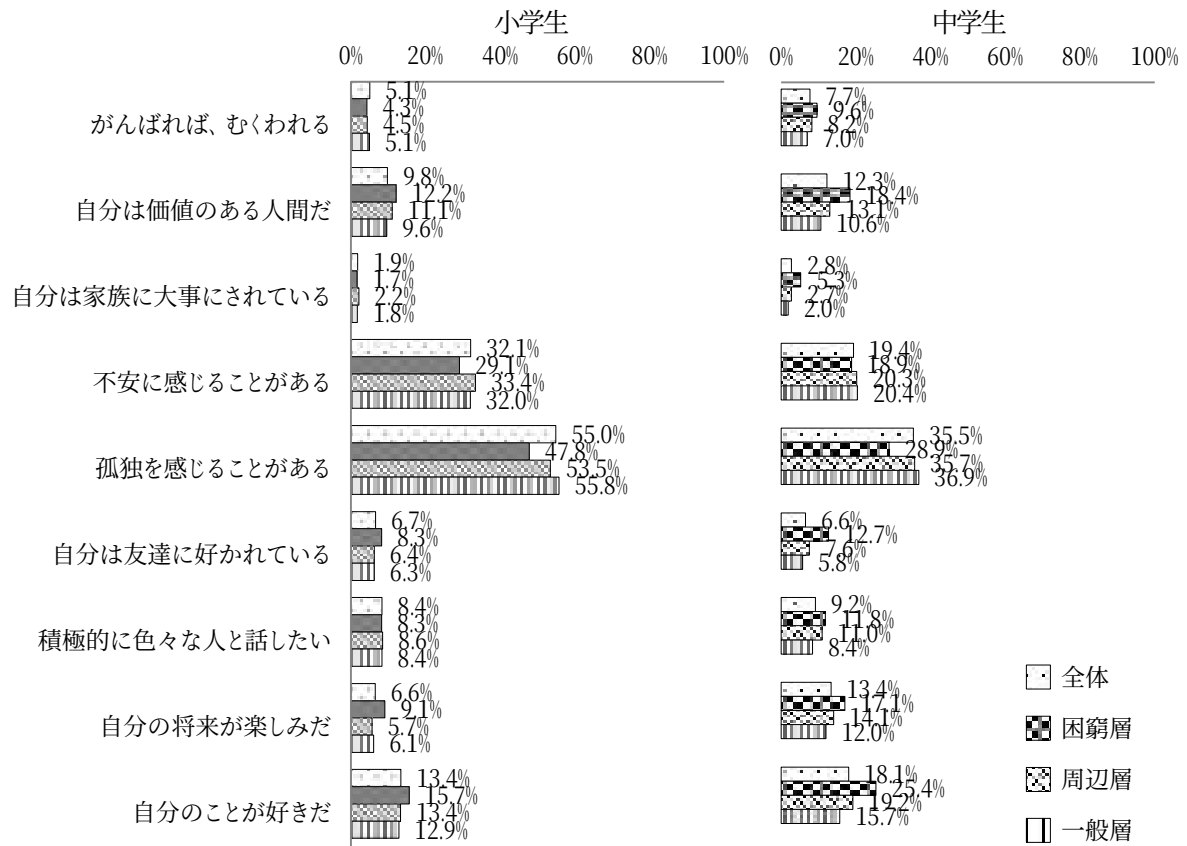
資料：千葉県健康福祉指導課「千葉県こどもの生活実態調査」等(※)抜粋(令和6年度)

※ 令和6年度に、県内15市町村(柏市、成田市、旭市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、四街道市、匝瑳市、山武市、多古町、睦沢町、長生村)の公立学校に通学する小学校5年生及び中学校2年生とその保護者を対象に、こどもの授業の理解度、放課後の過ごし方、保護者の収入や就業の状況、公的支援等の利用状況等を把握するために実施したアンケート調査。

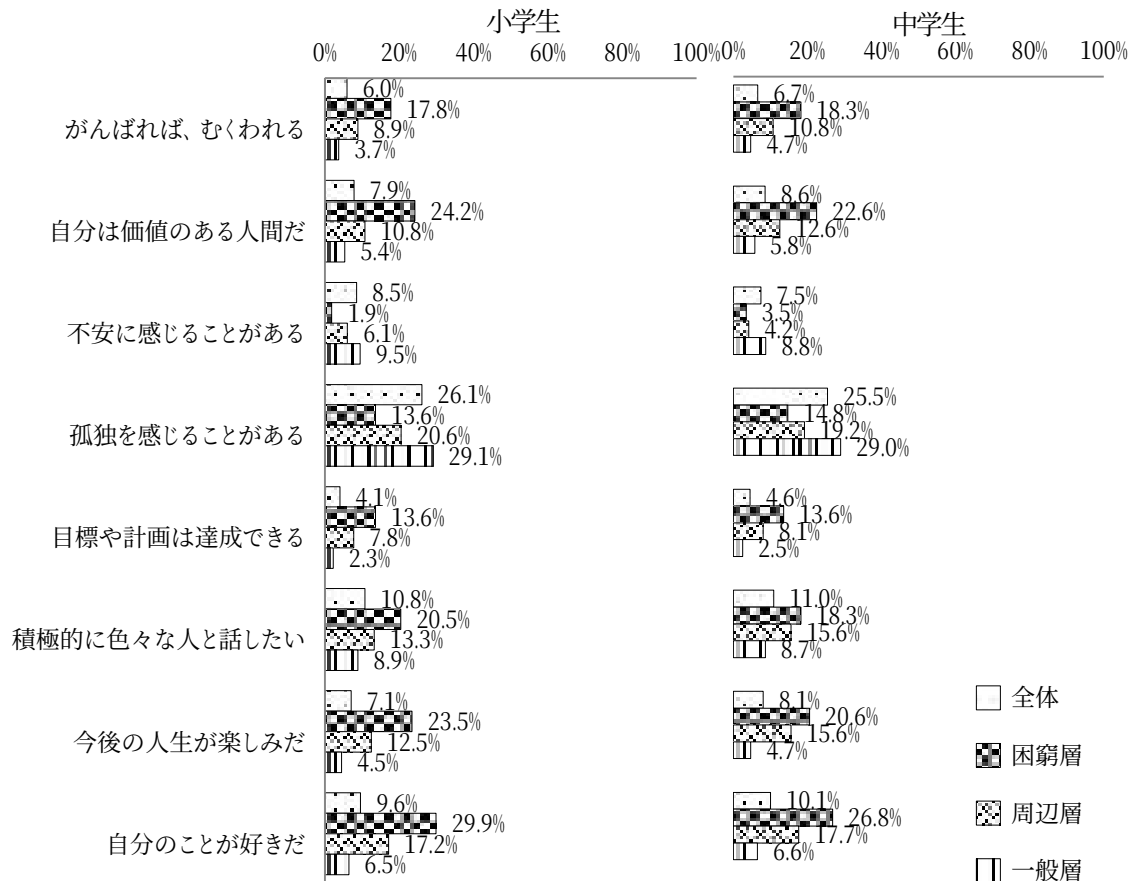
本調査ではこどもの生活困難を3つの要素(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如)に基づき分類しており、3要素のうち2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する層を「周辺層」と分類している。

なお、調査対象15市町村のうち君津市については、同市が令和6年度に「君津市こどもの生活状況調査」を県調査と同様の設問を含める形で実施しており、本計画には、君津市の調査結果と県調査の結果を統合した集計・分析果を掲載している。

こどもの自己肯定感（「思わない」の割合）

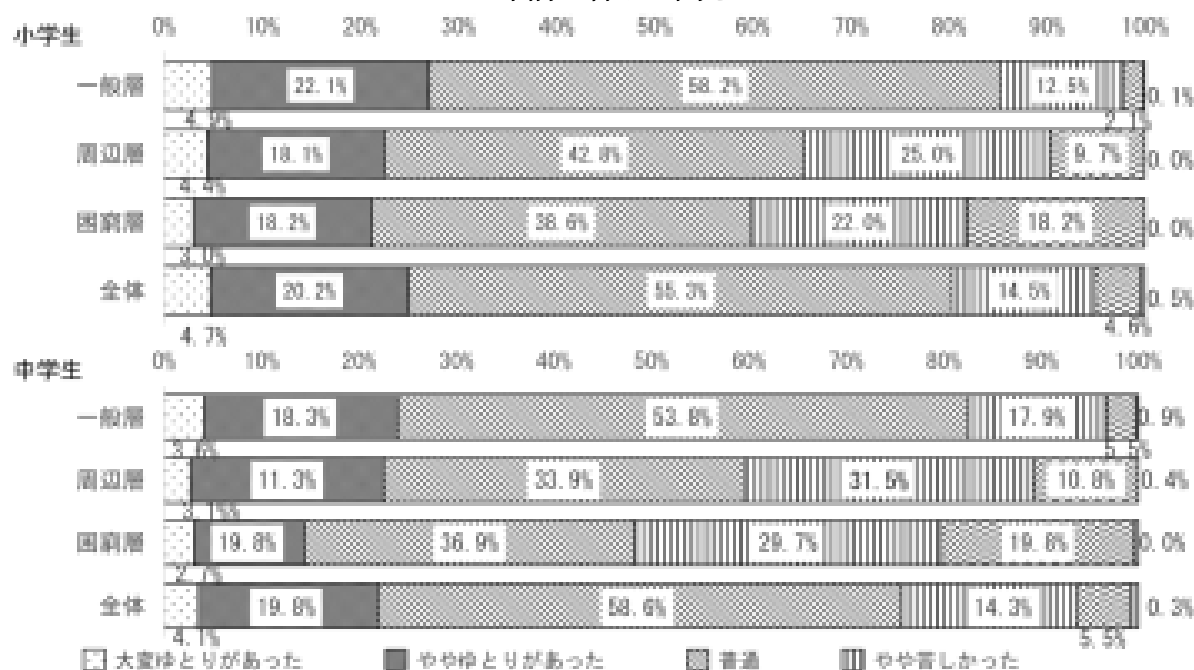


保護者の自己肯定感（「思わない」の割合）



資料：千葉県健康福祉指導課「千葉県こどもの生活実態調査」等抜粋（令和6年度）

10年前の暮らし向き



資料：千葉県健康福祉指導課「千葉県こどもの生活実態調査」等抜粋（令和6年度）

1 生活の安定に資するための支援を推進します。

(1) 相談支援

- ① 貧困状態にあるこどもたちやその保護者が、地域において必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等の体制整備や充実を図ります。
- ② AIを活用した福祉相談チャットを設置し、時間や場所を問わず相談ニーズに応じた相談支援機関窓口を案内する仕組みの構築を図ります。
- ③ 予期しない妊娠に際し安心して相談できる窓口を設置し相談支援を行うとともに、市町村のこども家庭センター等での面談等を通じて早期に課題を把握し、早い段階から社会的孤立を防ぐための取組を支援します。
- ④ 乳幼児期の早期の段階において貧困の端緒をみつけ、支援につなげる方策を検討します。

(2) 食・住生活への支援

- ① こどもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、基本的な生活習慣の改善や食・住生活への支援を図ります。
- ② フードバンクやこども食堂といった食の支援に取り組む民間団体の活動の推進を支援します。

(3) 居場所と支援の連携

- ① 貧困などの困難を抱えるこどもであっても安心して過ごすことができ、必要に応じて適切な支援につなぐことができる居場所づくりを検討します。
- ② こどもの居場所において、支援が必要なこどもに気づいたときに、適切な支援につなぐことができるよう、居場所と支援機関の連携を進めます。

(4) 里親や児童養護施設等のこどもへの支援

- ① 家庭で適切な養育が受けられないこどもたちが、できる限り家庭的な環境で心身ともに健やかに養育されるよう、里親家庭やケア単位が小規模化された施設で養育を行うとともに、こうしたこどもたちが社会人として自立するための支援を行います。

2 教育の支援を推進します。

(1) 就学支援の充実

- ① すべてのこどもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられるよう、就学支援に関する取組を推進します。
- ② 生活困窮世帯のこどもに対する学習支援を推進します。

(2) 学校を核としたこどもへの支援

- ① 貧困状態にあるこどもが学校生活等における悩みの相談をためらわないよう、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに相談しやすい体制の整備を図ります。
- ② 学校においてスクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮できるよう、職務への理解を深め、実践的な活動研究を行う研修の実施などにより、一人一人の資質の向上を図るとともに、配置の工夫などにより、更なる教育相談体制の充実に努めます。また、市町村の福祉部門や児童相談所、更には地域との連携を進めます。

- ③ こどもたちを支援につなげていくために、学校関係者やこどもをとりまく関係者が、生活困窮者自立支援制度等の支援制度や支援機関等の情報を認識できるようにするため、支援情報等をまとめたガイドブックの周知を図るとともに、支援制度の改正等を踏まえ、適宜情報更新を図ります。

(3) 高等学校等の中退予防・中退後の支援

- ① 高等学校等の中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを行います。
- ② 中退したこどもが学び直しの機会を確保できるよう、教育費負担の軽減を図ります。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援を推進します。

- ① 保護者自身の状況やその置かれている環境に応じた就労支援の充実を図ります。
- ② 保護者がより良い雇用形態や安定的な収入を確保できるよう、職業生活の安定と向上を支援するとともに、子育て支援施策やひとり親家庭支援施策も含め、保護者が子育てと就業を両立できるよう、その家庭をサポートする施策の推進を図ります。

4 経済的支援を推進します。

- ① 生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、必要な世帯が確実に活用できるようにするため、相談支援体制の整備を進めます。
- ② ひとり親世帯における養育費の取り決めや取得に関する相談支援を行います。

5 支援につなぐ体制整備を推進します。

- ① 乳幼児期の早期の段階から貧困に気づき支援につなげるため、特に、こども達の身近にいる保育士等の関係者に対するこどもの貧困への気づきに関する研修を行います。
- ② 支援の必要性に気づき、その気づきを適切に支援につなげるため、幼稚園、保育所、学校等の現場で使える、「気づき」のためのチェックシートや、支援が必要なこどもを具体的な支援につなぐためのガイドブックなどの「気づき」「つなぐ」ためのツールについて、改良の検討や活用のための周知を図ります。
- ③ こどもに関する支援情報の提供や、声を上げられないこどもたちへのアプローチについては、こどもたちの多くが情報収集に利用しているスマートフォンを活用し、SNSやメールなどの方法により効果的に情報を発信したり、制度利用のための手続きへつないでいくことなどの方策を検討します。
- ④ 貧困だけでない複合的な課題を抱える家庭（ヤングケアラー等）に対し、様々な分野の行政機関や支援機関が連携して情報共有や支援を進めるため、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業による「支援会議」等の分野横断的に情報共有を行う仕組みが推進されるよう、市町村に対し生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業に関する取組事例の共有を行います。
- ⑤ 実施自治体に不足又はばらつきがある市町村事業等について、必要に応じて、実施自治体の事例を紹介する等により実施を働きかけるほか、事業実施に当たっての課題を分析し、制度の改善を国に要望する等、市町村支援の取組を進めます。

6 支援をひろげるための取組を推進します。

- ① 貧困の状況下にあっても、その当事者である子どもと保護者が自ら相談しようと思える、SOSを上げられる社会環境を醸成するため、「子どもの貧困は家庭の責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題である」との認識を、国、地方公共団体、民間の企業・団体のみならず、当事者である子どもとその家庭にも浸透するよう、子どもの貧困に対する社会の理解を促進するための取組を進めます。
- ② 子どもに関わる周りの大人が子どもの貧困に気づくことができるよう、様々な関係者を対象とした研修等の取組を進めます。

7 若者への支援を推進します。

- ① 若者への食料支援にも取り組むフードバンク等民間団体の活動の推進を支援します。
- ② 高等教育の修学支援新制度の機関要件を確認した県所管の学校について、県ホームページ等により周知します。
- ③ 若者一人ひとりの個性や適性に応じて、正社員として仕事に就くまでの支援をワンストップで実施します。また、各種セミナーや若者と企業の交流イベントなど、若者の就労につながる実効性の高い事業を実施します。
- ④ 若年無業者の職業的自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、就職に向けた各種プログラムの提供を行います。また、若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。
- ⑤ 成年年齢引き下げを踏まえた若年者への消費者教育の推進を図ります。
- ⑥ 若年女性について、支援の手があることを呼びかけ、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援につなげるための取組を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
1 生活の支援	
(1) 相談支援	
生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。〈健康福祉指導課〉
生活困窮者自立支援法による家計改善支援事業	生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の向上を図る。〈健康福祉指導課〉
生活保護法・生活困窮者自立支援法を担当する職員・相談支援員等に対する研修	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の資質の向上のための研修を実施する。〈健康福祉指導課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
中核地域生活支援センター事業	県が県内13箇所に設置する中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。 〈健康福祉指導課〉
A Iを活用した福祉相談窓口案内事業	生活困窮や子育ての悩み、高齢者や障害者等の支援を必要とする方など、県民の福祉相談に対し24時間365日自動応答し、相談先を案内するA Iを活用したチャットを導入し、相談窓口を探す方の負担を軽減する。 〈健康福祉指導課〉
民生委員・児童委員への研修	地域の福祉を担うボランティアである民生委員・児童委員に対し、こどもや子育て家庭に関する諸課題についての理解を深めるための研修を実施し、子育て家庭に対する相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。 〈健康福祉指導課〉
児童家庭支援センター運営等補助事業	こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の運営等に対し補助を行う。 また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、こどもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援する。 〈児童家庭課〉
ひきこもり地域支援センター（再掲）	ひきこもりに関する相談窓口として、「ひきこもり地域支援センター」において、本人及び家族等からの電話相談に応じるとともに、必要に応じ面接による相談やアウトリーチ（訪問支援）を実施する。 〈精神保健福祉センター〉
子ども・若者育成支援推進事業（子ども・若者総合相談センター）（再掲）	ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（概ね39歳まで）や、その保護者等がまず初めに相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、子ども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。 〈県民生活課〉
ちば地域若者サポートステーション事業（再掲）	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。 〈雇用労働課〉
母子・父子自立支援員による相談の実施（再掲）	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 〈児童家庭課〉
母子・父子自立支援員に対する研修（再掲）	ひとり親家庭等の相談支援体制を充実させるため、母子・父子自立支援員などの相談支援に携わる職員への研修を実施する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）（再掲）	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。 〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
妊娠SOS相談事業 (再掲)	予期しない妊娠など、さまざまな事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関やこども家庭センターなどの支援機関へ同行するなど、支援を行う。 〈児童家庭課〉
こども家庭センター支援事業 (再掲)	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行うために、職員に対し研修を行い、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援の充実を図る。 〈児童家庭課〉
母子保健指導事業 (再掲)	安心して安全な妊娠や出産、育児のために市町村が実施する両親学級や健康診査等母子保健サービスの更なる充実を図るために、母子保健従事者に対し研修会を開催し支援の充実を図る。 〈児童家庭課〉
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図る。 〈児童家庭課〉
養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。 〈児童家庭課〉
保育士等キャリアアップ研修事業 (再掲)	保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈子育て支援課〉
幼児教育推進事業	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈教育庁学習指導課〉
放課後児童支援員等研修 (再掲)	放課後児童支援員として、放課後児童クラブに従事しようとする者等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈子育て支援課〉
(2) 食・住生活への支援	
「早寝早起き朝ごはん」国民運動 (再掲)	こどもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動にいっきと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
ちば食育活動促進事業 (再掲)	健康な食生活を実践するとともに、食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう食育を進めるため、庁内関係各課、市町村、関係団体及び企業・ボランティア等との連携・協働による広報・啓発活動や体験活動等による食育推進を図る。 〈環境農業推進課〉
生活福祉資金貸付制度 (緊急小口資金・総合支援資金)	収入の減少などにより生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付を実施する。 〈健康福祉指導課〉
フードバンク活動支援事業	企業等の協力を得て生活困窮者等に対し食品を無料で提供するフードバンク活動を推進するため、フードバンクのネットワーク構築等を支援する。 〈健康福祉指導課〉
千葉県こども食堂サポートセンター事業 (再掲)	こどもに無料又は安価で食事や団らんの場を提供することも食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。 〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
生活困窮者自立支援法による住居確保給付金	離職や、休業による収入減少等により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。〈健康福祉指導課〉
県営住宅における子育て世帯への優遇措置（再掲）	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、18歳未満の子どもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、18歳未満の子どもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。〈住宅課〉
住宅セーフティネット制度（再掲）	高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、情報提供を行う。〈住宅課〉
母子生活支援施設（再掲）	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。〈児童家庭課〉
（３）居場所と支援の連携	
千葉県こども食堂サポートセンター事業（再掲）	こどもに無料又は安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。〈児童家庭課〉
課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業	貧困をはじめ、困難な状況におかれている子どもを早期に把握し、福祉的な支援につなげていくため、高等学校、中核地域生活支援センター、福祉団体等が連携して校内に相談しやすい環境を構築する。〈健康福祉指導課〉
（４）里親や児童養護施設等のこどもへの支援	
里親等への委託の推進（再掲）	様々な理由により、家庭で保護者等と一緒に生活できない子どもたちが、家庭と同様の環境で養育されるように、里親の新規開拓や資質向上、養育支援等に取り組み、里親やファミリーホームへの委託を推進する。〈児童家庭課〉
児童養護施設、乳児院等の機能強化（再掲）	児童養護施設や乳児院等の施設についても、できる限り家庭に近い環境を実現し、子どもたちにより専門的な支援ができるように、施設の整備や人材の確保・育成を支援するなど、機能強化を図る。〈児童家庭課〉
社会的養護自立支援拠点事業（児童養護施設等退所児童等アフターケア等事業）（再掲）	里親や児童養護施設等を退所した児童等に対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。〈児童家庭課〉
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（再掲）	里親や施設から自立したこどもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。〈児童家庭課〉
児童養護施設等退所者に対する奨学金制度（再掲）	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
2 教育の支援	
(1) 就学支援の充実	
幼児教育・保育の無償化（再掲）	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。〈学事課、子育て支援課〉
実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等＊に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。〈子育て支援課〉 ＊特定教育・保育施設等 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。
特別支援教育就学奨励費	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。〈教育庁財務課〉
生活保護法による教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金	生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給を行う。〈健康福祉指導課〉
小・中学生の就学援助制度(学用品費等、学校給食費、医療費)（再掲）	貧困の状態にあるこどもの就学に係る経済的負担を軽減するため、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行う。〈教育庁財務課、教育庁保健体育課〉
公立学校給食費無償化事業	こどもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。〈教育庁保健体育課〉
奨学のための給付金	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。〈教育庁財務課〉
千葉県奨学資金の貸付制度	
高等学校等就学支援金	
高等学校等授業料減免制度	
夜間定時制高等学校夕食費補助事業	県立高等学校の夜間定時制課程に在籍する生徒の経済的負担の軽減を図るため、夕食費の一部を助成（補助）する。〈教育庁保健体育課〉
私立高等学校等奨学のための給付金	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。〈学事課〉
私立高等学校入学金軽減事業	
私立高等学校等授業料減免事業	
私立高等学校等就学支援金	

事業名	事業の内容〈担当課〉
生活福祉資金貸付制度 (教育支援資金)	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
母子父子寡婦福祉資金の貸付	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。 〈児童家庭課〉
生活困窮者自立支援法による子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援の充実を図る。 〈健康福祉指導課〉
ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業)(再掲)	ひとり親家庭等のこども等に対して、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館等において、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行うことにより、こどもの学ぶ機会を提供し、ひとり親家庭のこども等の生活の向上を図る。 〈児童家庭課〉
(2) 学校を核としたこどもへの支援	
スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
スクールカウンセラーの配置(再掲)	
教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施(再掲)	
教育改革推進事業 (教育相談体制の整備) (再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
教育相談事業(再掲)	千葉県子どもと親のサポートセンター等において、学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、児童生徒や保護者等の個々の状況に応じて、相談活動を通して支援・援助を行う。 〈教育庁児童生徒安全課〉
放課後子供教室推進事業(再掲)	こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を実施する。 〈教育庁生涯学習課〉
(3) 高等学校中退のこどもに対する支援	
ちば地域若者サポートステーション事業 (再掲)	就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。 〈雇用労働課〉
公立高等学校学び直し支援金制度	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。 〈教育庁財務課、学事課〉
私立高等学校等学び直し支援金	

事業名	事業の内容〈担当課〉
3 保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
(1) 保護者の職業生活の「安定」に資するための就労の支援	
生活保護法・生活困窮者自立支援法による就労支援事業・就労自立給付金	生活困窮者や生活保護を受けている者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった者に対し、就労自立給付金を支給する。 〈健康福祉指導課〉
千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会を開催するほか、県内各地での出張セミナーを市町村と共催するなど、各種の就労支援を実施する。 〈雇用労働課〉
離職者等再就職訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練を実施する。 〈産業人材課〉
母子家庭等就業・自立支援センター事業（再掲）	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。 〈児童家庭課〉
母子・父子自立支援プログラム策定等事業（再掲）	ひとり親家庭の親の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき「母子家庭等就業・自立支援センター事業」等を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。 〈児童家庭課〉
母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）	ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。 〈児童家庭課〉
(2) 保護者の職業生活の向上に資するための就労の支援	
生活保護法による生業扶助	生活保護を受けている者に対し、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給する。 〈健康福祉指導課〉
母子家庭等自立支援給付金事業（再掲）	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対し、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（再掲）	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 〈児童家庭課〉
放課後児童クラブの設置・運営に対する支援（再掲）	働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、こどもが遊びや生活を通じてすこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。 〈子育て支援課〉
子育て短期支援事業（再掲）	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。 〈児童家庭課〉
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。 〈子育て支援課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
4 経済的支援	
生活福祉資金貸付制度 （緊急小口資金・総合 支援資金）（再掲）	収入の減少などがあり、生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
生活困窮者自立支援法 による住居確保給付金 （再掲）	離職や、休業による収入減少等により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。 〈健康福祉指導課〉
県営住宅における子育て 世帯への優遇措置 （再掲）	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、18歳未満の子どもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、18歳未満の子どもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。 〈住宅課〉
児童養護施設退所者等 に対する自立支援資金 貸付事業（再掲）	里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。 〈児童家庭課〉
児童養護施設等退所者 に対する奨学金制度 （再掲）	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。 〈児童家庭課〉
幼児教育・保育の無償 化（再掲）	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。 〈学事課、子育て支援課〉
実費徴収に係る補足給 付（再掲）	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。 〈子育て支援課〉
特別支援教育就学奨励 費（再掲）	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。 〈教育庁財務課〉
生活保護法による教育 扶助、生業扶助、進学・ 就職準備給付金（再掲）	生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給を行う。 〈健康福祉指導課〉
小・中学生の就学援助 制度(学用品費等、学校 給食費、医療費)（再掲）	貧困の状態にあるこどもの就学に係る経済的負担を軽減するため、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行う。 〈教育庁財務課、教育庁保健体育課〉
公立学校給食費無償化 事業（再掲）	こどもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。 〈教育庁保健体育課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
奨学のための給付金（再掲）	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。 〈教育庁財務課〉
千葉県奨学資金の貸付制度（再掲）	
高等学校等就学支援金（再掲）	
高等学校等授業料減免制度（再掲）	
夜間定時制高等学校夕食費補助事業（再掲）	経済的な理由により、定時制課程（三部制の場合は夜間部）のある県立高等学校での就学が困難な高校生に対し夕食費の一部を補助する。 〈教育庁保健体育課〉
私立高等学校等奨学のための給付金（再掲）	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。 〈学事課〉
私立高等学校入学金軽減事業（再掲）	
私立高等学校等授業料減免事業（再掲）	
私立高等学校等就学支援金（再掲）	
生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）（再掲）	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等のこどもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。 〈児童家庭課〉
公立高等学校学び直し支援金制度	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。 〈教育庁財務課、学事課〉
私立高等学校等学び直し支援金	
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成を行う。 〈児童家庭課〉
母子家庭等就業・自立支援センター事業	両親の離婚後、こどもの権利である養育費が適切に支払われるよう、養育費取得に向けての相談支援を行う。また、確実に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前の相談支援や、近隣での相談を希望する方に対して移動相談を実施する。 〈児童家庭課〉
5 支援につなぐ体制整備	
保育士等キャリアアップ研修事業（再掲）	保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈子育て支援課〉
幼児教育推進事業	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈教育庁学習指導課〉
放課後児童支援員等研修（再掲）	放課後児童支援員として、放課後児童クラブに従事しようとする者等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈子育て支援課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
スクールカウンセラーの配置（再掲）	
教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施（再掲）	
教育改革推進事業（教育相談体制の整備）（再掲）	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
家庭教育支援チーム設置推進事業（再掲）	家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、親の孤立化防止、子を持つ親が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。 〈教育庁生涯学習課〉
気づきのためのチェックシート、支援につながるガイドブック	幼稚園、保育所、学校等の現場で使える気づきのチェックシートや支援が必要な子どもを具体的な支援につながるためのガイドブックなど「気づき」「つながり」ためのツールの活用を促進する。 〈健康福祉指導課〉
ヤングケアラー支援体制強化事業（再掲）	①ヤングケアラー相談窓口の設置、コーディネーターの配置 民間団体に委託し、社会福祉士等の有資格者を有するコーディネーターを配置した、相談窓口を設置する。 ②ピアサポート・オンラインサロンの設置 専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験について相談・共有し、適切な支援につなげる機会を設ける。またより気軽に相談できるようオンラインによる相談等を行う。 ③関係機関職員研修 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラーに関する理解を深め、支援力の向上を図る研修を実施する。 ④広報啓発 ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、広報啓発を実施する。 〈児童家庭課〉
市町村の包括的相談支援体制の普及促進	市町村の包括的相談支援体制の構築を推進するため、県社会福祉協議会と連携し、先進事例の紹介や、研修等を実施し、市町村の体制構築を支援する。 〈健康福祉指導課〉
6 支援をひろげるための取組	
こどもの貧困に関する周知啓発	貧困状態にある子どもや家庭が、相談しやすい社会環境を醸成するため、「こどもの貧困は家庭の責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題である」との認識を、地方公共団体、民間の企業・団体のみならず、当事者である子どもとその家庭も含めた啓発を行う。 〈健康福祉指導課〉
7 若者への支援	
フードバンク活動支援事業（再掲）	企業等の協力を得て生活困窮者等に対し食品を無料で提供するフードバンク活動を推進するため、フードバンクのネットワーク構築等を支援する。 〈健康福祉指導課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
ジョブカフェちば事業 (再掲)	若者の正社員としての就労を促進するため、「ジョブカフェちば」を運営し、各種就職支援セミナー、個別相談、若者と企業の交流イベントなどの総合的な就労支援を行う。 〈雇用労働課〉
ちば地域若者サポートステーション事業(再掲)	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者(ニート等)の職業的自立を支援する。 〈雇用労働課〉
消費者教育啓発事業 (再掲)	教育現場における実践的な消費者教育を実施するため、会議や教員向け研修会を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、消費者教育に係る各種情報の収集、消費者問題の周知や消費者教育・学習等に使用する資材の作成等を行い、消費者教育に係る、多種多様な内容をわかりやすく提供できる体制の整備に努める。 〈くらし安全推進課〉
困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ事業	夜間に繁華街等を巡回し、日用品や食品を配布する等により、若年女性が気軽に立ち寄れる場を提供し、困難な問題を抱える女性を早期に把握する。 〈児童家庭課〉
困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供	アウトリーチで把握した若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話したり、同様の境遇にある他の女性たちと交流したりできる場を提供し、専門機関への相談につなげていく。 〈児童家庭課〉
困難な問題を抱える若年女性のための相談及び面談	アウトリーチで把握した若年女性等の様々な悩みや直面する課題に対応するため、電話やメール、SNS等による相談や、必要に応じて面談を実施する。 〈児童家庭課〉

施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

5 障害のあるこどもや若者への支援

障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる社会づくりを進める。



I-5-① 障害のあるこどもの療育支援体制の充実

【現状と課題】

1 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり

障害のあるこどもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められています。

医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児等が増加するとともに、その実態が多様化しており、個々のこどもの心身の状況等に応じて適切な支援を受けられる環境の整備が重要な課題となっています。

発達障害のあるこどもに対しては、できるだけ早期に切れ目なく支援を行うことが重要であり、対応できる相談機関の確保や専門職の育成に加えて、発達障害の診療と対応を適切に行うことができる医療機関の確保が求められています。

保護者等がこどもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムや、発達障害のあるこどもを育てた保護者の経験やノウハウを活用した家族支援を推進するとともに、アセスメントツールの導入の促進と、その適切な活用方法の啓発が必要です。

また、障害のあるこどもに対しては、障害のないこどもと可能な限り同じ場で学ぶことを追求するとともに、障害のあるこどもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

障害のあるこどもの自立と社会参加を見据えて、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすインクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ることが求められます。

また、障害のあるこどもが適切な環境で教育・保育が受けられるようにするための整備が必要です。

一方、特別支援学校での教育に対する期待や信頼感の高まりから、特別支援学校の在籍者数が急激に増加したため、知的障害特別支援学校を中心に、過密状況が続いています。

令和3年9月には特別支援学校設置基準が公布されたことから、既存校を含め、その趣旨を踏まえた対応を検討していく必要があります。

また、特別支援教育に関わる教員の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実が求められます。

2 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

社会情勢の変化やグローバル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化などが進む中、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現が求められています。そこで、障害の有無等にかかわらず、互いを認め合い尊重する考え方について、理解を深めるとともに、それぞれが抱える事情を踏まえた支援が必要です。

また、障害のあるこどもたちが、学校卒業後も生涯にわたって学び、充実したくらしができるよう、生涯学習施設等の利用など、生涯学習の機会が提供される必要があります。

障害のあるこどもの学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実や、就労の機会が提供される必要があります。

中学校や高等学校に在籍している障害のあるこどものキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ること、一人一人の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供していくことが必要です。

障害者の就業意欲、企業側の採用意欲双方が高まっている中で、必要な訓練機会の確保、一層の就職支援が不可欠です。

【施策の方向と具体策】

1 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めます。

- ① 障害のあるこどもが、乳児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中核とした地域における療育支援体制の構築を図ります。
- ② 医療的ケア児等の支援に関しては、医療的ケア児等支援センターにおいて、様々な相談にワンストップで対応するとともに、地域の支援体制の構築を支援します。
- ③ 発達障害やその疑いのあるこどもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のあるこどもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながらペアレントメンターとして登録し、千葉県発達障害者支援センター（C A S）と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。あわせて、ペアレントメンターの周知を図ります。
また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターを配置し、発達障害のあるこどもを持つ親への支援を実施します。
- ④ 障害のあるこどもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関のネットワークの構築を図り、その活用と充実に努めます。特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域の学校等への支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 保育所・幼稚園等が、障害のあるこどもを受け入れできるよう体制の整備を図り、市町村が保育所等の利用調整をするに際して、優先的な配慮事項とするよう促します。
- ⑥ 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、障害のあるこどもに対する連続性のある「多様な学びの場」における指導・支援の充実を図るとともに、学校間、学校と関係機関との連携を強化し、一人一人のこどもに応じた切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- ⑦ 特別支援教育に関する研修の充実を図り、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図ります。
- ⑧ 第3次特別支援学校整備計画に基づき、特別支援学校の過密状況への対応を進めるとともに、設置基準の趣旨に鑑み、教育環境の改善を図れるよう計画的に整備を進めていきます。

2 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実を図ります。

- ① 障害のあるこどもの学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう関係機関が連携し、企業側へ働きかけることにより、障害者雇用の促進を図ります。
- ② 障害のあるこどもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、一人一人の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供し、就労を支援します。
- ③ 障害のある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持・開発・伸長できるよう、学校卒業後も生涯学習施設等において主体的に学び続けることができる機会の充実を図ります。
- ④ 障害のあるこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付け、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていけるよう、一人一人の障害の状態に応じたキャリア発達を支援していきます。
- ⑤ 学校と地域の福祉や労働等の関係機関とのネットワーク構築をより一層進め、特別支援学校が核となって情報共有や意見交換の場を積極的に設け、地域や関係機関との連携を深めていきます。
- ⑥ 社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯にわたり、維持、開発、伸長していくことができるよう、在学中から生涯学習への意欲を高めるとともに、卒業後における学びの場の普及促進に取り組みます。
- ⑦ 障害者の生活の質の向上や社会参画を目指し、多様で魅力的な学びを提供する社会教育施設等について情報発信するとともに、卒業後の社会生活がより豊かになるよう、障害に対する理解の普及啓発を進めていきます。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
発達障害児者及び家族支援体制整備事業	発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターの養成やペアレントメンターコーディネーターの配置等を行う。 〈障害福祉事業課〉
医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児等支援センターを設置し、様々な相談にワンストップで対応するとともに、地域の支援人材の育成を図るなど、医療的ケア児等及びその家族への支援体制を整備する。 〈障害福祉事業課〉
早期の教育相談支援体制の整備	障害のあるこどもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要な就学前の幼児に対して、特別支援学校が協力し、適切な就学の支援を行う。 〈教育庁特別支援教育課〉
特別支援教育コーディネーター研修の実施	特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上と小・中・高等学校に対するセンター的機能の一層の充実を図る。また、高等学校において、特別支援教育コーディネーターの役割をはじめ、障害の特性や支援のあり方等を学ぶとともに、実践発表等、各校の情報交換を行い、特別支援教育コーディネーターの資質及び指導力の向上を図る。 〈教育庁特別支援教育課〉
県立特別支援学校等整備事業	特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う過密状況の解消のため、高等学校や小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより、整備と機能の充実を図る。 〈教育庁教育施設課・教育庁特別支援教育課〉
特別支援学校教育用コンピュータ整備事業	学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を目指し、学習活動（交流及び共同学習を含む）において積極的にＩＣＴを活用できるように、教育用コンピュータ等の整備・更新を進める。 〈教育庁特別支援教育課〉
特別支援アドバイザー派遣事業	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方について、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園からの要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」を派遣し、教職員等に対して助言・援助を行う。 〈教育庁特別支援教育課〉
キャリア教育向上研修会	生徒の卒業後の生活に必要な力を育むため、現状や課題を把握し授業内容の改善等に生かせるよう、学識経験者や企業、福祉施設の方等を講師として研修を行い、特別支援学校教員のキャリア教育に関する知識技能を高め、より一層の資質向上を図る。 〈教育庁特別支援教育課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
障害者就業・生活支援センターによる就業等支援	県内16か所に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就業及び生活に関する指導や助言、職業訓練のあっせんなどを行う。 専門の支援員を各1名、さらに企業数の多い地域に3名配置し、企業での雇用を支援する。 〈産業人材課〉
特別支援学校早期訓練（委託訓練）	障害者テクノスクールにおいて、特別支援学校高等部3年生の生徒に対して職業能力の開発、向上を目的として委託訓練を行い、実践的な職業能力の習得を図る。 〈産業人材課〉
医療的ケア児保育支援事業	保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、市町村が看護師等を配置し医療的ケアを実施する経費等を助成する。 〈子育て支援課〉
保育士配置改善事業（再掲）	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。 〈子育て支援課〉
放課後児童クラブにおける障害児受入推進事業	放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護者が家庭にいない障害のあるこどもの受け入れを推進するため、専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に対し市町村を通じて補助する。 〈子育て支援課〉
教育改革推進事業（教育相談体制の整備）（再掲）	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
特別支援教育経費補助事業	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。 〈学事課〉
学校卒業後における障害者の学びの支援事業	県内の公民館等に学びの場ができるように、市町村における障害者対象講座の開講を支援するとともに、市町村関係課職員を対象とした研修会等を開催し、学校卒業後の障害者の学びについて普及していくほか、生涯学習講座を作るにあたって必要な知識や人的支援を紹介する。 〈教育庁生涯学習課〉

【用語解説】

◇インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システムについては、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会が取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、次のように示されています。

- 障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待防止対策を推進するとともに、社会的養護を必要とするこども・若者及びヤングケアラーへの支援に取り組む。



【現状と課題】

1 児童虐待防止

こどもの健やかな成長に重大な影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重大な課題です。県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数が10年前と比較して約2.2倍になるなど、児童虐待件数は高い水準にあります。

そのうち、こどもの前で親などが家族に暴力をふるう面前DVや暴言、差別などの「心理的虐待」が最も多い割合を占めています。

警察から児童相談所に通告した児童数は増加傾向となり、児童の安全確保を最優先とした対応を図るためには関係機関が連携し、それぞれの役割を果たすことが非常に重要となります。

本県では、平成29年に「千葉県子どもを虐待から守る条例」を制定し、同条例第11条に基づく基本計画である「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」を令和2年6月に全面的に見直し、児童虐待防止施策を推進しているところです。

児童虐待を防止するためには、まず児童虐待の発生そのものを予防することが最も重要です。令和4年の児童福祉法の改正では、市町村における児童福祉及び母子保健に関し、包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの一体的な相談を行うこととされており、子育てに不安等を抱える保護者が孤立することを防ぎ、早期に支援の手を差し伸べることが大切です。

また、虐待はこどもの命に関わる問題になることから、早期に発見し、迅速に対応することも重要です。このため、児童相談所の体制を更に強化する必要があるとともに、これまで以上に市町村、学校などの教育機関、警察、医療機関等の関係機関が緊密に連携し、児童の安全確認及び安全確保を最優先として対応を取ることが重要です。

また、性被害の被害者等となったこどもからの事情聴取については、繰り返し重複した事情聴取が行われる場合には児童にとって過度な心身の負担となるおそれがあるほか、誘導や暗示を受けやすい児童の特性により供述の信用性に疑義が生じる可能性もあることから、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性担保のため、関係機関と連携を図っていく必要があります。

児童相談所については、職員を大幅に増員した結果、経験の少ない職員が多くなっていることから、職員の資質の向上を図るとともに、業務の適正な執行を確保するためのマネジメントの強化が必要となります。

さらに、行政機関だけでなく地域全体で子育て家庭を見守る仕組みづくりが必要であり、県民に児童虐待についての正しい知識と理解を深める機会を提供し、児童虐待防止に対する意識を広めることも大切です。

2 社会的養護が必要なこどもの権利の保障

令和4年の児童福祉法の改正において、社会的養護が必要なこどもの権利擁護に関して、里親委託、施設入所等の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が法定化されると

ともに、意見表明等支援事業が創設されました。また、社会的養護が必要なこどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記されたことから、より一層計画的に推進していく必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 母子保健施策と連携し、児童虐待を未然に防止します。

- ① 児童虐待の死亡事例は乳幼児に多く見られることから、妊娠の早期から関わりを持つ母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう、実践的な研修を行います。
- ② 子育ての負担を軽減し、子育て世帯や子供の孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、レスパイトケア等を目的とした親子入所を可能とした子育て短期支援事業について、市町村における計画的な事業実施体制の整備が進むよう必要な支援を推進します。

2 児童相談所の体制・機能を強化します。

- ① 中核市が、滞りなく児童相談所を開設できるよう支援します。
- ② 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正や、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、児童福祉司、児童心理司、保健師などの配置を行います。
- ③ 職員が業務に必要な基本知識を習得し、基本原則を踏まえた対応ができるよう、研修を確実に受講できるように機会を保障するとともに、研修の充実・強化を図ります。
- ④ 職員の業務における効率化や適正性の確保のため、ICTの積極的な活用を図るとともに、児童相談所の業務を支援するシステムの改修等を行います。
- ⑤ こどもの権利が尊重され、安心して生活できる施設の整備を進めるため、児童相談所一時保護所の新設・建替えを行います。

3 市町村や関係機関との連携を推進します。

- ① 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となっていることから、その設置・運営を支援するとともに、児童相談所や関係機関との連携を推進します。
- ② 市町村の要保護児童対策地域協議会は、支援が必要な子どもやその家庭について、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行う重要な役割を担っており、効果的に機能するように、研修やアドバイザーの派遣による支援を行います。
- ③ 警察との連携においては、全ての児童相談所に警察職員を配置するとともに、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」により情報共有を行っているところであり、こどもの安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。
- ④ 医療機関との連携においては、虐待を疑わせるようなこどもの受診等に対応するため、医療機関やその従事者と児童虐待対応のネットワークを構築し、情報共有と研修等を通じた対応力の向上により、児童虐待の早期発見や未然防止を図ります。
- ⑤ 学校などの教育機関においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャル

ワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制の構築、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、更に児童虐待に係る研修の実施による知識の共有を図り、教職員の児童虐待に対する円滑な対応を目指します。

- ⑥ こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の設置を促進します。また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、こどもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援します。
- ⑦ 検察庁、警察、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、被害者等となったこどもからの事情聴取については、事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者による聴取を推進していきます。
- ⑧ 警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との連携を強化し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。

4 社会的養護が必要なこどもの権利擁護を推進します。

- ① こどもの権利擁護の推進のため、児童養護施設等へ入所措置等を受けたこどもからの申立に応じて、社会福祉審議会が関係機関やこどもへ調査・審議を行い、必要により児童相談所等の関係機関へ意見具申を行う仕組みを適切に運用するとともに、一時保護所や児童養護施設等へ入所するこどもの意見表明等を支援します。

5 児童虐待防止に係る周知・啓発活動を実施します。

- ① 一人でも多くの県民が児童虐待防止に対する理解を深め、関心を持ち、自発的に相談や通告ができるように、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。具体的には、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や子ども家庭110番などの電話による相談・通告の窓口、児童虐待の通告義務、子育てに関する相談窓口等の周知を行うとともに、秋のこどもまんなか月間である11月を中心に、児童虐待防止活動への理解と協力を求めて「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施します。

6 DV防止のため、県民一人ひとりに対する広報・啓発の充実を図ります。

- ① DV防止のための県民一人ひとりへの意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。
- ② 家庭に向けた、児童虐待・DV防止啓発用パンフレットを作成し、就学時健診及び1歳半健診の際に配布する他、小・中学生、高校生のいる世帯の保護者向けにも配布していきます。

7 DV被害者等が安心して安全・平穏な生活が送れるよう支援します。

- ① 女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、児童虐待部門とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。
- ② 暴力から逃れた後に安心して生活を送れるよう、DV被害者等の状況に配慮した生活再建に向け、各種施策の充実を図ります。
- ③ DV被害者等の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判定員を配置し、

同伴するこどもたちの心のケアを行うとともに、子どもルームや学習室でこどもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を図っていきます。

8 早期発見・早期対応

- ① 教職員を対象に研修を行うとともに、「教職員のための児童虐待対応の手引き」を用いて、早期発見・早期対応に向けた視点や対応力を育成します。
- ② スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業は、保護者の疾病、仕事等の理由により、児童の養育が一時的にできなくなった場合等に児童養護施設等において一定期間、児童を預かる事業です。 子育て短期支援事業には、児童を一定期間預かる「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と平日の夜間又は休日不在にする等の場合に児童を預かり、生活指導・食事の提供を行う「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2種類があります。 〈児童家庭課〉
中核市の児童相談所設置に向けた支援	船橋市と柏市における児童相談所の設置に向けて、研修生の受入や人事交流の他、各事務の引継ぎ対応や各種研修への参加受入など、必要な支援を行う。 〈児童家庭課〉
児童相談所虐待防止体制強化事業	児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待事案への対応力を強化する。 ・子ども家庭110番の対応 ・児童安全確認等対応職員の配置 ・一時保護された児童へのケアの充実 ・保護者への支援、指導等の強化 〈児童家庭課〉
児童相談所専門機能強化事業	児童相談所職員の資質向上や、弁護士等の専門家の配置により、児童相談所の専門性を強化する。 ・児童相談所職員に対する研修の実施 ・弁護士・医師等の専門家の配置など、助言等を受けられる体制の整備 〈児童家庭課〉
児童相談所支援システム整備事業	児童相談所支援システムの整備、運用を行い、ICTを活用した児童相談所業務の適正化、効率化を図る。 〈児童家庭課〉
児童相談所の整備	「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」及び「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づき、児童相談所の新設・建替えを進める。〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
児童家庭支援センター運営等補助事業	児童家庭支援センターの運営費や児童相談所からの指導委託に係る経費を補助します。 〈児童家庭課〉
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 ・市町村の関係機関職員に対する研修の実施 ・市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣など 〈児童家庭課〉
警察と児童相談所等との連携強化	警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との連携を強化し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進する。 〈警察本部少年課〉
児童虐待防止医療ネットワーク事業	中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークを作り、情報共有や医療従事者への研修等を実施し、医療機関における児童虐待の早期発見等を図ります。 〈児童家庭課〉
スクールカウンセラー等配置事業（再掲）	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業（教育相談体制の整備）（再掲）	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
代表者聴取	検察庁、警察、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、被害者等となった子どもからの事情聴取については、事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者による聴取を推進していく。 〈警察本部少年課・児童家庭課〉
こどもの権利擁護に係る環境整備	児童養護施設等へ入所措置を受けた子どもからの申立てに応じて、社会福祉審議会が関係機関や子どもへ調査・審議を行い、必要な場合に児童相談所等の関係機関へ意見具申を行う仕組みを適切に運用する。 〈児童家庭課〉
こどもの意見表明等支援事業	児童相談所から独立した意見表明等支援員（こどもの福祉に関し、知識・経験を有する者）が一時保護所（児童相談所）や児童養護施設等で生活するこどもの悩みや不満、措置内容に関して、こどもの意見・意向を把握し、児童相談所や児童養護施設等へ伝達、連絡調整等を行います。 〈児童家庭課〉
個別の支援を要する児童生徒への対応	人権教育担当指導主事や担当教員、管理職などを対象に研修を行い、早期発見・早期対応に向けた視点や対応力を育成する。 〈教育庁児童生徒安全課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
子どもの権利ノート の作成・配布事業	「子どもはひとりのかけがえのない存在として、生きること（生存）、守られること（保護）、育つこと（発達・成長）、参加すること（参画）に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、里親委託や施設入所している子どもたち等に配布します。 また、周囲の大人に相談できないときに、県に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を配布します。 〈児童家庭課〉
子ども虐待防止 地域力強化事業	児童虐待に対する意識の啓発や児童虐待の通告先の周知を図るため「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」などの広報・啓発活動を、年間を通じて実施します。 〈児童家庭課〉
児童虐待・DV防止 啓発パンフレット 作成事業	家庭内で起こるDVを子どもが目撃することは児童虐待にあたり、その後の子どもの人格形成や成長過程に深刻な影響を与えることから、家庭における暴力防止に向け、保護者用に児童虐待・DV防止啓発パンフレットを作成する。 〈児童家庭課〉
DV被害者等の 子どものケア	DV被害者等の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判定員を配置し、同伴する子どもたちの心のケアを行うとともに、子どもルームや学習室で子どもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を図る。 〈児童家庭課〉
教育相談事業（再掲）	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小（4～6年）・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
児童虐待防止SNS 相談事業	専門の相談員を配置し、国のSNSから自動転送される各種相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所等の関係機関へ情報提供を行う。 〈児童家庭課〉

【現状と課題】

1 家庭と同様の養育環境の整備

全てのこどもは、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を有しており、虐待等により保護者のもとで生活ができないこどもに対しては、こどもの最善の利益を確保するために、社会全体でこどもを育てていく必要があります。

平成28年の児童福祉法の改正では、こどもが権利の主体であることが明記され、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく取組を推進することが明記されました。家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、国や地方公共団体はその保護者を支援することが重要である旨が明記された一方で、保護者により虐待が行われるなど、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則であるという旨が明記されました。

この法律の理念を具体化するために国の新たな社会的養育の在り方に関する検討会で「新たな社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、保護者のもとでの養育が困難あるいは適当でないこどもについては、原則として、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームで養育を行うこととされています。

また、施設については、「できる限り良好な家庭的環境」を整備し、虐待等の不適切な養育に起因する行動上の問題や精神症状などにより家庭生活を営むことが困難なこどもなど、ケアニーズの高いこどもたちへの専門的な支援を行うこととされています。

本県の里親等委託率は令和5年度末で35.4%となっており、年々増加しているところですが、さらなる里親委託の推進が必要であり、施設についても、「できる限り良好な家庭的環境」を実現するため、できる限り少ない人数単位で養育を行うこと（小規模化）、こどもに専門的な支援が行える体制の整備、人材の確保・育成を行うこと（高機能化）、こどもの養育に関する専門性を活かして地域の子育て家庭や里親に対する支援を行うこと（多機能化）などが求められています。

2 社会的養護経験者に対する支援

里親に委託されているこどもや施設に入所しているこどもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことから、自立に向けた支援を充実させるとともに、自立後も里親や施設が長期に渡りこども一人ひとりとつながりを持つなど、アフターケアの取組を推進する必要があります。

1 家庭と同様の養育環境を整備します。

- ① 里親委託を推進するためには、里親制度に対する社会の理解促進を図るとともに、里親登録数を増やす必要があることから、県民だよりや県ホームページ等を活用して、里親制度の広報・啓発に取り組みます。また、県内各地での里親制度説明会の開催や「里親月間」である10月を中心とするキャンペーンの実施、里親制度を普及するための里親大会の開催など、より多くの皆さんに里親制度を知っていただけるよう周知強化を図ります。
- ② 里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修を実施するとともに、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、こどもに対してより専門的な支援が行えるようになるための研修を実施するなど、里親研修を強化し、養育技術の向上を図ります。
- ③ こどもが委託されている里親家庭を訪問して、こどもの養育や生活に関する相談や援助等を行うなど、養育に対する支援を強化し、里親の負担の軽減を図ります。
- ④ ファミリーホームは、里親と同様に家庭と同じ環境で養育を行い、里親よりも多い最大で5～6人のこどもたちが同じ家庭と一緒に生活します。こども同士の相互交流を通じて豊かな人間性や社会性を養うことが期待でき、ファミリーホームの設置を進めます。
- ⑤ 児童養護施設における人材確保を図るため、児童指導員等を目指す職員の雇用に係る補助や、就職相談会の場の提供、求人情報サイトへの施設紹介の掲載などを行い、人材確保に係る取組みを支援します。
- ⑥ 施設においては、ケアニーズの高いこどもに対する専門的な支援が求められています。施設に入所することもやその家族へ対する支援の向上を図るため、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施するほか、施設が実施する職員の資質向上のための研修に対して費用を補助するなど、人材育成を支援します。
- ⑦ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境を実現するため、施設の小規模化等を実施する施設に対して、整備費用に対する補助を行います。

2 社会的養護経験者に対して支援します。

- ① 里親や児童養護施設からの自立を控えたこどもに対し、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、退所後も引き続き生活上の問題について相談に応じ、必要な支援を行います。また、自立にあたって必要な経済的な支援を行います。
- ② 自立援助ホームは、こどもに安心して生活できる場所を提供するだけでなく、社会を生き抜く力を身につけるために、経済的にも精神的にも自立するための支援を行っていることから、安定的に運営できるよう支援を強化します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
里親委託の推進	・里親制度に対する社会の理解促進を図り、里親登録数を増加させるため、県民だよりや県ホームページ等を活用した広報・啓発を実施するほか、里親制度説明会や里親大会を開催し、里親制度の周知強化を図る。 ・里親の養育技術の向上を図るため、養育里親・養子縁組里親研修、専門里親研修、テーマ別研修、未委託里親研修等を行う。 ・こどもを委託されている里親を支援するため、訪問支援、相互交流の場の設置、児童相談所の里親対応専門員の配置、里親賠償責任保険加入への補助等を行う。 〈児童家庭課〉
施設における家庭的な養育環境の整備	・児童養護施設等における人材確保やこどもの受入体制の強化を図るため、児童指導員等を目指す者を職員として雇用する施設に対し補助する。 ・施設に入所するこどもへの支援やその家族に対する相談体制の充実を図るため、職員の資質向上に係る研修費用等を補助する。 ・施設に入所するこどもやその家族への支援を向上させるため、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施する。 ・施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、こどもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助する。 〈児童家庭課〉
社会的養護自立支援拠点事業 （児童養護施設等退所児童等アフターケア等事業）	里親や児童養護施設等を退所した児童等に対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。 〈児童家庭課〉
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	里親や施設から自立したこどもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。 〈児童家庭課〉
児童養護施設等退所者に対する奨学金制度	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。 〈児童家庭課〉

【現状と課題】

ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として明記され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされています。

日本ではこれまでも、こどもが家事を手伝うことや、高齢者の面倒を見る等のケアに携わるケースは存在していました。

しかしながら、昨今は、家族人数の減少等により、こども一人にそのケア負担が集中し、過酷なケア負担を担うヤングケアラーを生みやすい環境となっており、社会問題化しています。

ヤングケアラーは、平日1日当たり平均4時間程度（中高生の場合）をケアに費やしており、本来のこどもらしい生活とはかけ離れた生活を余儀なくされ、自分のやりたいことができない、学校の授業についていけなくなる、友人との関係が築けない、進学や将来の夢を断念せざるをえない等、こども自身の生活や将来への悪影響が懸念される状況です。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題を抱えており、家族のケアが必要となる事情も複雑で、複合化しているケースも多いことから、早期に発見し、関係機関が連携して、適切な支援に繋げることが重要です。

【施策の方向と具体策】

1 ヤングケアラーへの支援体制を整備します。

- ① ヤングケアラーの総合相談窓口を設置し、こどもだけでなく、学校など関係者からの相談に応じるとともに、窓口で支援のパイプ役となるコーディネーターを配置し、市町村、学校、福祉の関係機関と連携して、相談内容に応じた支援を実施します。
- ② 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員が、ヤングケアラーに対する理解を含め、支援策に係る研修を実施し、多機関・多職種の連携を進めます。
- ③ 教職員に研修を行い、ヤングケアラーについての基礎的な事項や関係機関などを周知するとともに、チェックシートやフロー、児童生徒向け資料を作成、周知することで、早期発見・早期対応に向けた視点や対応力を育成します。
- ④ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
ヤングケアラー支援体制強化事業	①ヤングケアラー相談窓口の設置、コーディネーターの配置 民間団体に委託し、社会福祉士等の有資格者を有するコーディネーターを配置した、相談窓口を設置する。 ②ピアサポート・オンラインサロンの設置 専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験について相談・共有し、適切な支援につなげる機会を設ける。また、より気軽に相談できるようオンラインによる相談等を行う。 ③関係機関職員研修 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラーに関する理解を深め、支援力の向上を図る研修を実施する。 ④広報啓発 ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、広報啓発を実施する。 〈児童家庭課〉
学校におけるヤングケアラーへの対応	児童家庭課などとともに実施したヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究の結果を受け、児童生徒や教職員への理解促進、相談体制の整備、対応方法の共通理解などの促進を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
スクールカウンセラー等配置事業（再掲）	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談事業（再掲）	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小（4～6年）・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業（教育相談体制の整備）（再掲）	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉

施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

7 こども・若者の安全・安心の確保

自殺対策を推進するとともに、ネットトラブル、犯罪被害、事故、災害等からこども・若者の安全・安心を守る環境を整備する。



I-7-① 総合的な自殺対策の推進

【現状と課題】

本県の自殺者数は、平成10年（1998年）以降1,300人前後で推移しており、平成21年～23年（2009年～2011年）は1,300人以上でしたが、平成24年（2012年）に1,215人に減少し、その後は、1,000人前後で推移するようになり、令和4年では、1,021人となっています。

自殺者は減少傾向にありますが、自殺で亡くなる人数は全国で6番目に多い状況です。

20歳未満の若年層では、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低く平成10年（1998年）以降の自殺死亡率は、概ね横ばいです。

若年層においては死因の第一位が自殺であり、早世予防の観点からも若年層に対する自殺対策は重要です。

【施策の方向と具体策】

総合的な自殺対策を推進します。

- ① 全体的対策と個別支援を組み合わせで推進します。
- ② 関係者の自殺対策への理解を進めることで総合的に取り組みます。
- ③ 地域の実情に応じた対策を効果的に進めます。
- ④ 心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育など総合的な自殺対策を進めます。
- ⑤ 「SOSの出し方教育」（県作成資料）を活用して、児童生徒が一人で悩みを抱え込まず誰かに助けを求めることができるよう指導することで、児童生徒の自殺等を未然に防止します。
- ⑥ 教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくりを推進するため、教職員の研修の充実を図ります。
- ⑦ ICTを使ったWEB上のストレスチェックを実施し、高ストレスの生徒を医療とつなげられるよう支援します。
- ⑧ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
自殺対策推進事業	市町村や関係団体が実施する自殺対策事業に対する補助を行うとともに、人材育成のための研修会の実施や各種相談窓口の開設、相談窓口へつながインターネット広告、自殺ハイリスク者である自殺未遂者支援など総合的な自殺対策推進事業を実施する。 〈健康づくり支援課〉
自殺対策	心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育や、SOS の出し方教育、生徒を対象とした「ストレスチェック」の実施など総合的な自殺対策を推進する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
スクールカウンセラー等配置事業（再掲）	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談事業（再掲）	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小（4～6年）・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業（教育相談体制の整備）（再掲）	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉

I-7-② ネットパトロールなど情報化社会への対応と こども・若者を守る環境整備

【現状と課題】

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、「令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（こども家庭庁）によると、インターネット利用率は、小学生98.2%、中学生98.6%、高校生99.6%と年々増加しており、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、こどもたちの重要なコミュニケーション・ツールとなっています。

インターネット利用の拡大や低年齢化が進んでいる一方で、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫する状況の中、SNSやゲームなどを通じて、こどもたちが被害者や加害者になる事件や、様々なトラブルに巻き込まれるケースが高水準で推移していることに加え、「ネットいじめ」、「リベンジポルノ」、「自画撮り被害」、「闇バイト」なども問題となっています。

このような状況の中、関係機関と情報共有を図り、問題のある投稿の早期発見、早期対応に取り組むとともに、こどもたちや保護者に対し、ネットリテラシーの醸成、SNSの正しい使い方、フィルタリングの普及など、年齢や発達段階、生活環境等に合わせたインターネット利用の啓発に取り組む必要があります。

また、教職員、児童等のネットリテラシーの向上を図るためには、児童、保護者、教職員などがICTを正しく理解、実践し、こどもたちや情報資産が守られる必要があります。

このため、学校教育においてもサイバーセキュリティ対策を行うことが重要であり、「GIGAスクール構想におけるサイバーセキュリティ対策」に連携して取り組む協力校を拡大していく必要があります。

さらに、1人1台端末の活用の増加やデジタル教科書の導入により、GIGAスクール構想によって整備されたネットワーク回線の帯域不足が国から指摘されていることから、学校規模に応じてネットワーク回線を増強していく必要があります。

【施策の方向と具体策】

ネットパトロールなど情報化社会への対応と子ども・若者を守る環境整備を進めます。

- ① インターネットに起因するいじめ、非行、犯罪等から子どもたちを守るため、SNS等インターネットを巡回し、問題のある投稿の早期発見、早期対応に努めるネットパトロールを行います。
- ② ネットパトロール等により、問題のある書き込みが発見された際には、関係機関と連携しながら、速やかな対応を図ります。
- ③ ネットパトロールで把握した青少年のネット利用の現状等を踏まえて、市町村や学校等と連携し、児童生徒、保護者、学校関係者を対象にしたインターネットの適正利用に関する啓発を推進します。
- ④ ネット安全教室を通じてインターネット利用上のモラルやマナーの広報啓発を推進します。
- ⑤ 「情報モラル教育研修への講師派遣事業」を実施し、講師を学校現場に派遣することで、教職員が児童生徒に情報モラル教育を行うにあたり必要なインターネットに関する知識や道德教育をとおした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けられるように研修の機会を確保します。
- ⑥ 県立学校のネットワークを集中的に管理するデータセンターを設置し、セキュリティの強化、利便性の向上を図ります。
- ⑦ 学習用端末の増加や授業におけるインターネットの利用増など、通信量の増大に伴い遅延が生じている校務用ネットワークや学習用ネットワークの回線を強化し、同時に多数の端末がアクセスできる環境を構築します。高等学校の授業で情報の収集や発信、共有など、教科を問わず、日常的に情報端末を使用した活動が取り入れられるよう、生徒個人所有のタブレット等の情報端末を授業中に使えるようにすることで、いつでも調べ学習等に取り組める学習環境を整えます。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
青少年ネット被害防止対策事業 (ネットパトロール)	青少年の利用頻度が高いサイトの監視を行い、非行行為やいじめにつながるおそれのある問題のある書き込みを発見し、教育庁、県警等の関係機関と連携・対応することでトラブルや犯罪被害の未然防止を図る。 〈県民生活課〉
青少年ネット被害防止対策事業 (インターネット適正利用啓発講演)	ネットパトロールの結果に基づき、学校、関係機関の要請に応じ、児童生徒・保護者・学校関係者等が主催する講演会において、職員を派遣し講演を実施し、こどもたちのネットリテラシーの向上を図る。 〈県民生活課〉
フィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動	有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタリングの普及促進に向けた広報啓発を推進する。 〈警察本部少年課〉
サイバー犯罪対策の推進	ネット安全教室を通じてインターネット利用上のモラルやマナーの広報啓発を推進する。 〈警察本部サイバー犯罪対策課〉
情報モラル教育研修の充実	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
情報教育の充実	学校から安全にインターネットに接続できるように、教育情報ネットワーク(校務用のICE-Netと学習用のBYODネットワーク)の保守・運用を行う。 〈教育庁学習指導課〉

【現状と課題】

1 こども・若者の性犯罪・性暴力対策

本県の令和5年の福祉犯検挙件数及び児童ポルノ事犯の検挙件数は依然として高い水準で推移し、スマートフォン等のインターネット接続機器等の発達と普及により、インターネット利用に起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反等に係る被害児童数は高水準である他、被害者の恋愛感情に付け込んだ事案や、加害者と被害者の関係性を背景とし被害者に対する強い影響力を利用した事犯など、こどもの福祉を害する犯罪に係る被害等は時代とともに変遷していることから、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭ったこどもの保護を図らなければなりません。

県内の不同意性交等罪の認知件数は増減を繰り返している状況にあります。

性犯罪・性暴力被害については、誰にも相談できずに潜在化することも考えられるため、警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談窓口等の周知や支援についても強化することで、被害の潜在化防止や届出の促進、犯罪被害者等支援につながることを期待されます。

2 生命（いのち）の安全教育の推進

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための教育と啓発を行っていくことが必要であり、「生命（いのち）の安全教育」の取組が重要です。

3 児童対象性暴力等の防止（日本版DBS）

「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等は、被害に遭った児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼし、生涯にわたって回復し難い心理的な外傷を与えるものであり、断じてあってはならず、許されるものではありません。

令和4年4月には、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、教育職員等による児童生徒性暴力等は明確に禁じられました。被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは、全て法律違反となります。その他、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備されました。県では、令和5年4月から「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業」を実施しています。

また、令和6年6月には、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が国会で可決され、2年6か月以内に施行を目指すとされました。この法律により、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けられることとなります。

日本版DBSとは、こども家庭庁が所管するシステムで、事業者が就職希望者や現職者の性犯罪歴の有無について、こども家庭庁を通じて法務省に照会する制度であり、性犯罪歴が確認された場合の対応策など、事業者向けガイドラインを国が示します。

4 こども・若者が相談しやすい体制の整備

児童生徒が、教職員からセクシャルハラスメント等を受けた場合、学校には相談しづらいと考えることもあります。

県では、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」を開設するとともに、各種相談機関を明示し、児童生徒及び保護者に周知を行っています。セクシュアルハラスメント等の根絶に向けて、相談機関の更なる周知等、相談しやすい体制づくりが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 こども・若者の性犯罪・性暴力対策を推進します。

- ① こども・若者の性犯罪・性暴力対策
 - ・性犯罪・性暴力被害者に対しては、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、相談、カウンセリング、医療支援などを行います。
 - ・被害が潜在化しないよう、相談窓口の広報啓発を強化するとともに、性犯罪・性暴力の予防や対処のため、県内の高校生等を対象とした「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を開催します。
- ② 警察庁から配付される「性犯罪被害相談電話＃８１０３」のポスターを学校や産科婦人科等の医療機関等に配付します。
- ③ 犯罪被害者週間等を通じて、相談ダイヤルの周知に努めます。
- ④ 児童買春・児童ポルノ等の児童の性的被害を中心とした福祉犯罪の取締りを推進します。
- ⑤ 性犯罪・性暴力被害者に対しては、警察や各種相談窓口における相談、カウンセリングなどを行います。
- ⑥ 少年の心理、特性に関する専門的知識技能を有する少年補導専門員等による被害児童へのカウンセリングを行います。
- ⑦ 若年層への予防啓発のため、高等学校等に対して若者のためのDV予防セミナーを実施していきます。

2 生命（いのち）の安全教育を推進します。

- ① 文部科学省が作成した発達段階に応じた教材や県などで作成した授業展開例などを周知し、各学校での取組の推進を図っていきます。

3 児童対象性暴力等の防止（日本版DBS）に取り組みます。

- ① 性犯罪前科がある場合、事業者は教育・保育等の業務に従事させない等の対応が義務付けられています。国が示すガイドライン等に基づき適切に対応します。

- ② 日本版DBSの他にも、国の特定免許失効者等（児童生徒性暴力等を行い、教育職員免許状を失効または取上げになった者）データベースを活用します。
- ③ 教育職員等による児童生徒性暴力等が発生したと思われる場合に、弁護士や心理や法律の専門家の協力を得た調査チームによる事実確認を実施します。
- ④ 調査チームによる、調査対象事案の発生要因や課題の分析、再発及び未然防止に向けた報告を踏まえ、心理や法律の専門家を外部講師とした研修を実施し、より具体的かつ効果的な研修に取り組みます。
- ⑤ 児童生徒性暴力等の早期発見のため、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」等の相談窓口を周知し、児童生徒が被害を訴えやすい体制を整えます。
- ⑥ 保育士等に対する研修において、県が作成したわいせつ行為根絶に係るリーフレット等を活用した教育・啓発を行います。

4 こども・若者が相談しやすい体制を整備します。

- ① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
性犯罪・性暴力被害者支援事業	性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できるきめ細やかな支援を提供するため、被害者支援団体や警察・医療機関等との連携による支援体制を整備する。 〈くらし安全推進課〉
性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化	児童買春、児童ポルノ等児童の性的搾取事犯の取締りを推進する。 〈警察本部少年課〉
性犯罪被害相談電話「＃８１０３」の周知	「＃８１０３（ハートさん）」ポスターを県内の中学・高校等、産科・婦人科等の医療機関に配付するとともに、各警察署におけるキャンペーンの際に広報し、さらに県警ホームページや広報誌への掲載等を通じて、広く県民への周知に努めます。 〈警察本部警務課〉
被害児童へのカウンセリング活動	少年の心理、特性に関する専門的知識技能を有する少年補導専門員等による被害児童へのカウンセリングを行っている。〈警察本部少年課〉
若者のためのDV予防セミナー	DVを許さない社会に向けた予防教育として、高等学校等において、「親しい間柄にある若者間の暴力」、いわゆる「デートDV」をテーマに若者のためのDV予防セミナーを実施する。 〈児童家庭課〉
生命（いのち）の安全教育	こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないために、文部科学省が作成した発達段階に応じた教材や関係各課で作成した授業展開例などを周知し、各学校での取組の推進を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
児童対象性暴力の防止（日本版DBS）	心理及び法律の専門家の協力を得て、千葉県教育委員会を任命権者とする教職員による児童生徒性暴力等の事実確認の調査及びその調査結果を活用した教職員研修等の実施等により、児童生徒性暴力等の根絶に向けた事業を展開する。 〈教育庁教職員課〉
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業	児童生徒等の権利利益の擁護を図るとともに、教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施を徹底することを目指し、教育職員等による児童生徒性暴力等の調査及び教育職員等を対象とした研修を外部の専門家の協力を得て行う。 〈教育庁教職員課〉
保育所保育士等研修事業（再掲）	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。 〈子育て支援課〉
保育士等キャリアアップ研修事業（再掲）	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う（予定を含む）者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。 〈子育て支援課〉
子育て支援員研修（再掲）	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員認定資格研修事業（再掲）	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員等資質向上研修事業（再掲）	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。 〈子育て支援課〉
相談窓口の周知	教職員の不祥事根絶を目指し、県教育委員会のホームページ上に「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」を開設している。児童生徒に対し、同相談窓口の周知を行う。 〈教育庁教職員課〉
スクールカウンセラー等配置事業（再掲）	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談事業（再掲）	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小（4～6年）・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。 〈教育庁児童生徒安全課〉

I-7-④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備

【現状と課題】

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提です。

県内の刑法犯認知件数は、戦後最悪を記録した平成14年をピークとして令和3年まで19年連続で減少しましたが、令和4年から2年連続で増加となっており、こどもが被害者となる事件は、依然として、多く発生しています。

都市化の進展による地域社会の一体感・連帯意識の希薄化、規範意識の低下など、こども・若者を取り巻く様々な社会や経済情勢の変化を背景に、犯罪の被害者となるこども・若者が後を絶たない状況であり、犯罪が増加傾向にあることも背景として、県民の体感治安の改善には至っていません。

1 有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等の推進

犯罪を防止し、県民が安全・安心を実感できる暮らしを実現するためには、警察に頼るだけでなく、県・市町村、事業者、県民等が協働して地域の安全対策を講じ、犯罪の機会を減らすための環境整備等の施策や、被害に遭わないための施策を推進する必要があります。

こども・若者が良好な環境の中で成長していくためには、健全な育成を阻害するおそれのあるものから青少年を保護するとともに、深夜はいかい等の犯罪被害や非行を誘発するおそれのある行為について、未然に防止することが重要です。

既存の防犯ボランティアの高齢化に伴う防犯の担い手の不足、共働き家庭の増加に伴う保護者による見守りの困難化、さらには、放課後児童クラブなどで過ごすこどもの増加に伴う下校や帰宅のあり方の多様化を原因として、従来の見守り活動に限界が生じ、地域におけるこどもを見守る目が減少した結果、「見守りの空白地帯」が生じていることから、これを地域社会全体の課題として捉え是正していく必要があります。

また、県内の交通事故は、交通安全教育を始めとする各種交通対策を講じてきた結果、発生件数・負傷者数とも減少傾向にあります。依然として交通事故の発生が多い状況です。

交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標識、道路標示、交通管制機器等の交通安全施設を効果的に整備し、また、生活道路や通学路における交通事故を防止するため、関係機関等が連携して安全対策を講じていく必要があります。

2 体系的な安全教育を推進

交通事故からこども・若者のかけがえのない命を社会全体で守るためには、県・市町村、警察、事業者、県民等がそれぞれの役割を適切に分担し、心身の発達段階に応じた交通安全教育、広報啓発活動等の各種施策を推進していくほか、一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、交通安全教育を実施するとともに、特に問題となっている自転車の安全利用

対策を重点的に推進していくことが重要です。

また、災害発生時に子ども・若者が的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるよう、防災教育を推進する必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を推進します。

- ① 千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店等店舗への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、子ども・若者にとって良好な環境の整備に努めます。
- ② 青少年補導員が行う有害環境浄化活動や街頭補導活動等に対して支援を行い、地域の社会環境整備を図ります。
- ③ 身近で発生する犯罪の防止に向け、県民、事業者、市町村等との連携を強化するとともに、県民一人ひとりの防犯意識を向上させるため、広報啓発活動を推進します。
- ④ 地域の防犯力を強化するため、自主防犯団体や学生等で構成されるヤング防犯ボランティアの活動を支援するとともに、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらうため、子どもや地域の安全を守る「プラス防犯」の取組を推進します。
- ⑤ 市町村が実施する防犯カメラや防犯ボックスの設置など、地域の実情に即した防犯対策への支援を行います。
- ⑥ 「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき、飲酒運転のない子ども・若者も安心して暮らすことができる社会の実現のため、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」環境づくりを推進します。
- ⑦ 学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、犯罪等の防止に配慮した環境改善を積極的に働きかけます。
- ⑧ 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために防犯講話等を推進します。
- ⑨ 交通事故多発箇所の共同現地診断や通学路の合同点検、意見要望等を踏まえ、道路交通環境の整備・改善を推進します。整備・改善にあたっては、関係機関等が連携し適材適所の安全確保方策を検討します。
- ⑩ 災害時の安全な避難を確保するため、停電対策としての信号機電源付加装置など、災害を想定した交通安全施設の整備を推進します。
- ⑪ 歩行者による横断歩道や道路横断中の交通事故抑止のためゼブラ・ストップ活動の周知とその推進を図ります。

2 体系的な安全教育を推進します。

- ① 長期休業中は、児童生徒が事件・事故に巻き込まれやすい時期であるため、各学校で児童生徒の安全確保及び生命を大切にする心の育成に係る指導を重点的に実施します。
- ② 市町村や関係団体等と連携を図りながら、心身の発達段階に応じた、交通安全教育、広報啓発活動等の各種施策を推進し、子ども・若者一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、年齢層に応じた交通安全教育を実施します。
- ③ 子どもに対して参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、道路に潜む危険性を

理解させるほか、学校関係者及び交通ボランティアに対して交通安全教育技法や通学路等における保護・誘導活動要領の指導を行うなど、関係機関が連携して交通安全教育の充実に努めます。

- ④ 交通安全教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、交通安全教育のあり方を研究するとともに、その成果を県内各学校に広めることにより、学校における交通安全教育の充実に図ります。
- ⑤ 「千葉県交通安全条例」に基づき、通学路における見守りなどの交通安全に関するボランティア活動を行う「交通安全推進隊」を整備し、支援します。
- ⑥ 「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を盛り込んだ「ちばサイクルール」を基に、心身の発達段階や年代等に応じた実践的な自転車安全教育を積極的に実施するほか、各学校における「学校安全の手引」を活用した交通安全教育を推進する等、自転車安全利用キャンペーンによる広報啓発や、自転車損害賠償保険等の加入促進、ヘルメット着用の促進など、自転車の安全利用に向けた広報啓発活動を推進します。
- ⑦ 学校等とのネットワークを構築し、不審者情報等の情報共有体制の確立を図ります。
- ⑧ 防災教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、災害に強い学校づくりや防災教育のあり方を研究するとともに、その成果を県内各学校に広めることにより、学校における防災教育や地域と連携した防災体制の一層の充実に図ります。
- ⑨ 防災教育に関する管理職及び教員を対象とした研修会を開催し、学校における防災教育を推進するための資質・能力の向上を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
青少年の社会環境づくり事業	青少年健全育成条例に基づき、立入調査の実施や有害図書等の指定により、青少年に有害な環境の浄化に努める。 〈県民生活課〉
安全で安心なまちづくり推進事業	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例に基づき、県民、自治会、事業者、市町村、県等が、協働して安全で安心なまちづくりを推進する体制の整備を図るとともに、防犯意識の高揚のため、広報啓発活動を実施する。 〈くらし安全推進課〉
地域の防犯ボランティア活動促進事業	地域の防犯力向上に大きな役割を担っている自主防犯団体の活動を継続、発展させていくため、防犯ボランティア団体の活動を支援するとともに、市町村が実施する防犯パトロール資機材等の整備に対し助成する。 〈くらし安全推進課〉
地域防犯力・コミュニティ力向上事業	地域に自主的な防犯活動が定着するよう、その拠点となる防犯ボックスや、地域の中心となって活動する防犯アドバイザーを設置するための経費について、助成する。 〈くらし安全推進課〉
若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業	大学生（短大生を含む。）を中心とした若い世代の自主防犯活動への参加を促進することを目的として、防犯ボランティア活動を支援する。 〈警察本部生活安全総務課〉
市町村防犯カメラ等設置事業補助	街頭犯罪の防犯対策として、市町村又は自治会等が設置する防犯カメラ等の設置事業に対して助成する。 〈くらし安全推進課〉
飲酒運転根絶に向けた啓発事業	「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」及び「千葉県飲酒運転根絶計画」に基づき、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境づくりを推進する。〈くらし安全推進課・警察本部交通総務課〉
「地域の連携の場」における犯罪等の防止に配慮した環境改善の促進	学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、通学路やこどもが集合する場所等における、防犯カメラや防犯灯の設置、草木等の植栽管理等、環境面の改善を積極的に働きかけ、こどもの安全確保を図る。 〈警察本部生活安全総務課〉
子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講話等の推進	学校等と協働した不審者侵入事案の対応訓練、また、こどもに対する被害防止方法にかかる講話を推進し、こどもの自主防犯意識の高揚を図り被害の未然防止を図る。 〈警察本部生活安全総務課〉
交通安全施設整備事業	交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標識、道路標示、交通管制機器、信号機電源付加装置等、交通安全施設の効果的な整備を推進する。特に、生活道路や通学路においては、歩行者の安全確保を目的としたゾーン30プラスを関係機関等と連携して整備していくほか、歩車分離式信号の整備や信号灯器のLED化を推進する。 〈警察本部交通規制課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
ゼブラ・ストップ活動 啓発事業	県民一人一人に歩行者優先意識の徹底を図るためゼブラ・ストップ活動の広報・啓発を行う。〈くらし安全推進課・警察本部交通総務課〉
長期休業日における 児童生徒の指導	長期休業中は、児童生徒が事件・事故に巻き込まれやすい時期であるため、各学校で児童生徒の安全確保及び生命を大切にする心の育成に係る指導を重点的に実施する。加えて、危機管理に係る校内体制を整えるとともに、保護者、地域社会、関係機関との連携を密にして、社会全体で子供たちを育てていく取組を推進する。〈教育庁児童生徒安全課〉
年齢層に応じた交通 安全教育	交通安全の必要性及び知識を普及し、子ども・若者一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、年齢層に応じた交通安全教育を実施する。〈くらし安全推進課・警察本部交通総務課〉
こどもたちへの交通 安全教育の推進	心身の発達段階に応じた交通安全教育を行うとともに、保護者や地域の関係者等が参加する交通安全教育を推進する。 〈くらし安全推進課・教育庁児童生徒安全課・警察本部交通総務課〉
通学路安全推進事業	学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、モデルとなる地域（以下「モデル地域」という。）を設定し、モデル地域の市町村教育委員会が中心となって、モデル地域全体での学校安全推進体制を構築する。〈教育庁児童生徒安全課〉
交通安全推進隊育成 支援事業	地域に密着した交通安全に関する活動の先導的な役割を担う交通安全推進隊の育成を支援する。〈くらし安全推進課〉
自転車安全利用推進 事業	関係機関や民間団体と連携し、幅広い年齢層に「ちばサイクルルール」を始めとした自転車交通ルールやマナーの広報啓発を行うことにより、自転車の安全利用の推進を図る。 〈くらし安全推進課・教育庁児童生徒安全課〉
自転車乗車用ヘル メット購入補助事業	道路交通法の改正により令和5年4月から乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことに伴い、ヘルメット着用率の向上を加速化させるため、市町村に対する補助を実施する。〈くらし安全推進課〉
自転車交通安全教育 推進事業	自転車利用のルールの徹底とマナーの向上を図り、自転車事故を防止するため、幼稚園から社会人まで心身の発達段階や年代等に応じた系統的な自転車交通安全教育を実施する。〈くらし安全推進課〉
学校等とのネット ワークの構築と不審 者情報等の共有体制 の確立	学校等と協働し、ファックスやメールなどによる警察と学校・PTA等と結ぶネットワークを構築し、不審者情報等の共有体制の確立を図る。〈警察本部生活安全総務課〉
防災教育公開事業	学校が行う防災に関する事業を地域と連携して行い、また、公開することで、災害や防災に対する両者の意識や取組を近づけるとともに、自助や共助の意識の下に的確に行動できる人材を育成し、災害に強い学校とまちづくりに役立てる。〈教育庁児童生徒安全課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
学校における防災教育強化月間	児童生徒が自分の命を守ることができるとともに共助の担い手になれるよう防災教育の充実を図る。〈教育庁児童生徒安全課〉
学校安全教室の開催	教職員等を対象に、最新の防犯知識や技術を中心とした研修を実施し、その資質の向上と防犯意識の高揚を図る。また、子どもたちの事件・事故・災害等に対する危険予測・回避能力を高めるため、具体的な対応策や「地域安全マップ」づくり等を推進する。〈教育庁児童生徒安全課〉
防犯意識を高める広報啓発事業	痴漢・性被害防止等に向けたキャンペーン、小・中学校、高等学校における防犯講話を通じて、防犯意識の高揚を図る。〈警察本部生活安全総務課〉
犯罪情報等の提供	地域住民に対して、犯罪の発生状況や、被害を防止するために必要な防犯情報等を適切に提供し、地域社会における自主的な防犯活動を積極的に支援するとともに、その促進を図る。〈警察本部生活安全総務課〉
多様な担い手による見守り活動の拡充及び活性化の促進	郵便・新聞配達、運送業者等の多様な業種の事業者が、日常の事業活動を行いながらこどもの見守りを行う「ながら見守り活動」や不審者発見時の速やかな通報を行う等の防犯ネットワークの拡充・活性化を図る。〈警察本部生活安全総務課〉

施策の柱Ⅱ ライフステージに応じて支える

1 こどもの誕生前から幼児期まで

全てのこどもが愛情に包まれ、健やかに成長する基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期



Ⅱ-1-① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない 保健・医療の確保

【現状と課題】

全ての県民が、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するために、妊娠期や産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊婦健康診査及び産婦健康診査、乳幼児健康診査を推進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が求められています。

市町村のこども家庭センター等では、妊娠届出時の面談等で妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握を行うとともに、出産後、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業等、妊娠、出産、子育て等のライフステージに応じた支援を実施しています。

悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるためには、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の未受診者へ受診を勧奨する取組みの推進や、育てにくさを感じている保護者等が気軽に相談できる相談窓口等の情報を保護者等が知り、利用に結び付けることが肝要です。

令和5年の母子保健指標では、周産期死亡率（出産千対）について、全国平均3.3に対し千葉県は3.7と全国平均よりやや高めに経過していますが、妊娠・分娩を伴う妊産婦死亡率（出産十万対）については、全国平均3.1に対し、千葉県では2.7と全国平均より低い状況です。

全国的に少子高齢化が進行し、出産年齢が35歳以上の割合が平成28年に29.9%であったものが、令和3年には30.9%と上昇しており、リスクを伴う出産の増加が想定される中で、周産期死亡率や妊産婦死亡率の改善のためには、妊娠期間中の医学的管理が重要であり、高度な医療水準で妊産婦から新生児まで総合的に診療できる体制整備が重要です。

一方、分娩取扱医師偏在指標は全国値の10.50（令和2年末時点での医師数等を基に厚生労働省が算出）に対して、本県は9.41（同）と低い状況です。令和6年度からの医師に対する時間外労働時間の上限規制の適用もあり、リスクの高い妊産婦や新生児に対し高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営に対する支援等、県内の周産期医体制の充実を図ることが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 妊娠・出産に関する正しい知識を普及し、相談体制を強化します。

- ① 妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うために、妊産婦支援を行う市町村の保健師や助産師等を対象に、効果的な保健指導を行うための研修会を実施します。
- ② 不妊症に関する相談は、治療方針に関する相談以外にも、治療への迷いや、仕事との両立など多岐に渡る内容であるため、治療に関する専門性を持つ「不妊症看護認定看護師」に加え、自身も不妊の経験を持つ「ピアカウンセラー」を配置して相談を実施します。

2 産前産後の支援を充実し、体制を強化します。

- ① 産前・産後を通じ、対象者が安心して過ごすことができるよう、支援を行う市町村の専門職等に研修等を行い、取組を支援します。

3 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援体制を提供します。

- ① 市町村が設置するこども家庭センターは、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援が必要とされることから、従事する専門職に対し研修会を行い、包括的な支援ができる人材を育成します。
- ② 妊娠期から子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う市町村に対し支援します。
- ③ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業について、市町村の取組状況等を確認します。

4 予期せぬ妊娠に悩む若年妊婦等を支援します。

- ① 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメール、チャットによる相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村などの支援機関へ同行支援を行う「にんしんSOSちば」を運営します。

5 乳幼児健康診査等を推進します。

- ① 乳幼児期の様々な健康診査は、心身の健康状況を把握し、健康増進や、疾病の早期発見と早期治療のきっかけとなる情報を受診者に提供することがもっとも重要な役割であるため、乳幼児期の健康診査の推進のために、保護者へ啓発普及を行います。

6 出産に関する支援等を更に強化します。

- ① 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの運営費に対する支援を実施します。
- ② 一般の産婦人科では受け入れが困難なハイリスク妊産婦を円滑に搬送できるよう、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、妊産婦入院調整業務支援システムを使用して受入れ先を調整します。
- ③ 周産期医療体制を整備するため、周産期医療関係者と周産期医療審議会を開催します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質向上をはかるため、各種研修等を行う。 〈児童家庭課〉
不妊・不育相談事業	不妊症や不育症に関する様々な悩みに対する相談窓口を設置し、相談支援を行う。 〈児童家庭課〉
妊婦等包括相談支援事業	娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦、その配偶者等に対して面談等により情報提供や伴走型の相談支援を実施する。 〈児童家庭課〉
妊婦のための支援給付交付金事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦であることの認定後に5万円、その後、妊娠しているこどもの人数の届け出後に妊娠しているこどもの人数に5万円を乗じた額を支給し、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ実施することで、妊産等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。 〈児童家庭課〉
こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）支援事業	市町村が設置するこども家庭センター（子育て世代包括支援センター）の職員に対し、研修を行い包括的な支援を行う人材育成を行う。 〈児童家庭課〉
妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメール、チャットによる相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村などの支援機関へ同行支援を行う。 〈児童家庭課〉
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査の実施に伴う体制整備や検査の必要性や検査方法を記載した保護者向け啓発リーフレットの配布を行い、難聴児の早期発見を行う。 〈児童家庭課〉
先天性代謝異常等検査	先天性代謝異常等を新生児期に早期発見するためのスクリーニング検査を実施し、将来の知的障害や突然死などを防止する。〈児童家庭課〉
周産期母子医療センター運営事業	周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの運営費について補助する。 〈医療整備課〉
母体搬送コーディネート事業の実施	リスクの高い分娩等が緊急時に生じた場合に円滑な搬送を図るため、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、妊産婦入院調整業務支援システムを用いて母体の受入れ先の調整を行う。 〈医療整備課〉
周産期医療審議会	妊産婦と新生児にかかる高度な専門的医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備、地域の周産期施設との連携等周産期医療体制の整備を図るため、周産期医療審議会を開催する。 〈医療整備課〉

Ⅱ-1-② 子育て環境の整備

【現状と課題】

1 就学前のこどもの教育・保育の充実

こどもの健やかな成長のためには、家庭における教育やさまざまな体験活動等とおして、豊かな心を育むことが不可欠であり、豊かな情操や規範意識、自己肯定感・自己有用感などを育成するための教育を推進することが求められます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要なものであり、こどもに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全てのこどもに質の高い幼児教育を保障することが求められます。

質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、こどもの成長を支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要です。

幼児教育・保育の質の向上及び幼稚園等の支援のため、幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣したり、幼稚園初任者研修や幼児教育アドバイザー育成研修などの幼児教育関係研修を行ったりすることが必要です。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が無償（上限あり）となるほか、保育を必要とするこどもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となりました。

令和8年度からは、0～2歳児を対象とし、全ての子育て家庭を対象とした「こども誰でも通園制度」が開始されます。これは「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備する」ことを目的とした制度で、円滑に実施するための体制の整備が必要となります。

さらに、保育所等における福祉サービスの質の向上や利用者の方々へ良質で適切なサービスの提供を図るための取組を推進することが求められます。

2 保育人材の確保と資質の向上

保育所・認定こども園等の整備・拡充が進み、待機児童数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの増加や、全ての子育て家庭を対象とした「こども誰でも通園制度」の開始など、保育現場で働く保育士等の需要は今後ますます高まることが予想されます。

保育士等の離職防止や定着促進のためには、保育士等の処遇改善及び保育所等の勤務環境の改善が非常に重要です。

3 待機児童の解消に向けた保育所整備等の促進

保育所等の整備を進めた結果、待機児童数は平成29年の1,787人をピークとして年々減少し、令和6年4月1日現在は83人となりました。共働き世帯の増加や人口の流入等によって、地域によっては保育の需要が増加し待機児童が発生しています。

待機児童を解消するための保育所等の施設整備が必要となる一方で、地域によっては児童の減少に伴い施設定員に余裕が出てくる地域もあることから、市町村と連携して地域

の実情に合わせた施設整備が必要です。

【施策の方向と具体策】

1 就学前のこどもの教育・保育を充実させます。

- ① こどもに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供します。
- ② 子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域での体制づくりを支援します。
- ③ 地域性・地域環境を十分考慮しながら、保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における保護者の学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の保護者を孤立させないサポート体制づくりを進めます。
- ④ 必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。
- ⑤ 幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会等を設けるなどにより、円滑な接続を図ります。
- ⑥ 幼児教育アドバイザーや指導主事等が幼稚園等への訪問時において、幼児教育の質の向上及び小学校教育への円滑な接続について指導・助言等を行います。
- ⑦ 私立幼稚園の経営基盤を安定化し、教育環境の一層の向上を図るため、運営に要する経常的な経費に対し、補助します。
- ⑧ 年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助します。
- ⑨ 一時預かり、休日・夜間保育、病児保育等、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- ⑩ 幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対し、助成の充実を図ります。
- ⑪ 認可外保育施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報について、市町村と共有を図ります。
- ⑫ 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するため、「こども誰でも通園制度」の実施に必要な体制の整備を促進します。
- ⑬ 福祉サービスの質の向上や利用者の方々へ良質で適切なサービスの提供を図るため、保育所等に対し、福祉サービス第三者評価の受審を推進します。

2 保育人材を確保し、資質を向上させます。

- ① 保育士の給与改善を図ります。
- ② 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境改善を進めるため、若手保育士や保育事業者に対する巡回支援を行います。
- ③ 保育士資格の取得を目指す学生へ修学資金の貸付を行います。
- ④ 指定保育士養成施設における卒業生の県内施設への就職支援の取組に対し補助を行います。

- ⑤ ちば保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の就業促進等に努めます。
 - ・ 保育士の求人情報や求職情報、潜在保育士の情報を「保育士人材バンク」に登録の上、保育士を必要とする保育所・認定こども園などの事業者と潜在保育士などのマッチング強化を図ります。
 - ・ 潜在保育士の再就職支援のための研修等を実施します。
 - ・ 合同面接会や就職説明会、保育士キャリアアドバイザー等による保育所見学会を実施します。
- ⑥ 再就職のための準備金や未就学児の保育料の貸付など、潜在保育士の復職を支援します。
- ⑦ 保育所等の職員に対し、職務階層別・分野別の研修を実施し、保育士等の資質向上と保育の質の向上を図ります。
- ⑧ 主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う者に対し、職員の職務・経験に応じた「処遇改善等加算Ⅱ」の要件とされる「保育士等キャリアアップ研修」を実施します。
- ⑨ 認可外保育施設で働く保育士等を対象とした研修会の開催や、専門的知見を持つ指導員の派遣により、認可外保育施設の保育の質と安全性の向上を図ります。
- ⑩ 小規模保育、家庭的保育、ファミリーサポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の多様な子育て支援に従事する子育て支援員を育成するため、「子育て支援員研修」を実施します。
- ⑪ 保育教諭に係る特例制度について、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、指定保育士養成施設などへの周知を行うとともに、県ホームページにおいて、特例制度の説明を行います。また、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの免許・資格のみを保有する者に対し、免許・資格の取得に必要となる費用の助成を行い、免許や資格の取得を支援します。

3 待機児童の解消に向けた保育所整備等を促進します。

- ① 待機児童解消のため、国の助成制度を活用し、計画的な施設整備の促進を図ります。
- ② 既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合、適切な認定を行い、認定こども園の整備を進めます。
- ② 県と市町村が共同して、保育の受け皿及び保育人材の確保等について効果的な取り組みの検討を行い、施策を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
親子ふれあいキャンプ	日常の生活環境と異なる青少年教育施設において、親子で宿泊をしながら、親子一緒に同じ自然体験活動を共有することにより、親子一人一人の良さや役割を再認識し、協同することの大切さや一体感を味わい、親子の絆を深めるとともに、親同士のコミュニケーションの場として子育てネットワークの構築を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
家庭教育リーフレット活用事業（再掲）	発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、家庭の教育力向上を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
ウェブサイト「親力アップ！いきいき子育て広場」の運営（再掲）	家庭教育支援や子育て支援に取り組む課と連携し、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載するウェブサイト「親力アップ！いきいき子育て広場」の充実により、個々の家庭の親力向上を目指す。 〈教育庁生涯学習課〉
家庭教育支援チーム設置推進事業（再掲）	家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、保護者の孤立化防止、子を持つ保護者が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。 〈教育庁生涯学習課〉
自然保育推進事業（再掲）	千葉県の豊かな自然環境を活かした自然体験活動を通じて、こどもの主体性や創造性を育む自然環境保育を行っている団体を県が認証し、支援する。 〈子育て支援課〉
幼児教育推進事業	幼児教育の拠点機能の強化を図り、教職員の専門性の向上をはじめとした教育の質の向上や保幼小の円滑な接続等、幼児教育を推進します。 〈教育庁学習指導課〉
私立学校経常費補助事業	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 〈学事課〉
子育て支援活動推進事業	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。 〈学事課〉
預かり保育推進事業	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 〈学事課〉
子育てのための施設等利用給付（再掲）	私立幼稚園や保育を必要とするこどもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 〈学事課・子育て支援課〉
子どものための教育・保育給付	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する経費を給付する。 〈学事課・子育て支援課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
医療的ケア児保育支援事業（再掲）	保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、市町村が看護師等を配置し医療的ケアを実施する経費等を助成する。 〈子育て支援課〉
福祉サービス第三者評価事業	福祉サービスの質の向上を図り、利用者の方々へ良質で適切なサービスを提供することを目的に、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を県が認証した公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な評価を行う福祉サービス第三者評価の受審を推進する。 〈健康福祉指導課〉
保育士配置改善事業	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。 〈子育て支援課〉
千葉県保育士処遇改善事業	民間保育士の処遇改善に取り組む市町村に対し補助を行う。 〈子育て支援課〉
産休等代替職員費補助事業	保育所等の職員が、出産又は傷病のために長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、臨時的に任用する代替職員の経費の一部を助成する。 〈子育て支援課〉
保育補助者雇上強化事業	保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上に対し、市町村を通じて補助する。 〈子育て支援課〉
保育士修学資金等貸付事業	保育士の資格取得を目指す学生への修学資金、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料の貸付を行う。 〈子育て支援課〉
幼稚園教員の人材確保支援事業	私立幼稚園の教職員等の処遇を改善するため、給与改善に要する経費に対し助成する。 〈学事課〉
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	卒業生の県内施設への就職促進に取り組む養成施設に対して経費を補助する。 〈子育て支援課〉
ちば保育士・保育所支援センター設置運営事業	保育士再就職支援コーディネーター及び保育士キャリアアドバイザーを配置し、潜在保育士の就職支援や保育所等の潜在保育士活用支援等を行う。 〈子育て支援課〉
保育士人材確保事業	保育士を確保するため、指定保育士養成施設の学生や潜在保育士に対して就職促進の為の研修等を実施する。 〈子育て支援課〉
保育所保育士等研修事業	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。 〈子育て支援課〉
保育士等キャリアアップ研修事業	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う（予定を含む）者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。 〈子育て支援課〉
子育て支援員研修	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。 〈子育て支援課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
保育教諭確保のための資格取得支援事業	幼稚園教諭が保育士資格を取得するため、又は保育士が幼稚園教諭免許状を取得するために必要となる経費を補助する。〈子育て支援課〉
(仮) 保育所等の整備促進	国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定こども園等の施設整備及び「こども誰でも通園制度」の実施に必要な施設整備に対し助成する。〈子育て支援課〉

施策の柱Ⅱ ライフステージに応じて支える

2 学童期・思春期

身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、他者や社会との関りの中で自己のアイデンティティを形成していく時期



Ⅱ-2-① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり

【現状と課題】

1 教育現場の重視と教職員の質・教育力の向上

学習指導要領では、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を、全ての児童生徒に育成することが求められています。

家庭の経済的状況や、様々な生活上の困難にかかわらず、どんな環境に生まれ育ったこどもにも最善の未来を用意していくことが重要であり、いじめ、不登校などに関する教育相談体制の整備や、教育費負担の軽減、学び直しの機会の提供など、多様なニーズに対応した教育を推進していくことが求められています。

また、児童の学力及び学習意欲等の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくりが求められています。

学校におけるICT関連業務は多岐に渡っており、情報通信技術支援員（ICT支援）が1人1台端末を活用した授業支援、校務支援、環境整備支援などに従事することは、学校間のICT活用状況の差を解消し、教員の働き方改革に資するものです。令和5年6月現在、県内市町村の約9割がICT支援員を配置しており、そのうち約6割が国の計画の水準である4校に1人以上配置していますが、依然として約7割の市町村は、学校のニーズに対し配置が十分ではないとしています。

一方、AI等をはじめとする技術革新の進展等により、社会や生活が大きく変化しつつある中で、生徒が自らの興味・関心や進路希望等に応じた多様な科目選択が可能となる仕組みを充実させるとともに、生徒一人一人の多様なニーズに応じた教育活動の展開を可能にする体制の整備や、職業に関する専門的な知識・技能を高めるための実践的なキャリア教育・職業教育の充実、さらには人口の減少に伴う全県的な生徒減少への対応が必要です。

県立高校においては、令和4年度を始期とする「県立高校改革推進プラン」に基づき、魅力ある県立高等学校づくりを進めており、実施に当たっては、具体計画である実施プログラムに基づき、推進することを基本としています。今後も社会の変化に対応し、生徒それぞれの豊かな学びを支え、地域のニーズに応える活力と魅力ある高等学校づくりを目指し、本プランに基づき、実施すべき高校改革について引き続き検討を進めていくことが重要です。

2 改訂版生徒指導提要の周知

学校教育の本質的な役割を果たすためには、学校現場において、生徒指導の目的や目標が正しく理解され、実践されることが重要であるため、生徒指導を取り巻く諸課題の状況を踏まえた生徒指導提要の改訂内容について、学校現場への着実な周知・徹底が求められます。

3 家庭・地域と学校との協働により地域全体でこどもを育てる体制の構築

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により、家庭や地域社会における教育力の低下が見られます。また、多様な価値観を持った人々との交流や体験の機会が減少し、こどもたちの規範意識や社会性、自尊感情が低下するといった影響も見られます。

家庭における教育は全ての教育の出発点であり、こどもたちが基本的な生活習慣や豊かな情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っており、全てのこどもが適切な家庭教育を受けることができるよう、保護者の学びを支援するとともに、家庭と地域のつながりを築き、強固なものにすることなどにより家庭の教育力を高めていく必要があります。

また、地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの傾向があり、学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめこどもを取り巻く問題が複雑化・困難化しています。

こうした状況に社会全体で対応することが求められており、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠です。

4 持続可能な部活動及びスポーツ振興

部活動は、生徒にとって学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動であり、その教育的意義は高い一方で、中学校教員の勤務時間の増加や、経験のない部活動の顧問を引き受ける教員も多いことから、持続可能な部活動の運営と教員の働き方改革を実現するとともに、指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する指導員の配置を促進する必要があります。

令和5年度から3年間を改革推進期間とする休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保等に関する実証事業を実施するとともに進捗状況を把握することで、地域部活動の展開につなげていく必要があります。

また、ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業では、広くこどもたちにスポーツの楽しさや喜びを体験させるために、県内トップ・プロスポーツ団体に所属する選手やコーチ等を講師として小中学校・特別支援学校へ派遣し、体育・スポーツ活動での交流を行っています。

5 よりよく生きるための道德教育の充実

将来にわたって、よりよく生きていくためには社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育むことが必要であり、学校における道德教育の推進が重要です。

県では、幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じた、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道德教育の在り方について検討し、幼児児童生徒の道德性を高める心の教育の推進を図っています。千葉県道德懇談会や特色ある道德教育推進校の指定、実践事例集の作成を進めたり、道德教育推進状況調査を行ったりしています。課題としては、実践事例集を作成していますが、なかなか周知

できていないことや、千葉県道徳懇談会については、今までの協議内容を整理して、今後の懇談会の内容を検討していく必要があります。

また、教職員がこどもたちに必要な資質・能力を身に付けさせるためには、研修が必要です。

道徳に関する研修については、道徳教育推進教師の研修会を実施していますが、より各校の情報共有や道徳教育推進教師の質の向上を図れるような研修の設定が必要です。

加えて、学校の道徳教育は学校長のリーダーシップのもと推進していくため、管理職に対しての研修会を継続的に実施することが必要です。

6 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

こどもたちが生涯に渡り、心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフを実現するために、学校における体育活動の充実とともに、家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣の見直しや改善を目指して、組織的に保健教育や体力づくりに取り組む必要があります。

7 学校保健の推進

児童生徒の健康の保持増進を図ることは、学校教育活動を円滑に実施する上で重要な課題です。近年、生活習慣病の兆候、アレルギー疾患や新たな感染症等への対応、また、いじめや不登校など心に起因する問題や性に関する問題、薬物乱用の防止等への対応も求められています。これらの課題に対処するため、健康管理を強化するとともに、保健教育の一層の充実が必要です。

近年、児童生徒の身体的生理的発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化しています。このような中、学校における性に関する指導の充実が重要な課題です。

また、H I V感染予防には、正しい知識の普及が重要であり、エイズに対する誤解や偏見による差別を払拭するためにも、学校におけるエイズ教育をより一層充実させる必要があります。

また、こどもの頃から健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切です。

がん教育は、学習指導要領に基づき、小学校では令和2年度から全面实施され、中学校では令和3年度から、高等学校では令和4年度からそれぞれ必修化されました。

県では、平成29年3月に、「がん教育に係る外部講師派遣」実施要領を作成し、児童・生徒ががんについての正しい知識とがん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的に、医師、看護師などがんに関わる専門家や相談員、がん経験者などを教育機関（県内小中高校）に派遣しています。

がん教育を推進するため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、児童や生徒に生活習慣や遺伝子等のがん発生に関する基本的な情報を含めたがんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要です。

なお、大麻事犯の検挙人員の7割以上は30歳未満であり、若年層における大麻の乱用拡大に歯止めがかからない状況にあります。

大麻の乱用拡大に加え、危険ドラッグ事犯の検挙人員も増加しています。

この背景として、インターネット販売のみならず、平成27年に一度は壊滅に至らした危険ドラッグの販売店舗が再出現し、大麻有害成分の構造類似物等の危険ドラッグが市井に蔓延していることが挙げられ、青少年を含め、全国でそれらを摂取したことによる健康被害が発生しています。

また、覚醒剤事犯の検挙人員は減少傾向を示しているものの、検挙人員・押収量共に、依然として高水準で推移し、根強い覚醒剤需要についても憂慮すべき事態が続いています。

学校における薬物乱用防止に関する教育は、健康の保持増進の観点から、児童生徒一人一人が薬物乱用と健康との関わりについて、早い時期から認識し、自らの健康を害する行為をしないという態度を身に付ける必要があります。

8 食育の推進

食に関する価値観やライフスタイルの多様化、世帯構造の変化などにより健全な食生活を送ることが困難な場面が増えてきているといわれ、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れや肥満や過度の痩身、生活習慣病など健康上の課題も指摘されています。

平成17年6月に制定された食育基本法に基づき、令和4年3月に第4次千葉県食育推進計画を策定し、食育を推進していますが、依然として、若い世代では、男女ともに朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないこと等、引き続き取り組んで行くべき課題があります。

これまでの食育推進の進捗状況、食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、各ライフステージに応じた施策や生産から消費までの食のつながりを意識した施策を講じるなど、本県における食育を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

令和5年度の千葉県の朝食を食べている児童の割合は、令和4年度に比べて下回っています。また、令和5年度の全国平均と比べても下回る結果となりました。

健康な心身を育むことや将来の食習慣を形成するためにも成長期に食育は重要です。

食育を推進するにあたり、校内の食育推進体制を整備するとともに、学校と家庭が連携して食育を一層推進していくことが求められます。

学校における食に関する授業の実施状況の割合を見ると、小学校・中学校ともに担任と栄養教諭又は学校栄養職員と協力して授業を行った割合が年々増加していますが、学校によって指導に差が見られる現状があります。

また、全国の水産物の消費量は長期的に減少傾向にあり、「魚離れ」が進行しているため、県産水産物のおいしさ及び栄養と、それを供給する水産業に対する理解と親しみを深めることで、魚食普及も促進する必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 教育現場を重視し、教職員の質・教育力を向上させます。

- ① 各種会議や研修会、学校や市町村教委への訪問等様々な機会に、学校における働き方改革推進プランの改定内容について周知するとともに、具体的取組の推進について指導・支援します。
- ② 年1回、プランの取組状況調査を行い、各教育委員会や学校における進捗状況を確認するとともに、さらなる取組の推進について検討します。
- ③ 教員業務の支援をする、スクール・サポート・スタッフを、全公立小・中・義務教育・特別支援学校に配置し、教員業務の負担軽減を図ります。
- ④ 配置の効果を検証するとともに、有効な活用方法を各学校に周知します。
- ⑤ 算数・理科の授業における学力向上を図るため、専科教員を非常勤として配置します。
- ⑥ 小学校3・4年生の算数・理科の授業について、専門性を有する教員が単独、または担任教諭とともに授業を行います。
- ⑦ 専門的な指導力を備えた外部指導者を非常勤講師として配置し、体育・図画工作の授業における児童の学習意欲の向上を図ります。
- ⑧ 小学校1～4年生の体育・図画工作の授業に、競技経験者や芸術家、専門性を有する教員が入り、担任教諭とともに授業を行います。
- ⑨ スクールロイヤーを活用した弁護士相談、研修等を充実させ、教職員が毅然と対応できる体制の構築を図ります。
- ⑩ 様々な悩みを抱える児童生徒やその保護者等を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用や、多様な相談機会を確保することで、こどもや家庭に対する相談支援体制を充実します。
- ⑪ 教員の研修体制の充実により、生徒指導上の諸課題などに対応する実践力の向上を図り、信頼される質の高い教員の育成を推進します。
- ⑫ 市町村に対しICT支援員が派遣可能な企業リストを、ホームページを通して提供します。
- ⑬ 学習サポーターを県内小・中・義務教育学校に配置し、児童生徒の学力向上を図ることを目的として、きめ細かな学習支援を行います。
- ⑭ 教職員の研修事業では、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び「千葉県教職員研修体系」にもとづいた研修を企画し、教職員の指導力向上を図っていきます。
- ⑮ 私立学校へ教職員を対象とした研修について周知し、参加を促していきます。
- ⑯ 県ホームページの「家庭学習のすすめ」サイトや基礎・基本及び思考力・表現力・判断力等を高める問題作成を通して、児童生徒の主体的な学びを促していきます。
- ⑰ こどもたちの学ぶ意欲の向上を図るため、「こどもたちの主体的な学び促進事業」「千葉県学習サポーター派遣事業」「魅力ある専門分野の人材活用事業」「グローバル化に対応した英語教育の充実事業」「先進的教育活動による学ぶ意欲向上事業」「ICT活用教育の充実事業」を推進します。
- ⑱ 教員の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るため、「学力学習状況調査分析・活用事業」「ちばっ子の学び変革推進事業」「授業づくりコーディネーター活用事業」「学校図書館活用推進事業」「研修体系に基づく研修の充実事業」

を推進します。

- ⑨ 各県立高等学校のスクール・ポリシーに基づく学校運営とともに、特色ある学科・コース等の設置や適正規模・適正配置についての検討など、高等学校の魅力化・特色化を推進します。

2 改訂版生徒指導提要进行を周知します。

- ① 生徒指導提要进行の改訂により、県立高等学校においては校則の内容を学校のホームページに公開するとともに、制定した背景と見直す場合の手続きを示した上で、児童生徒・保護者が何らかの形で関わり見直しを進めます。

3 家庭・地域と学校との協働により地域全体でこどもを育てる体制を構築します。

- ① 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を支援します。
- ② 保護者や地域住民等が、学校運営上の課題やそのために必要な支援について協議し、学校と地域がこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みである、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を市町村と連携して促進します。

4 持続可能な部活動及びスポーツを振興します。

- ① 中学校に市町村が部活動指導員を配置する経費に対し助成します。
- ② 専門性の高い地域指導者を確保します。
- ③ 部活動指導員の活用を促進します。
- ④ 少子化の中でも、将来にわたり本県の中学生在がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するために、部活動の地域移行に向けた環境を整備します。
- ⑤ 令和5年3月「地域全体でこどもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」（千葉県）で示した推進計画の実現を図るため、課題となる人材確保に資する県の推進体制を整備します。
- ⑥ 学校の働き方改革推進による学校教育の質を向上させます。
- ⑦ 持続可能なスポーツ・文化環境の一体的整備による多様な体験機会を確保します。
- ⑧ ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業の交流全般を通じて、来校した団体の競技種目の特徴やルールなどを知り、実際の競技に関連する活動プログラムを体験することで、体育・スポーツの持つ魅力をこどもたちが肌で感じられるような事業展開を目指します。

5 よりよく生きるための道徳教育を充実させます。

- ① 千葉県の道徳教育の重点的な施策や適切な教材及び指導内容の検討及び充実に関して、有識者等から意見を聴取し、千葉県で学ぶ児童生徒の道徳性を高める心の教育を推進

します。

- ② 道德教育の一層の充実を図るために、特色ある道德教育推進校として県教育委員会が指定した幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を2年間にわたり指定し、県で作成した道德教材の活用を含めた道德教育全体について実践的な研究を行いながら研究成果について実践事例を作成し、広く普及します。
- ③ 県内すべての公立小・中・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校の道德教育推進教師を対象に、国や県で作成した道德教材を活用した道德の授業の在り方等について研修する機会を確保します。
- ④ 千葉県教職員研修体系に基づき、教職員研修について、各教科、道德、特別活動等に関する研修を実施し、毎年、より実践的かつ効果的になるよう研修の内容や実施方法を見直すことで教職員の質・教育力の向上を図ります。

6 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりを推進します。

- ① 「いきいきちばっ子健康・体力づくりプログラム」を策定し、県民に広めるとともに、小・中・高等学校・特別支援学校における健康づくりを推進します。
- ② 「いきいきちばっ子『元気アップ・プラン大作戦』コンクール」において、積極的に健康・体力づくりに取り組んだ学級・学校を表彰し、よりよい実践を広く紹介します。
- ③ 「いきいきちばっ子『遊・友スポーツランキングちば』」に集団で協力しながら取り組むことにより、体力の向上を目指します。また、記録（ランキング）を公表することで挑戦する意欲を高め、継続して取り組むことで運動習慣の形成を図ります。

7 学校保健を推進します。

- ① 県及び拠点病院等を中心とした医療機関は、引き続き、市町村、教育機関、医師会、患者団体等の協力のもと、生活習慣や遺伝子等のがんの発生に関する基本的な情報も含めたがんに関する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めるためのがん教育を推進します。
- ② こどもの頃から、がんに関する正しい情報を自ら収集できるよう、「千葉県がん情報ちばがんび」による情報発信、国立がん研究センター「がん情報サービス」等の情報媒体の周知を図ります。
- ③ 県は、引き続き、がん教育を実施している団体等を把握し、教育委員会と連携・情報共有することにより、外部講師の活用を促進し、がん教育の充実に努めます。
- ④ 小・中・高等学校、義務教育学校及び特別支援学校の管理職を含む教諭等を対象に、薬物乱用防止教育研修会をオンデマンド開催します。
- ⑤ 少年の非行防止と健全育成のため、県内6か所の少年センターの少年補導専門員等が小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒を対象に薬物乱用教室を開催していきます。
- ⑥ 関係団体等と連携しながら、薬物乱用防止に関する広報啓発活動を行っていきます。

8 食育を推進します。

- ① 「ゲー・パー食生活ガイドブック」等分かりやすい啓発媒体の活用などにより、

適切な食生活の実践に役立つ知識の普及に取り組みます。

- ② 食育に関する様々な関係者が主体的かつ学校・家庭・地域と連携・協力し、地域に密着した食育活動が促進されるよう推進体制を強化するとともに、県民が健全な食生活を実践しやすい環境づくりを進めます。
- ③ 食に関する指導事業地区別研究協議会では、教育事務所ごとに関係職員を対象とした食に関する指導のあり方等の研修を行い、食育に関する千葉県の施策や実践について学び、学校における食育の重要性について理解を深めます。
- ④ 地域における食育指導推進事業では、実際に授業を参観することや研究協議会での意見交換を行うことで、各校における食に関する指導を見直すことや指導体制づくりについて学びます。
- ⑤ 高等学校と連携した食育活動支援事業では、豊かな圃場や施設を持つ本県の農業・水産系高等学校を支援校として、県内の高等学校ごとに幼稚園、小中学校から参加校を選定し、千葉県ならではの体験を取り入れた食育活動を展開し、その成果を県下に周知し、県全体の食育活動の一層の推進を図ります。
- ⑥ 高等学校における食育の推進では、県内全ての高校1年生に向けて食育リーフレットを配付し、授業の中で活用し、食育の推進を図ります。
- ⑦ 栄養教諭、学校栄養職員の資質向上を目的とした研修・講習会等の充実を図り、食に関する指導について知識を深め、実践に活かします。
- ⑧ 栄養士養成課程がある大学・短期大学・高等学校等の調理実習や、小・中学校の食育授業等に「おさかな普及員」を派遣し、県産水産物の消費拡大及び魚食普及の促進を図ります。
- ⑨ 県内小・中学校の学校給食における県産水産物の使用を促進し、こどもたちに魚食文化の認識を深めてもらいます。
- ⑩ 各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、地域の特色ある水産物に関する県民の理解を深めます。
- ⑪ 市町村・関係団体・企業・飲食店等と連携し、食育の推進と食環境の整備を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
県立高等学校魅力化・特色化事業	「県立高校改革推進プラン」に基づき、県立高等学校の魅力づくりを推進する新たなプログラムを策定するための調査研究等を行う。 〈教育庁教育政策課〉
学校における働き方改革推進プラン	教職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るため、具体的な取組内容や数値目標を掲げ、教職員の意識改革や業務改善を進める。 〈教育庁教職員課〉
スクール・サポート・スタッフ配置事業	教員の長時間勤務を改善するため、教員の事務作業等を補助する外部人材を会計年度任用職員として公立小・中・義務・特別支援学校及び県立中・特別支援学校に配置する。 〈教育庁教職員課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
小学校専科非常勤講師等配置事業	児童の学力及び学習意欲の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくり及び配置校の他の教員の指導力向上を行うための専科教員等を小学校へ配置する。 〈教育庁教職員課〉
副校長・教頭マネジメント支援員配置事業	副校長・教頭が行っている学校マネジメン等に係る業務を専門的に支援するための人材を配置し、業務の負担軽減を図る。 〈教育庁教職員課〉
スクールロイヤー活用事業	教職員が不当な圧力等に毅然と対応できる体制の構築に向け、スクールロイヤーを活用した法的相談等を実施する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
スクールカウンセラー等配置事業	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談事業	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施	教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
千葉県学校ICT化サポート事業	市町村教育委員会に対し、ICT支援員が派遣可能な企業リストを、ホームページを通して提供する。 〈教育庁学習指導課〉
家庭教育リーフレット活用事業(再掲)	発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、家庭の教育力向上を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
学習サポーター配置事業	児童生徒の学力向上を図ることを目的として、退職教員などを含めた多様な地域人材を派遣し、きめ細かな学習支援を行う。 〈教育庁学習指導課〉
「ちばっ子チャレンジ100」 「ちばのやる気学習ガイド」	全国学力・学習状況調査をもとに、思考力・表現力・判断力等を高める問題を作成し、Web配信やCBTを活用することにより、児童生徒基礎・基本となる内容の確実な習得、及び思考力・判断力・表現力等の向上を図る。 〈教育庁学習指導課〉
ちばっ子「学力向上」総合プラン	こどもたちの学ぶ意欲の向上を図る。 教員の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。 〈教育庁学習指導課〉
「早寝早起き朝ごはん」国民運動(再掲)	こどもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動にいきいきと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図る。 〈教育庁生涯学習課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
ちば夢チャレンジかなえ 隊派遣事業	県内トップ・プロスポーツ団体に所属する選手やOB、コーチ等を講師として小中学校に派遣し、体育・スポーツ活動での交流を行うことで、広く子どもたちにスポーツの楽しさや喜びを体験してもらうことを目的に平成26年度から実施している。 〈生涯スポーツ振興課〉
部活動指導員配置に 対する助成	部活動の顧問として技術的な指導等を行う部活動指導員の配置事業について、市町村教育委員会へ助言・指導や情報等を提供する。 ※部活動指導員の費用は国1／3、県1／3、市町村1／3 〈教育庁学習指導課、保健体育課〉
部活動の地域移行に 向けた環境整備事業	地域の実情に応じた部活動の地域移行の実現ができるように、国の実証事業や市町村の取り組み等について、市町村教育委員会に助言・指導や、情報等を提供する。 〈教育庁学習指導課、保健体育課〉
「いきいきちばっ子 コンテスト『遊・友 スポーツランキング ちば』」	本県の児童生徒の体力向上を図るために、各学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に児童生徒が取り組める運動種目を紹介し、積極的な外遊びや運動を奨励する。また、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成するとともに、記録（ランキング）を公表し、活動の意欲化と継続性を図る。 〈教育庁保健体育課〉
道徳教育推進プロジェクト 事業	小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育を推進する。 〈教育庁学習指導課〉
教科、道徳、特別活動等 の教職員研修の実施	千葉県教職員研修体系に基づき、教職員研修について、研修の内容や実施方法を毎年見直しており、各教科、道徳、特別活動等に関する研修を実施し、より実践的かつ効果的な研修により教職員の質・教育力の向上を図る。 〈教育庁学習指導課〉
いきいきちばっ子 健康・体力づくり モデルプランの推進	こどもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力づくりの進め方の基礎を学び、自らの健康と一生は自分で守る気持ちを持たせるため、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」を県民に広めるとともに、小・中・高等学校・特別支援学校における健康づくりを推進する。 〈教育庁保健体育課〉
がん教育に係る外部 講師派遣	児童・生徒ががんについての正しい知識とがん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的に、医師、看護師などがんに関わる専門家や相談員、がん経験者などを教育機関に派遣し、がんに関する教育を行う。 〈健康づくり支援課〉
薬物乱用防止教室推進 事業	学校における薬物乱用防止教室の推進を図る。 〈教育庁保健体育課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
少年サポート活動 (薬物乱用防止教室)	少年の非行防止と保護のため、県下6か所の少年センターにおいて、少年補導専門員等が、薬物乱用防止のための広報啓発を行う。 〈警察本部少年課〉
薬物乱用防止対策事業	ボランティアとして委嘱している千葉県薬物乱用防止指導員や保健所職員を中心に薬物乱用防止教室を開催する。また、リーフレットを作成し、薬物乱用防止を啓発する。 〈薬務課〉
ちば食育活動促進事業 (再掲)	健全な食生活を実践するとともに、食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう食育を進めるため、庁内関係各課、市町村、関係団体及び企業・ボランティア等との連携・協働による広報・啓発活動や体験活動等による食育推進を図る。 〈環境農業推進課〉
水産物消費・食育対策事業(再掲)	おさかな普及員の派遣や学校給食への県産水産物の提供、各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、魚食普及を通じて「食育」を推進する。 〈水産課〉
いきいきちばっ子食育推進事業	「ちばの食」を通じてこどもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食に関する指導や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する。 〈教育庁保健体育課〉
いきいきちばっ子 「オリジナル弁当 コンクール」	こどもたちが自ら弁当作りを体験することにより、食への関心を高め、食べることを見つめ直し、食生活の改善を図るため、小学5・6年生を対象に「オリジナル弁当コンクール」を実施する。〈教育庁保健体育課〉
ライフステージに応じた健康づくり推進事業	生活習慣病予防等に向けた食習慣の改善のため、飲食店等による県民への望ましい生活習慣の周知や食環境整備を推進する。企業等と連携したグーパ食生活等を活用した情報提供等を行う。〈健康づくり支援課〉
県産農林水産物販売促進事業	県産農林水産物の販売促進を図るため、消費者・実需者に向けた各種プロモーションを実施するほか各種商談会への出展支援により、県産農林水産物の販路拡大を図る。 〈販売輸出戦略課〉
「コミュニティ・スクール」設置推進事業	「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「地域に開かれた教育課程」の実現に向け、相互の連携・協働のもと「地域とともにある学校」を構築するため、県立学校及び市町村立学校におけるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を促進する。 〈教育庁生涯学習課〉

Ⅱ-2-② 健やかな成長を支える環境づくり

【現状と課題】

情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、こども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、ネットトラブル、いじめ、不登校、ひきこもり、こどもの貧困、ヤングケアラーなどの青少年問題も多様化・複雑化しています。

こうした中、青少年の問題行動を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要であり、地域の関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を一層強化していく必要があります。

こども・若者の健やかな成長と社会的自立を実現するためには、社会環境の変化を踏まえ、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に協力しながら、適切な環境づくりを進めていくことが必要です。

1 多様な主体による取組と関係機関の機能強化

多様化、複雑化する青少年問題に対応するためには、青少年相談員や青少年補導員などの地域ボランティア、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会などの全国的に組織があり各地域で活動している団体、自治会やPTAなど地域や学校で活動している団体、さらには市民活動団体など、多様な主体との連携を強化することが重要です。

2 非行・犯罪防止

本県における令和5年に検挙された万引・自転車盗等の刑法犯少年の総数は、771人で、平成22年から連続して減少していたものの、令和5年は増加に転じており、再犯者数は215人で再犯者率は27.9%と高水準で推移しています。

また、「電話d e詐欺」等の特殊詐欺で37人の少年が検挙されており、依然として「受け子」等として犯罪に加担している状況が見受けられます。

さらに、不良行為により補導された少年は9,647人で、行為別では喫煙・深夜はいかいが全体の約6割を占めており、年齢別では15歳～17歳の年齢層で全体の約7割以上を占めています。

少年による非行・犯罪を防止するためには、少年の問題行動を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要であり、市町村が委嘱する青少年補導員や警察などが委嘱する少年警察ボランティア、学校、警察等関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を更に強化することが求められます。

3 立ち直り支援

犯罪や非行をした人及びその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中、事件などに関わった少年や、問題を抱え非行に走る可能性がある少年と共に社会奉仕・体験活動等を実施し、立ち直り支援に取り組むことが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 多様な主体による取組と関係機関の機能強化を図ります。

- ① 青少年相談員活動の充実を図るため、市町村や関係団体と連携して、地域における青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。
- ② 県や各団体が実施する青少年健全育成活動に係る情報を共有し、青少年育成団体による多様な活動を推進します。
- ③ 県内の児童生徒を対象に青少年の健全育成や非行防止等を図るため、学校と警察が連携し、情報交換、情報共有を積極的に行います。
- ④ 青少年育成を目的とする社会教育関係団体への支援を通じ、青少年の健全育成を推進します。

2 非行・犯罪防止に取り組めます。

- ① 青少年の非行や犯罪被害の防止など、青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、関係機関・団体、地域住民と連携して県下一斉合同パトロールを実施するほか、広報・啓発活動を推進します。
- ② チラシやSNS等を活用して、児童生徒及びその保護者への注意喚起や相談窓口の周知を行います。
- ③ 青少年補導員や少年補導員等の活動の支援や担い手の育成・確保などにより、青少年の非行防止と健全育成に取り組めます。
- ④ 柔道・剣道の指導などを通じた少年と警察官のふれあいの機会であるタッチヤング活動を行います。

3 立ち直り支援に取り組めます。

- ① 犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解と関心を深めてもらうための広報・啓発を行います。
- ② 非行防止や立ち直り支援、児童生徒の安全確保を目的とした協力要請があった学校を対象に、スクール・サポーターを派遣し、教職員への助言などを行います。
- ③ 過去に警察が取り扱った少年の再犯を防止することなどを目的として、農業やスポーツといった様々な活動を体験させる「出前型」の支援活動を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
青少年相談員設置事業	次代を担う青少年を地域で守り育てるという理念のもと、地域の青少年健全育成のリーダー的存在として、各種スポーツや屋外活動並びに文化活動等の諸活動を通して、青少年との交流を図る。〈県民生活課〉
青少年指導者育成事業	県内各地域で実施する青少年健全育成のスキル向上のための研修会等に対して青少年活動に携わってきた視点でのノウハウを持った専門職員又は外部講師等をコーディネートして派遣する。〈県民生活課〉
千葉県青少年育成フォーラム	県内の青少年育成関係者等を対象に、青少年を取り巻く現状や課題を共有し、青少年の育成について更なる理解を深めることを目的とし、青少年の健全育成に資する企画等を実施する。〈県民生活課〉
千葉県青少年団体連絡協議会との連携	県で行う青少年事業について周知依頼をし、千葉県青少年団体連絡協議会加盟団体に所属する青少年へ広報を実施する。〈県民生活課〉
青少年育成団体による推進事業	市町村・民間関係団体等と連携し、県や各団体が実施する青少年健全育成活動に係る情報を共有する。〈教育庁生涯学習課〉
学校警察連絡制度	児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度として千葉県教育委員会等と締結し運用している。(平成16年以降)〈警察本部少年課〉
社会教育関係団体補助金	社会教育関係団体への支援を通じ、青少年の健全育成を推進する。〈教育庁生涯学習課〉
青少年非行防止対策事業 (非行防止チラシ)	関係機関、団体、地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深め、非行防止の諸施策及び活動を連携して実施するため、啓発用チラシを作成し、小学5年生とその保護者、中学1年生とその保護者及び高校1年生に配付を行い、青少年の非行・被害防止等の啓発を図る。〈県民生活課〉
青少年非行防止対策事業 (啓発用動画の作成及び広告配信)	近年問題となっている青少年のインターネット被害や非行防止に関する啓発動画を制作し、多くの中学生及び高校生の目に触れるSNS等において周知を行うことで、青少年の非行・被害防止等の啓発を図る。〈県民生活課〉
青少年補導センター事業	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う、各地域の青少年補導センター及び各補導員活動の充実と活性化のための支援を実施する。また、青少年補導(委)員大会を開催し、永年従事者の表彰、研修等を実施し、青少年健全育成に係る意識や連帯感を高める。〈県民生活課〉
少年補導専門員の確保	積極的な採用募集活動を行い、少年補導専門員の適正な職員数及び優秀な人材の確保に努める。〈警察本部少年課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
少年サポート活動	少年の非行防止と保護のため、県下6か所の少年センターにおいて、警察職員が、非行防止・薬物乱用防止のための広報啓発、不良行為少年等の発見、補導活動を行う。〈警察本部少年課〉
タッチヤング活動	少年非行防止対策として、柔道・剣道を通じて警察職員と少年がふれあい、信頼関係や規範意識、自制心を育んでいる。〈警察本部少年課〉
社会を明るくする運動補助金	犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない社会を目指す「社会を明るくする運動」に対して助成する。〈健康福祉指導課〉
スクールサポーター制度	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を対象とした非行防止や児童等の安全確保などに関する学校からの要請に基づいて、スクールサポーターを派遣し、教職員への指導及び助言、学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援などを行っている。〈警察本部少年課〉
少年警察ボランティア活動	少年警察ボランティアによる街頭補導活動、有害環境浄化活動を行うほか、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として農業体験活動などによる少年の居場所づくりを実施する。〈警察本部少年課〉
少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	少年の再犯防止策として、過去に警察の取り扱った非行少年のうち、保護者の同意を得た少年に対し、個々の少年の状況に応じた指導・助言を始め、社会奉仕・体験活動を行うなど、少年に手を差し伸べる「出前型」の立ち直り支援を行っている。(平成23年以降)〈警察本部少年課〉

Ⅱ-2-③ 居場所づくり

【現状と課題】

1 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

こども・若者が生きていく上で「居場所」があることは不可欠であり、全てのこども・若者が安心して過ごせる多くの場所を持てるよう、社会全体で支えていく必要があり、こどもの視点に立った居場所作りが求められています。

一方、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっている現状にあります。

特に、貧困状態にあるこどもは、自己肯定感が低く、相談や支援を求めることをためらいやすい傾向にあり、大人になってからも支援を求められず貧困が連鎖していくおそれがあります。このため、こどもの時から大人への信頼感を育みながら自己肯定感を高めていくことができるよう、こどもが安心して過ごせる居場所につながる事が重要です。

国においては、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が定められ、こどもが過ごす場所・時間・人との関係性全てが居場所となり、物理的な「場」だけでなく遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態が考えられることや、居場所と感じるかは本人が決めることであるなど、基本的な考え方が示され、自治体においても、計画的に推進していくことが求められています。

本県においては、これまでもこども食堂や高等学校における居場所カフェへの支援、フリースクール等との連携を進めています。

また、社会教育施設について、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むことも求められています。

2 放課後児童対策

共働き家庭の増加に伴い、放課後にこどもが安全・安心に過ごせる居場所が求められています。そのため、放課後児童クラブのニーズは年々増加しており、待機児童数は依然として多い状況が続いています。

共働き家庭のこどもに限らず、放課後を安心・安全に過ごすことのできる居場所の確保は、全てのこどもにとって重要です。

放課後児童クラブは遊びや生活を通じた児童のさまざまな交流や助け合いなどにより、こどもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する大切な場所であることから、職員の人材の確保と資質の向上が欠かせません。

施設整備や人材の確保を推進するため、放課後児童支援員の処遇改善や研修を通して資質の向上を図るなど、量と質の両面から充実を図ることが重要です。

共働き家庭のこどもが小学校入学とともに、保育所に代わる居場所がなくなる、いわゆる「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するためには、放課後児童クラブのさらなる受け皿整備が急務です。

国は、待機児童を解消するため、平成27年度から「放課後子ども総合プラン」、さらに

平成30年度からは「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」という。）を策定し、放課後児童クラブの整備を進めてきました。

新プランが令和5年度末で終了を迎えましたが、目標に掲げていた152万人分の受け皿整備の達成や待機児童の解消には至っておらず、引き続き放課後児童対策の強化を図る必要があります。そこで、令和5年度から6年度まで集中的に取り組むべき対策として取りまとめられた「放課後児童対策パッケージ」に基づき、さらなる推進を図ることが重要です。

県では、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的又は連携して実施することにより、児童の放課後対策を充実させることに取り組んでいます。

放課後子供教室では、全ての児童を対象とし、平日の放課後や土曜日等において、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画を得て、子供たちの多様な学びや体験活動等を行っています。家庭や学校とは異なる児童との学習や各種体験活動を通じて、地域社会との交流が深まり、子供の健全育成につながっています。

自治体においては、地域コーディネーターの資質向上及び人材発掘や児童クラブを所管する福祉部局と子供教室を所管する教育委員会の連携の強化等が求められます。

【施策の方向と具体策】

1 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに取り組みます。

- ① こども・若者を含む誰もが安全に安心して過ごせる居場所づくりを進めていきます。
- ② 若者が積極的に地域づくりに参画し、その柔軟な発想や若者が主体となった取組により地域に新たな魅力を付加することが、地域の持続や発展に寄与することから、体験学習の充実など、若者の地域への関心を喚起する取組や活動の場となる居場所づくりなどの支援を行います。
- ③ 高等学校と連携して、居場所カフェの開催に当たっての広報・周知等を行います。居場所カフェに中核地域生活支援センターの職員を派遣し、生徒と交流するとともに、必要に応じて相談支援を行います。

本事業において相談支援を行った場合は、必要に応じ、本人同意の上、高等学校の教職員と情報共有を行います。

- ④ こども食堂サポートセンターを設置し、地域ネットワークの構築や運営、食材等の物資・ボランティア・寄附金の受入調整及びこども食堂の立ち上げを支援します。
- ⑤ ひきこもり状態にある本人を対象とした居場所づくりを実施します。

2 放課後児童対策を行います。

- ① 待機児童を解消するため、学校内の余裕教室の活用に加えて、特別教室や学校図書館等のタイムシェアや既存施設の増設、新規整備の検討を図るとともに、児童が安全・安心を確保するため、大規模クラブの規模の適正化に向けたクラブの分割について促進を図ります。
- ② 市町村と連携し、保護者のニーズに応じて、障害児を含め、必要な全てのこどもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を促進します。

- ③ 利用者のニーズに柔軟に対応するため、備品の整備や開設時間の延長等、放課後児童クラブを利用しやすくするため運営体制の拡充を支援します。
- ④ 放課後児童支援員の資質と専門性の向上及び勤続年数や研修履修実績等に応じた処遇改善を支援します。
- ⑤ 放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者に対し、放課後児童支援員認定資格研修を年12回程度実施し、人材の確保と質の向上を図ります。
- ⑥ 放課後児童支援員、放課後児童クラブや放課後子供教室に従事する者、行政担当者等に対する研修をテーマ別に実施し、資質の向上並びに必要な知識及び技術の修得を図ります。
 なお、研修については、特別な配慮を必要とする児童への対応や、いじめ・虐待への対応に関する研修は必ず実施することとし、その他市町村ニーズを踏まえ、毎年度、見直しを行います。
- ⑦ 全てのこどもの安心・安全な活動拠点（居場所）づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等に取り組む放課後子供教室を市町村と連携して推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業	貧困や家庭環境など様々な原因により困難な状況にあるこどもを早期に発見し、福祉的な支援につなげていくため、福祉団体等と連携して高等学校内に気軽に相談できる居場所を作る。〈健康福祉指導課〉
家庭教育支援チーム設置推進事業（再掲）	家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、保護者の孤立化防止、子を持つ保護者が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。〈教育庁生涯学習課〉
家庭教育支援チーム設置推進事業（再掲）	家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、親の孤立化防止、子を持つ親が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。〈教育庁生涯学習課〉
困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供（再掲）	アウトリーチで把握した若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話したり、同様の境遇にある他の女性たちと交流したりできる場を提供し、専門機関への相談につなげていく。〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
少年補導員活動 (再掲)	少年補導員による街頭補導活動、有害環境浄化活動を行うほか、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として農業体験活動などによる少年の居場所づくりを実施する。 〈警察本部少年課〉
ひきこもり支援推進事業(ひきこもり地域支援センター事業) (居場所づくり事業) (再掲)	・ひきこもり状態の本人を対象とした居場所づくりを実施する。 ・県内市町村で実施している居場所づくり事業の情報や、当事者会や家族の会などから活動している情報を県ホームページ等に掲載し普及啓発を行う。 〈精神保健福祉センター〉
放課後児童クラブ整備事業	市町村、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備(創設・改築・大規模修繕等)に対し補助を行う。 〈子育て支援課〉
放課後子ども環境整備事業	市町村等が、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために行う小学校の余裕教室等の施設改修、設備の整備等に係る経費に対し補助を行うとともに、障害のあるこどもを受け入れるために必要な改修や設備の整備等に係る経費に対し補助を行う。 〈子育て支援課〉
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童(特別支援学校の小学部の児童を含む)であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業又は助成する事業に補助を行う。 〈子育て支援課〉
放課後児童クラブ支援事業	市町村が実施する放課後児童クラブにおいて、障害児受入のための放課後児童支援員等の配置、民間アパート等を活用した放課後児童クラブの設置、放課後児童クラブまでの送迎に係る燃料費等の経費に対し補助を行う。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	放課後児童支援員の経験年数等に応じた処遇改善に必要な経費に対し、市町村を通じ補助を行う。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。 〈子育て支援課〉
放課後子供教室推進事業	こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を実施する。 〈教育庁生涯学習課〉

Ⅱ-2-④ 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

【現状と課題】

1 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援

近年、児童生徒の身体的生理的発達が進んでおり、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化しています。このような中、学校における性に関する指導の充実が重要な課題です。

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、体育、道徳や特別活動など、教育活動全体を通じて行っており、体育や保健体育において、小学校では思春期の体の変化、中学校では生殖に関わる機能の成熟、高等学校では、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題などの科学的知識を身につけ、また、道徳において、生命の尊さ、思いやりや相互理解等についても指導しています。

実施にあたっては、児童生徒の発達段階をふまえ、保護者の理解を得つつ、学校全体で共通理解を図りながら取り組むことが重要です。

2 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等

予期せぬ妊娠等により妊娠に葛藤を抱える妊産婦については、妊娠に至った背景として、様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、妊娠後に、必要な支援者から適切に支援を受けにくい状況にある可能性が高いと考えられます。

そのため、適切な相談窓口の利用に結び付けることが肝要です。

また、HIV感染予防には、正しい知識の普及が重要であり、エイズに対する誤解や偏見による差別を払拭するためにも、学校におけるエイズ教育をより一層充実させる必要があります。

県では、学習指導要領に基づき、中学校においては、エイズの疾病概念や感染経路についての理解の他、効果的な予防方法を身に付けることが必要であることについて、高等学校においては、エイズの原因及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について指導しています。

児童生徒のエイズに対する理解を促進するとともに、エイズに対する偏見や差別をなくすための取組も重要です。

【施策の方向と具体策】

1 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を行います。

- ① 公立学校教職員を対象に、性教育研修会をオンデマンドで開催します。
- ② 医師、教員等で構成される「性教育連絡協議会」を実施します。

2 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を行います。

- ① 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのＳＯＳに対し、電話やメール、チャットによる相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村などの支援機関へ同行支援を行う「にんしんＳＯＳちば」を運営します。
- ② 予期しない妊娠に関する相談窓口「にんしんＳＯＳちば」の周知を、カードの配付等を通じて高等学校を中心に進めます。
- ③ 児童生徒やその保護者等を対象に、エイズ・性感染症に関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めます。
- ④ 「エイズ教育用リーフレット」の広い啓発を図るため、同リーフレットの内容を毎年更新し、ホームページに掲載します。
- ⑤ 「世界エイズデー」の広報活動として、教育広報誌の「夢気球」に取組の紹介をします。
- ⑥ 文部科学省から通知される「HIV 検査普及週間」、世界エイズデーポスターコンクールの実施、青少年に対するエイズ等性感染症対策の充実について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
「性に関する教育」普及推進事業	学校教育における性教育の推進と充実を図る事業を実施する。 〈教育庁保健体育課〉
妊娠ＳＯＳ相談事業（再掲）	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのＳＯＳに対し、電話やメール、チャットによる相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村などの支援機関へ同行支援を行う。〈児童家庭課・教育庁保健体育課〉
エイズ関連対策事業（再掲）	関係各所から通知されるエイズ教育に関する情報を、学校教育現場へ周知し、エイズ教育の推進と充実を図る。 〈教育庁保健体育課〉
青少年を対象とするエイズ対策講習会	性感染症（エイズを含む）に対する正しい知識を普及するため、各保健所が学校等において、青少年を対象とする講習会を実施する。 〈疾病対策課〉

Ⅱ-2-⑤ 社会的・職業的自立に向けた教育・啓発

【現状と課題】

1 主権者教育の推進

児童生徒が、国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙を理解し、有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的で実践的な指導が必要です。

また、自らの意見を表明する機会の確保が求められます。

2 消費者教育の推進

令和4年4月から実施された成年年齢引下げを踏まえ、若年層の消費者被害を未然に防止するためにも、若年者への消費者教育を推進する必要があります。

3 ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

本県の人口は、2020年に628万4千人でしたが、2021年には、社会増による人口増加を自然減による人口減少が上回る、総人口減少時代に入り、本県が行った将来人口推計では、2060年には514万8千人まで減少することが予測されています。

このような人口減少が続いている中、若い世代に対し、自身のライフスタイルを考えるきっかけとなり、人口減少問題を身近に感じてもらうための取組を行う必要があります。

また、結婚、出産、育児等に関する支援ニーズを把握し、具体的な支援策を検討する必要があります。

4 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

アルバイトや就職活動を始める前に、労働法制度や社会保険などに関する基本的な知識を身に付け、労使間のトラブルを未然に防ぐことができるよう、教育・啓発を実施する必要があります。

若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小・中・高校生等を対象にテクノスクールにおいて、様々なものづくり体験コースを実施しています。

また、キャリア形成の一助として、ものづくり、農業、水産業の魅力を発信し、それぞれの産業離れを解消していく必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 主権者教育を推進します。

- ① 国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解、さらに国で作成した副教材・指導資料等を活用し、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的で実践的な指導を行います。そのために、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施します。
- ② 中学生自らが、主張を正しく伝え理解してもらう力などを身に付ける機会として、「中学生の主張」大会を開催し、青少年の健やかな成長を促します。

2 消費者教育を推進します。

- ① こどもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進します。
また、実践的な消費者教育を実施するため、教員向けに研修会の実施をするなど、学校における消費者教育の担い手の育成を推進します。

3 ライフデザインに関する意識啓発・情報提供を行います。

- ① 大学等と連携・協力し、人口減少が地域社会に与える影響を伝えることで、若い世代が自身のライフデザインや人口減少問題を考えるきっかけとなるようなセミナーを開催します。

4 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育に取り組めます。

- ① 働く上で必要な労働法等の基本的知識を身に付けることができるよう、高校生を対象にワークルールを学ぶ講座を実施します。
- ② こどもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、こどもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成します。
また、こどもたちの勤労観・職業観を高め、企業や大学、研究機関等と連携・協働した職場体験活動等を推進します。
- ③ テクノスクールにおいて、小・中・高校生等を対象としたものづくり体験を実施し、若者のものづくりへの興味・関心を高める取組を行います。
- ④ 農業内外からの新規就農者の確保を進めるため、公益社団法人千葉県園芸協会や一般社団法人千葉県農業会議等の関係機関と連携し、就農相談窓口の設置や就農相談会の開催、国の就農資金の交付、地域における就農希望者向け研修等を行います。
- ⑤ 地域の関係機関や指導農業士をはじめとした農業者等が一体となって新規就農者を受入れ、育成する体制作りを進めます。
- ⑥ 次代を担う農業者を育成するため、スマート農業などの教育カリキュラムの強化や施設の大規模改修などにより、県立農業大学校における教育・研修の充実を図ります。
- ⑦ 就農希望者の確保に向けて、インターンシップ制度の充実や、本県農業の担い手育成の中核機関である農業大学校と、農業関係高校や各種農業団体との連携を進め

ます。

- ⑧ 水産業に関する知識や体験を通じて漁業への関心を高めるため、市町村等が開催する水産教室等の開催を支援するほか、高校生を対象とした体験漁業を実施します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
主権者教育の推進	国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解、さらに国で作成した副教材・指導資料等を活用し、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的に実践的な指導を行う。そのために、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施する。 〈教育庁学習指導課〉
中学生の主張 千葉県大会	中学生がいま感じている思いや未来への希望を発表する場として昭和54年より毎年全国で開催されており、その千葉県大会として開催する。 〈県民生活課〉
消費者教育啓発事業	子どもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進する。 実践的な消費者教育を実施するため、教員向けに研修会を実施するなど、学校における消費者教育の担い手の育成を推進する。 〈教育庁学習指導課〉
消費者教育啓発事業	教育現場における実践的な消費者教育を実施するため、会議や教員向け研修会を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、消費者教育に係る各種情報の収集、消費者問題の周知や消費者教育・学習等に使用する資材の作成等を行い、消費者教育に係る、多種多様な内容をわかりやすく提供できる体制の整備に努める。 〈くらし安全推進課〉
若者と一緒に考える 地域活性化セミナー	今後社会を担っていく若い世代を中心に、人口減少をめぐる問題について認識を深め、今後のライフデザインを考える上での参考にしてもらうため、県内の大学等において有識者を講師として招きセミナーを開催する。 〈政策企画課〉
ワークルール講座	若者が長い職業生活を安心して働き続けるためには、働く前に必要な労働法等の基本的知識を身につけておくことが重要であるため、高校生を対象に働く際のルール（ワークルール）を学ぶ機会を提供する。 〈雇用労働課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
キャリア教育推進事業	高等学校に対し、インターンシップの保険費用、生徒向け講演会・教員向け研修会及び教員の企業訪問旅費を支援する。 子供たちがこれからの社会の変化を踏まえ、主体的に自らの生き方について考え、自己実現を目指せるよう、教員が新しい時代に必要なキャリア教育を実践できる指導力を身に付けるため、中学校・高等学校の進路指導を担当する教員を対象に、これからの社会状況や雇用の状況に詳しい有識者による研修を実施する。〈教育庁学習指導課〉
教育改革推進事業（キャリア教育の推進）	私立小中高等学校におけるキャリア教育の推進を図るため、インターンシップ（就業体験）等を実施する経費を支援する。〈学事課〉
子育て体験学習の推進	幼稚園・小学校の合同授業や、中学校の職場体験活動、高等学校のインターンシップなど、小・中・高校生が、幼稚園や保育所、認定こども園等で保育体験をする機会の充実を図る。〈教育庁学習指導課〉
未来の名工チャレンジ事業	若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小・中・高校生等を対象にテクノスクールにおいて、様々なものづくり体験コースを実施する。〈産業人材課〉
新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）及び就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付する。〈担い手支援課〉
ちば新農業者サポート事業（農家後継ぎ等就農促進）	県内の高校生等を対象に、地域における先進的な経営事例や先輩農家を紹介することにより、農業の魅力をPRし、就農を促進する。〈担い手支援課〉
千葉県立農業大学校	農業分野における優れた担い手の育成に向け、実践的な訓練や研修を行う。また、資格取得などのスキルアップを通じて定着の促進を図る。〈担い手支援課〉
青少年水産教室	小・中・高校生対象に、水産業に関する知識の普及や体験活動を通じて漁業への関心を高めるため、市町村等が実施する水産教室等に講師（漁業士）を派遣し、開催を支援する。〈水産課〉
新規漁業者確保定着支援事業（水産業インターンシップ）	漁業者、教育機関と連携し、高校生を対象とした最長5日間の体験漁業を実施する。〈水産課〉

Ⅱ-2-⑥ いじめ防止対策の推進

【現状と課題】

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめ認知件数は、55,272件で、前年度より1,649件増加しています。

いじめは、子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子どもの生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、いじめの未然防止や、早期対応に向けた取組の推進が求められています。

【施策の方向と具体策】

いじめ防止対策を推進します。

- ① いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。
- ② 児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者の命を大切にする心を育むとともに、「いじめや暴力行為等人権侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進します。
- ③ 指導資料集等を活用し、いじめの態様などに応じた実効的な対応能力の向上に努めるとともに、いじめの未然防止、早期発見、組織による対応等について、教職員研修を実施します。
- ④ いじめ防止が学校、家庭、地域にとって極めて重要な課題であることを啓発するための活動を推進します。
- ⑤ 各学校におけるいじめ重大事態報告書の収集、報告書の分析を通じた、重大事態の実態把握や課題点等の洗い出しをします。
- ⑥ 各種研修において、各学校におけるいじめの認知の仕方や初期対応の重要性について周知し、指導・支援を行います。
- ⑦ インターネットを介したいじめやトラブルの防止に資するため、最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた外部人材を派遣します。
- ⑧ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。
- ⑨ 県内の児童生徒を対象に少年の健全育成、非行の抑止及び犯罪被害に遭わせないようにすることを目的として、学校・警察連絡制度を運用しており、教育機関と警察との連携を一層強化し、制度の積極な活用を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
教育相談事業 (不登校児童生徒の 教育機会確保支援 事業の一部)(再掲)	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
いのちを大切にする キャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者の命を大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等人権侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
いじめ防止対策等 推進事業	千葉県いじめ対策基本方針を受け、教員研修を実施するとともに、啓発資料の作成を行い、児童生徒、保護者、教職員等に広く周知を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
いじめの重大事態の 収集・分析等	各学校でのいじめ重大事態報告書の収集・分析をとおして、重大事態の実態把握や課題点等を洗い出し、初期対応の方法や同種の事態の発生防止の取組を促進する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
スクールカウンセ ラー等配置事業 (不登校児童生徒の 教育機会確保支援 事業の一部)(再掲)	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
情報モラル教育研修 の充実(再掲)	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業 (教育相談体制の 整備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
学校警察連絡制度 (再掲)	児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度として千葉県教育委員会等と締結し運用している。(平成16年以降) 〈警察本部少年課〉

Ⅱ-2-⑦ 不登校のこどもへの支援

【現状と課題】

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の不登校児童生徒数は、小学校で5,738人、中学校で8,854人と小・中学校ともに過去最高となり、憂慮すべき状況です。

国においては、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（いわゆる教育機会確保法）が制定され、同法の趣旨を踏まえた各種の取組が行われているところですが、全国的にも不登校児童生徒の増加傾向は続いています。

本県では、不登校のこどもの主体性を尊重し、多様な学習機会を確保するため、「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」を令和5年4月に施行し、この条例に基づき、これら施策を総合的に推進するための基本方針を本年3月に策定し、不登校児童生徒への支援を推進することとしています。

不登校となる要因が複雑化・多様化する中で、児童生徒が自分に合った学びを継続できるよう、学校や家庭、県内各所の教育支援センターやフリースクール等の民間団体や様々な支援機関等が連携し、不登校児童生徒への支援の充実に取り組む必要があります。

また、様々な課題を抱えたこどもや保護者を支援するためには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実や、研修等を通じた資質の向上を図るとともに、SNSを活用した教育相談事業を実施し、問題の深刻化の未然防止に努める必要があります。

【施策の方向と具体策】

不登校のこどもを支援します。

- ① 学校の教員等が出席する各種会議の場において、教育機会確保法や千葉県不登校児童生徒の教育機会を確保する条例等について、その趣旨や具体的な施策等を説明するとともに、教育支援センターやフリースクール、相談機関等、不登校児童生徒の支援に関係する様々な情報を1つにまとめたサポートガイドを作成し、保護者等へ配付するなど、不登校支援に関する情報を確実に届ける体制を構築します。
- ② 学校においては、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問相談担当教員等が連携し、組織的な教育相談体制の充実を図るとともに、校内教育支援センターへの教員の加配や不登校児童生徒支援チームの派遣などを通して、さらなる支援の充実を図ります。
- ③ 子どもと親のサポートセンターでは、不登校児童生徒や保護者のニーズを踏まえて、オンライン教育相談を実施するなど、多様な相談機能の強化を図ります。
- ④ 不登校児童生徒の支援に関わる各相談機関の間でネットワークを構築し、児童生徒への支援・指導の一層の充実を図るため、事例研究協議や研修等により、教育相談担当者や指導員の資質の向上を図ります。

- ⑤ 不登校状態にある生徒に多様な学習の場を提供するため、中学生を対象としたオンライン授業配信を実施します。
- ⑥ 不登校児童生徒の状況等について、その実態を踏まえた施策の推進が可能となるよう、市町村教育委員会や学校現場の負担にも配慮し、調査の内容や方法の改善を図りつつ、継続的に調査研究を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
スクールカウンセラー等配置事業 (不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部)(再掲)	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談事業 (不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部)(再掲)	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
不登校児童生徒支援チームの設置	長期の不登校など、解消が困難なケースに対応するため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー、スクールカウンセラースーパーバイザー、不登校児童生徒支援専門指導員、不登校担当指導主事など、福祉や心理の専門家を含めた支援チームを設置し、多面的な視点から助言や支援等を行う。 〈教育庁児童生徒安全課〉
生徒指導専任指導主事の配置	児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の学校生活への適応、将来の社会的自立に向けた支援、生徒指導体制の確立及び教育相談活動の充実等に関し、指導・助言・援助を行うものとする。 〈教育庁児童生徒安全課〉
訪問相談担当教員の配置	不登校等児童生徒への家庭訪問を中心とした活動を行う教員を地区不登校等児童生徒支援拠点校に配置し、教職員、保護者及び不登校等児童生徒に対する助言・支援を行う。 〈教育庁児童生徒安全課〉
不登校児童生徒支援推進校の指定	不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことを目的に、小中学校を推進校に指定し、校内教育支援センターに教員を配置する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業 (教育相談体制の整備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉

Ⅱ-2-⑧ 校則の見直し

【現状と課題】

学校現場をめぐる様々な状況が大きく変化する中、生徒指導のニーズもこれに合わせ大きく変化していることから、これまでのような頭髪や服装の一律の規制を含めた生徒指導の在り方を見直す必要がないか、今後の方向性について具体的に検討を行う必要があります。

生徒指導提要の改訂により、県立高等学校においては校則の内容を学校のホームページに公開するとともに、制定した背景と見直す場合の手続きを示した上で、児童生徒・保護者が何らかの形で関わり見直しを進めることとされました。

個々の内容について、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できるか、また、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、児童生徒にマイナスの影響を与えていないかなどの観点から、見直しが必要と考えられるものがあります。

【施策の方向と具体策】

校則の見直しを進めます。

- ① 学校が日常的な指導として行うことと、違反した場合に、何らかの特別な指導を行うものなど、児童生徒が厳に守るべき規則として全体への周知が必要なものに分けて考えます。
- ② 頭髪や服装等、規則の内容によっては、学校内のルールであり、学校外や休日の生活まで規制するものではないなど明示することで、不要に児童生徒の行動を制限しないことも重要として見直します。
- ③ 本来、児童生徒と保護者の間で、決定されるべき事柄について、学校が一律に禁止等している場合は、その判断を家庭に委ねるよう見直します。
- ④ 過去に指導していたが、現在は、運用していない規則は、実態に合わせ見直します。
- ⑤ 児童生徒によって異なる規則を設けている場合は、その内容が、学校の教育目的に照らして適切な内容か確認し、見直しを行います。
- ⑥ 児童生徒それぞれの体調・健康管理に委ねるべきものに不要な規制を設けていないか確認し、見直しを行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
校則の見直し	県立高等学校の校則の点検と見直しについて、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できるように見直しを行うこととする。また、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、児童生徒にマイナスの影響を与えていないかなどの観点からも見直しを行う。 〈教育庁児童生徒安全課〉

Ⅱ-2-⑨ 学校におけるハラスメント等の防止

【現状と課題】

学校におけるセクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ、以下「セクハラ」という。）及びハラスメントに関する児童生徒及び教職員の実態並びに体罰の実態を把握するとともに、セクハラ等及び体罰を根絶し、より良い学校環境を構築することを目的に、平成16年度から、調査内容等の変更を重ねながら、実態調査を実施していますが、セクハラ以外のハラスメントは、特に、小中学校で増加傾向にあり、社会の関心が高まったこと、児童生徒及び保護者のハラスメントに対する意識が向上していることが、その要因として考えられます。

学校におけるハラスメント等の根絶に向け、教職員一人一人が、その職責の重要性の自覚を高め、人格を尊重した言動及び対応を行い、児童生徒の安全を守るための行動がとれるよう、意識改革を進めていく必要があります。

【施策の方向と具体策】

学校におけるハラスメント等の防止を図ります。

- ① これまでのセクハラ等及び体罰に関する実態調査の結果を踏まえ、児童生徒が、ハラスメントに関する知識等を学ぶための動画を作成し、各学校に配付し、啓発を図ります。
- ② 法律の専門家の協力を得て、高校生が、今後、社会で働くにあたり、ハラスメントの被害者及び加害者にならないための法的知識を学ぶ機会を提供します。
- ③ 心理及び法律の専門家の協力を得て、教職員に対し、安全配慮義務を考えさせたり、体罰及び不適切な指導で法的責任を問われたりするなど、事例検討形式の研修資料を作成し、各学校における不祥事根絶研修において使用することで、教職員の意識改革を図ります。
- ④ セクハラ等及び体罰実態調査時に、各関係機関が設置する相談窓口を、調査対象となる児童生徒及び教職員に配付しています。引き続き、相談窓口を周知し、ハラスメントの早期発見、根絶に向けた取組を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容(担当課)
セクシュアルハラスメント等及び体罰に関する実態調査	学校におけるハラスメントに関する職員・児童生徒の実態を把握し、効果的にハラスメントを防止し、より良い学校環境を構築するため、実態調査を実施する。 〈教育庁教職員課〉
相談窓口の周知	教職員からセクシュアルハラスメント等を受けた際の相談先として、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」をはじめとする、各種相談窓口を周知していく。 〈教育庁教職員課〉

【現状と課題】

1 高校中退の予防

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の高校の中途退学者は1,883人となっており、一時の減少傾向から増加に転じています。

中途退学の原因は学校生活・学業不適応が最も多く、フリーターやニートなどに繋がっていくことが懸念されているため、退学者数を減らしていくことや学び直しの取組が求められています。

2 高校中退後の支援

高校中退者は様々な悩みを抱えていることが多いことから、高校中退者が次のステップに歩み出せるような継続的なサポートが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 高校中退の予防を図ります。

- ① 学業不振、学校生活への不適応などが原因で中途退学に発展する例が見られるため、悩みを抱えた生徒が早期に相談できる体制を整備します。
- ② スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。
- ③ こどもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、こどもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成します。
また、こどもたちの勤労観・職業観を高め、企業や大学、研究機関等と連携・協働した職場体験活動等を推進します。

2 高校中退後の支援に取り組みます。

- ① ちば地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、就職に向けた各種プログラムの提供を行います。また、若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。
- ② 支援を必要とする生徒や家庭に対して、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。
- ③ 中退したこどもが学び直しの機会を確保できるよう、教育費負担の軽減を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
スクールカウンセラー等配置事業（不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部）（再掲）	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業（教育相談体制の整備）（再掲）	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
教育改革推進事業（キャリア教育の推進）（再掲）	私立小中高等学校におけるキャリア教育の推進を図るため、インターンシップ（就業体験）等を実施する経費を支援する。 〈学事課〉
キャリア教育推進事業（再掲）	高等学校に対し、インターンシップの保険費用、生徒向け講演会・教員向け研修会及び教員の企業訪問旅費を支援します。 子供たちがこれからの社会の変化を踏まえ、主体的に自らの生き方について考え、自己実現を目指せるよう、教員が新しい時代に必要なキャリア教育を実践できる指導力を身に付けるため、中学校・高等学校の進路指導を担当する教員を対象に、これからの社会状況や雇用の状況に詳しい有識者による研修を実施します。 〈教育庁学習指導課〉
ちば地域若者サポートステーション事業（再掲）	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。 〈雇用労働課〉
教育相談事業（不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部）（再掲）	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小（4～6年）・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
公立高等学校学び直し支援金制度（再掲）	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。 〈教育庁財務課、学事課〉
私立高等学校等学び直し支援金（再掲）	

施策の柱Ⅱ ライフステージに応じて支える

3 青年期

大学等の進学や就職など、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を広げる時期



Ⅱ-3-① 高等教育の充実と生涯学習社会を目指した取組の推進

【現状と課題】

青年期は、おとなとして円滑に社会生活を送れるようになるまでの準備期間として、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、進学や就職等に伴う新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付けることが求められます。

また、社会を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、若者が、趣味やスポーツ・文化的活動等を含む、様々な場や機会において学ぶことができ、その成果を生かし、生涯にわたり活躍し続けられる社会の実現も重要となります。

1 高等教育の充実

高等教育の現場において、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な学修を進められるようにすることが求められます。

技術革新により社会が激しく変化する中で、社会を支える人材として必要な知識・技術・技能の習得を目的とした若者の学び直しを支援することにより、生涯にわたって活躍していくことが求められています。

2 生涯学習社会を目指した取組

生涯にわたり、様々な場や機会において、ライフステージに応じた「生涯学習」を行うためには、誰もが情報基盤にアクセスでき、スポーツや文化活動等を行える機会を提供される必要があります。

県立図書館は、知識と情報が飛躍的に重要性を増す知識基盤社会において、中核的公立図書館の役割を担っており、誰もが利用できる、資料の収集や情報の提供などの、図書館サービスの向上が求められています。

また、県立学校体育施設開放事業では、広くスポーツの健全な普及・発展を図ることを目的に実施し、スポーツ活動の場を確保する上で大きな役割を担っており、学校の教育活動を優先しながら、教育施設の有効活用を念頭におき、学校という貴重な資源を地域全体で共有するという考え方を更に広めていくことが求められます。

【施策の方向と具体策】

1 高等教育の充実を図ります。

- ① 産業界や大学等、多様な主体と連携し、各機関等が実施する学習情報の収集・提供などにより学習相談体制の充実を図るとともに、学び直しの動機付けとなる講座の実施等、産業人材としての活躍につながるリカレント教育の機会の充実を進めます。
- ② 次代を担う農業者を育成するため、スマート農業などの教育カリキュラムの強化や施設の大規模改修などにより、県立農業大学校における教育・研修の充実を図ります。
- ③ 就農希望者の確保に向けて、インターンシップ制度の充実や、本県農業の担い手育成の中核機関である農業大学校と、農業関係高校や各種農業団体との連携を進めます。

2 生涯学習社会を目指した取組を推進します。

- ① 県立図書館は、こどもを含めた全ての県民が図書館サービスを利用できるよう、市町村立図書館等(図書館未設置市町村における公民館図書室などを含む)、学校図書館、大学図書館等からなる図書館ネットワークを活用し、支援や連携を行います。また、課題解決支援図書館として、こども・若者を含めた幅広い世代の課題解決支援のため、調査研究に役立つ資料の収集と情報の提供、各種講座などを実施します。さらに、デジタル技術等を利用した手続き・サービスのオンライン化や電子書籍の導入等により、居住地や時間帯を問わず利用できる非来館型サービスや、読書バリアフリーへの対応を進め、誰もが利用しやすい県民サービスの向上を推進します。
- ② 県民の生涯スポーツの推進及び県内のスポーツの普及・振興を図るため、県立学校の体育施設を開放し、県民に広くスポーツをする機会と場所を提供します。また、各開放校の課題・要望等を把握し、「開放校が開放しやすく」「利用者相互が利用しやすい」環境を整備することにより開放を促進し、地域スポーツの推進を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
リカレント教育推進事業	産業界や大学等、多様な主体と連携し、各機関等が実施する学習情報の収集・提供などにより学習相談体制の充実を図るとともに、学び直しの動機付けとなる講座の実施等、産業人材としての活躍につながるリカレント教育の機会の充実を進める。 〈教育庁生涯学習課〉
高等学校と大学の連携の促進	高校生が大学レベルの授業を受講するなどの「高大連携」について、全ての地域の県立高校が取り組むとともに、県立高校に在籍する全ての生徒が大学レベルの講義等を体験でき、高大連携に取り組みやすい環境を整備する。 〈教育庁生涯学習課〉
千葉県立農業大学校（再掲）	農業分野における優れた担い手の育成に向け、実践的な訓練や研修を行う。また、資格取得などのスキルアップを通じて定着の促進を図る。 〈担い手支援課〉
県立図書館活動の充実と振興	県内図書館の中核として、図書館ネットワークを活用した県内図書館等への支援や連携を行い、課題解決支援サービスを実施する。サービスにおいてはデジタル技術等を取り入れることで利便性を向上し、県内全ての県民の生涯学習を推進する。 〈教育庁生涯学習課〉
県立学校の開放の推進	県民の生涯スポーツの推進及び県内のスポーツの普及・振興を図るため、県立学校の体育施設を開放し、県民に広くスポーツをする機会と場所を提供する。 〈生涯スポーツ振興課〉

Ⅱ-3-② 若者の経済的自立と就労支援

【現状と課題】

1 若者の自立・就労支援

厚生労働省によれば、新規学卒者の就職率は9割を超えていますが、令和5年度における新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率は、新規高卒就職者が37.0%、新規大卒就職者は32.3%となっており、とりわけ、規模の小さい事業所や一部の業種においては、さらに離職率が高くなるなど、若年者の早期離職への対応が課題となっています。

令和5年「労働力調査」（総務省）によると、令和5年のいわゆるフリーターは134万人、15歳から39歳までの無業者は76万人、と、不安定な生活を送っている若者が依然多い状態です。

少子化の進展により若年層の労働人口が減少しているなか、若年者の失業率が全年齢層の中でも高くなっています。

また、学卒者をはじめ再就職や転職をしようとする者に対しても、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練が求められています。

2 若者にとって魅力ある地域づくり

新型コロナウイルス感染症拡大による働き方等のライフスタイルの変化を契機として、若者の移住・定住に対する関心が高まっていることから、千葉で実現できる様々なライフスタイルを積極的に発信していくとともに、人々が住み・働き続けていけるよう雇用の場を創出し、地域での定住につなげていくことも必要です。

3 「賃上げ」に向けた取組

若者の経済的基盤の安定を図るためには、企業の成長、賃上げ、消費拡大という好循環を生み出し、持続可能な地域経済を構築していくことが重要です。

賃上げが持続的なものとなるよう、企業において、労務費を含む適切な価格転嫁を進めるとともに、併せて、働き方改革や業務効率化の一層の推進、働き手のスキルアップ等に取り組み、生産性を向上させていく必要があります。

4 様々な分野で担い手となる若者の応援

ものづくり分野や農林水産業においては、次世代を担う人材の育成・確保が急務となっており、これらの産業への新規就業を希望する若者を育成・支援するための取組を推進していく必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 若者の自立・就労を支援します。

- ① 若者一人ひとりの個性や適性に応じて、正社員として仕事に就くまでの支援をワンストップで実施します。また、各種セミナーや若者と企業の交流イベントなど、若者の就労につながる実効性の高い事業を実施します。
- ② 若年無業者の職業的自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、就職に向けた各種プログラムの提供を行います。また、若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。
- ③ 県立テクノスクールにおいて、学卒者や離職者に対し、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施します。また、科目やカリキュラムの内容について適宜見直しを行い、就業に必要な技術、技能の習得を支援します。

2 若者にとって魅力ある地域づくりを行います。

- ① 千葉県への転職や県内就職を希望する若年者等の県内企業への就労を促進するため、県内の仕事や暮らしに関する情報を一元的に収集・提供し、県内企業への就労を支援します。

3 「賃上げ」に向けた取組を行います。

- ① デジタル技術の活用促進に向けた伴走支援を強化するとともに、従業員のリスクリソクへの支援など、賃上げの環境整備に向けた様々な方策に取り組みます。

4 様々な分野で担い手となる若者を応援します。

- ① 県職業能力開発協会において、企業に在職する若年技能者等への実技指導の相談や援助のため、ものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行います。多くの企業等に活用されるよう周知を図ります。
- ② 新規就農者の定着促進を図るため、国の就農資金の交付、新規就農者向け補助金の活用促進、栽培技術と経営能力の向上のための各種セミナーの開催、地域の農業者との交流を促進します。
- ③ 漁業への就業を希望する若者を支援するため、漁業体験や漁業技術研修を実施します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
ジョブカフェちば事業	若者の正社員としての就労を促進するため、「ジョブカフェちば」を運営し、各種就職支援セミナー、個別相談、若者と企業の交流イベントなどの総合的な就労支援を行う。 〈雇用労働課〉
地域しごとマッチング支援事業	県内企業への就労を促進するため、専用ホームページにより求人情報や暮らしの情報等を提供する。 〈雇用労働課〉
ちば地域若者サポートステーション事業	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。 〈雇用労働課〉
県外大学との就職支援協定に基づく県内企業への就職・定着支援	県外大学との就職支援協定に基づき、就職説明会などを通じ、学生の県内企業への就職・定着を促進する。 〈雇用労働課〉
職業訓練校管理費 県立テクノスクールの運営	テクノスクールにおいて、学卒者をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施する。 〈産業人材課〉
移住定住促進事業	東京への近接性や豊かな自然など、様々なライフスタイルを実現できる本県の魅力を発信するとともに、移住相談体制の充実を図ることで、移住・定住に取り組む市町村の支援を行っていく。 〈地域づくり課〉
ちば企業人スキルアップセミナー事業	県立テクノスクールにおいて、中小企業の在職者等を対象に技能向上のための訓練を実施する。 〈産業人材課〉
中小企業デジタル技術活用支援事業	中小企業のデジタル化を推進するため、デジタル技術の導入事例セミナーや人材育成を目的とした実践型研修等を行うとともに、プッシュ型の企業訪問による支援ニーズの掘り起こしや、ITベンダーとのマッチングに向けた伴走支援を実施する。 その他、中小企業等が連携して行うデジタル技術を活用した実証プロジェクトに対して助成する。 〈産業振興課〉
若年技能者人材育成事業（ものづくりマイスター制度）	ものづくりマイスターの派遣による実技指導を中心に、学生生徒を含む若者にもものづくり技能の魅力を発信し、ものづくり分野への就職や企業の人材確保・育成を促すため、ものづくりマイスターの認定、派遣を行う。 〈産業人材課〉
新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）（再掲）	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）及び就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付する。 〈担い手支援課〉
新規漁業者確保定着支援事業（短期漁業技術研修）	漁業者と連携し、漁業就業希望者を対象とした最長5日間の体験漁業を実施する。 〈水産課〉
新規漁業者確保定着支援事業（中期漁業技術研修）	漁業者、千葉県漁業協同組合連合会と連携し、漁業就業希望者を対象とした3か月間の漁業技術研修を実施する。 〈水産課〉

Ⅱ-3-③ 結婚の希望をかなえるための支援

【現状と課題】

結婚は個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観・考え方を尊重することを前提としつつ、若い世代が自らの主体的な選択により結婚を望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが重要です。

一方で、未婚化・晩婚化が進行しており、少子化にも大きな影響を与えています。それらの背景の一つに、若い世代における出会いの機会の減少があり、「いずれ結婚する」ことを希望しながら、「適当な相手にめぐり会わない」などの理由でその希望がかなえられていない状況があります。若い世代が、様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描けることが重要です。

県では、県と市町村で構成する千葉県少子化対策協議会を設置し、広域的な結婚支援のあり方を含め、意見交換等を行っています。国の交付金を活用して、地域の実情に応じて市町村が実施する婚活支援に関する取組を支援するとともに、結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援として、各ライフステージに応じた情報を配信するウェブサイト「チーパス・スマイル」において、市町村が実施する婚活イベントや、独身者向けセミナーなどの情報を配信しています。加えて、将来のライフイベントについて考える機会を提供できるよう、ライフプランニング支援等を実施しています。

また、結婚を希望する方の出会いの場を創出するためには、より効果的な結婚支援事業を展開するなど、個々人の結婚の希望の実現をさらに後押ししていく必要があります。

一方、県が実施した少子化に関する若い世代の意識等調査（令和6年）では、行政が行う婚活支援施策として「婚活とは呼称しない、異業種交流会等の出会いイベントの開催」や「婚活イベントの開催」を求める回答が多く、また、結婚相手との出会いとして「趣味を通じた出会い」を望む回答が最も多い結果となりました。このように、若い世代の様々な出会いの場を創出していくことが求められています。

【施策の方向と具体策】

1 結婚の希望をかなえるための支援を行います。

- ① 国の交付金を活用し、地域の実情に応じて市町村が実施する婚活支援に関する取組を支援します。
- ② 市町村が実施する婚活イベントや、独身者向けセミナーなどの情報を提供します。
- ③ 若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを、希望を持って描けるよう、ライフプランニング支援等を行います。
- ④ 結婚を希望する方の出会いの場を創出するため、市町村等と連携した広域的な結婚支援事業を展開します。
- ⑤ 婚活とは呼称しない、若い世代の出会いの場の創出を検討します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
結婚・出会い支援事業	希望する誰もが結婚できるような結婚支援事業を展開するとともに、若い世代の出会いの場の創出を検討する。〈子育て支援課〉

Ⅱ-3-④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【現状と課題】

1 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ニートやひきこもりをはじめとする、社会生活を営む上で困難を有するこども・若者は、成育過程の中で様々な問題に直面した経験がある場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が相互に影響し合い、困難な状況となっていることから様々な問題を複合的に捉え、継続的かつ包括的に支援をする体制を整えていく必要があります。

こども・若者が、より身近な地域や学校で必要な相談や支援が受けられるよう、年齢階層で支援が途切れることのない相談窓口やネットワークの整備が求められます。

また、行政機関や民間団体、NPO法人等などの関係機関が連携して、支援をスムーズに行えるよう、相談窓口の明確化、周知を図ることが重要です。

国では、ひきこもり支援について、平成21年からひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、都道府県及び指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進め、平成30年4月までに全ての都道府県及び指定都市（67自治体）に設置しました。

本県においては、「ひきこもり地域支援センター」を平成23年10月から設置し、専門の支援コーディネーターを配置し、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり支援にとって必要な情報を広く提供するといった地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担っており、センター及び保健所において、本人や家族からの相談に対応するとともに、支援を希望するひきこもり状態にある本人の自立を促すことで、本人及び家族等の福祉の向上を図っています。

また、国では、ひきこもり支援推進として、「より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくり（相談窓口の設置と支援の充実）」が重要であると示していることから、県においても、市町村の体制整備の支援を継続する必要があります。

2 こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知

令和4年（2022年）の年齢別主要死因では、男性では15～44歳までの死因の第1位が自殺、女性では15～34歳までの死因の第1位が自殺となっています。

悩みを抱えた人は、どのような相談先があるのかを知らない場合も多く、各種相談窓口を周知することが重要です。

【施策の方向と具体策】

1 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実させます。

- ① 千葉県子ども・若者支援協議会において、困難を有するこども・若者の現状や課題を共有するとともに、人材育成支援に努めます。
- ② 一人でも多くの悩みを抱えたこども・若者やその家族の相談に繋がるよう、千葉県子ども・若者総合相談センターの周知を行います。

- ③ 面接相談を効果的に実施し、こども・若者やその家族の悩みを的確に把握し、適切な助言や支援先の紹介を行います。
- ④ 適切な支援機関等が直ちに見つからず、家にこもりがちになっている若者を対象に支援プログラムを実施し、復学や支援機関の利用等に繋がります。
- ⑤ ひきこもり地域支援コーディネーターがひきこもり本人や家族等からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関に繋がります。
- ⑥ 市町村の体制整備の支援を継続し、市町村の市町村プラットフォームと連携し、ひきこもり本人及び家族等の支援を行う体制を整備します。
- ⑦ ひきこもり状態にある本人を対象とした居場所づくりを実施します。
- ⑧ ひきこもりの家族を対象とした家族のつどいを実施します。
- ⑨ ひきこもり状態にある本人や家族、支援者等の理解を深めるため、住民向け講演会を実施します。
- ⑩ 市町村で実施する「サポーター派遣事業」のひきこもりサポーターとして活動することを希望する方に対し、育成・スキルアップのための養成研修を実施します。
- ⑪ 市町村職員に対し、当該事業の充実・強化を積極的に進めるための技術や情報の提供を目的とした研修を併せて実施します。
- ⑫ 千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議及び千葉県若者自立支援ネットワーク協議会における、県内のひきこもり支援に関する庁内外の関係機関（雇用、福祉、生活困窮、児童、精神保健等）との連携体制を活用し、ひきこもり支援に関する支援について協議等を実施します。
- ⑬ 市町村プラットフォーム及びひきこもり支援関係機関による支援体制を整備するため会議を開催します。

2 こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等を周知します。

- ① 全体的対策と個別支援を組み合わせる推進します。
- ② 関係者の自殺対策への理解を進めることで総合的に取り組みます。
- ③ 地域の実情に応じた対策を効果的に進めます。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
子ども・若者育成支援推進事業（子ども・若者支援協議会）	「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体の連携を強化し、困難を有するこども・若者への支援策の検討や人材育成研修等を実施する。 〈県民生活課〉
子ども・若者育成支援推進事業（子ども・若者総合相談センター）	ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者（概ね39歳まで）や、その保護者等がまず初めに相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、こども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。 〈県民生活課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉	
ひきこもり支援推進事業（ひきこもり地域支援センター事業）	相談支援事業	・ひきこもり地域支援コーディネーターがひきこもり本人や家族等からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関に繋ぐ。 ・市町村プラットフォームと連携しひきこもり状態にある本人及びその家族等の支援を行う。〈精神保健福祉センター〉
	居場所づくり事業	・ひきこもり状態の本人を対象とした居場所づくりを実施する。 ・県内市町村で実施している居場所づくり事業の情報や、当事者会や家族の会などから活動している情報を県ホームページ等に掲載し普及啓発を行う。〈精神保健福祉センター〉
	家族会開催事業	ひきこもりの家族を対象とした家族のつどいを開催する（年6回程度開催）。〈精神保健福祉センター〉
	住民向け講演会・研修会開催事業	ひきこもり当事者や支援者等への理解を深めるため住民向け講演会を実施する。〈精神保健福祉センター〉
	サポーター派遣・養成事業	市町村が実施するひきこもりサポート事業のうち、ひきこもりサポーター派遣を行う市町村に登録した対象者に対し、ひきこもりサポーターとして活動を希望する方の育成・スキルアップのための養成研修を実施する。〈障害者福祉推進課・精神保健福祉センター〉
	連絡協議会・ネットワークづくり事業	・千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議及び千葉県若者自立支援ネットワーク協議会における、県内のひきこもり支援に関する庁内外の関係機関（雇用、福祉、生活困窮、児童、精神保健等）との連携体制を活用し、ひきこもり支援に関する支援について協議等を実施する。 ・市町村プラットフォーム及びひきこもり支援関係機関による支援体制を整備するため会議を開催する。 〈障害者福祉推進課・精神保健福祉センター〉
自殺対策推進事業（再掲）	市町村や関係団体が実施する自殺対策事業に対する補助を行うとともに、人材育成のための研修会の実施や各種相談窓口の開設、相談窓口へつながインターネット広告、自殺ハイリスク者である自殺未遂者支援など総合的な自殺対策推進事業を実施する。〈健康づくり支援課〉	

施策の柱Ⅲ 社会全体で子育てを支える

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにします。



Ⅲ-① 社会全体でこどもを育てる環境づくり

【現状と課題】

子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化が求められています。

1 多様な子育て支援サービスの充実

子育て中の保護者の育児相談や、親子で交流を図るための施設、幼稚園の預かり保育など、共働き家庭、在宅育児家庭、ひとり親家庭など、それぞれのニーズに対応した多様な子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

また、地域福祉の推進には、社会福祉制度などの公的サービスだけでなく、住民、ボランティア、NPO等の自主的、主体的な地域活動のほか、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業などの民間組織の力を活用した活動を一層促進していく必要があります。

2 企業等の参画による子育て支援

子育て家庭を孤立させることなく、安心して子育てができる環境の整備、地域福祉の推進には、社会福祉制度などの公的サービスだけでなく、住民、ボランティア、NPO等の自主的、主体的な地域活動のほか、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業などの民間組織の力を活用した活動を一層促進していく必要があります。

3 全ての教育の出発点である家庭教育への支援

身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域とのつながりの変化など、子育てや家庭教育を支える環境が変化し、子育て中の保護者が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっています。

全ての保護者が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供とともに、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となって支援していく必要があります。

家庭教育の支援を行う上では、学校、家庭、地域がそれぞれ相互に協力・協働して、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し、実践していくことが求められます。

【施策の方向と具体策】

1 多様な子育て支援サービスを充実させます。

- ① 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を推進します。
- ② こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業を推進します。
- ③ 延長保育や病児保育など多様な保育ニーズに対応した取組を支援します。
- ④ 子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成します。
- ⑤ 若者が積極的に地域づくりに参画し、その柔軟な発想や若者が主体となった取組により地域に新たな魅力を付加することが、地域の持続や発展に寄与することから、体験学習の充実など、若者の地域への関心を喚起する取組や活動の場となる居場所づくりなどの支援を行います。
- ⑥ 地域連携アクティブスクールでは、中学校で十分力を発揮できなかったものの、高校で頑張る意欲を持つ生徒に、企業や大学など地域の教育力を活用しながら、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、自立した社会人を育てるとともに、きめ細かい教育相談体制により生徒の成長を支える指導の充実を図ります。
- ⑦ 地域連携アクティブスクールにおいて、学校と地域が協働することで、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」など、生徒の成長を支える指導の充実を図ります。
- ⑧ 支援を必要とする児童生徒や家庭に対して、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

2 企業等の参画による子育て支援を行います。

- ① 子育て家庭の経済的負担の軽減と、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図るため、子育て優待カード「チーパス」の提示により、子育て家庭が協賛店舗から各種サービスを受けることのできる「子育て応援！チーパス事業」を実施します。リーフレット等の配布により事業の周知と協賛店の確保に取り組むとともに、県公式LINEアカウントを活用した「チーパス・スマイル」の運用など、利用者の利便性の向上に取り組みます。
- ② 県が行う子育て支援施策への協賛を目的として、事業者が専用デザインの「チーバくん」を活用して行う取組に対し承認等を行い、県全体で子育て家庭を応援する機運の醸成と、県の子育て施策の推進を図ります。

3 全ての教育の出発点である家庭教育を支援します。

- ① 子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域で体制づくりを推進します。
- ② 地域性・地域環境を十分考慮しながら、保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における保護者の

学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の保護者を孤立させないサポート体制づくりを進めます。

- ③ 学校の入学式や保護者会、企業での社員研修等、様々な機会を捉え、保護者の学びの大切さについて広く情報を発信するとともに、学校や地域に家庭教育の重要性を啓発する取組の充実を図ります。
- ④ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を支援します。
- ⑤ より多くの幅広い地域住民等が地域学校協働活動に参画できるように、その基盤としての地域学校協働本部の設置を市町村と連携し促進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
地域・子ども・子育て支援事業	市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 等 〈児童家庭課・子育て支援課〉
病児保育施設整備事業	市町村、社会福祉法人等が行う病児保育施設の施設整備に補助する。 〈子育て支援課〉
子育て支援活動推進事業（再掲）	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。 〈学事課〉
預かり保育推進事業（再掲）	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 〈学事課〉
ボランティアの振興による地域福祉の推進	大学生等のボランティア活動の普及・促進に向けて、県社会福祉協議会と連携して、大学等と協力し、取組を進める。 〈健康福祉指導課〉
地域連携アクティブスクールの充実	県主催の設置校の連絡会議を年2回、設置校主催の研修会を2回実施し、運営方法や取組、成果等を関係校が共有し、課題解決や充実に資する。 〈教育政策課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
スクールカウンセラー等配置事業 (再掲)	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談事業(再掲)	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。〈教育庁児童生徒安全課〉
子育て応援!チーパス事業	子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等様々なサービスを受けられる子育て優待カード「チーパス」の周知を行い、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。〈子育て支援課〉
「チーバくん」を活用した子育て応援事業	専用デザインの「チーバくん」を活用した商品の売上等の一部を事業者から協賛金として受け入れ、県の子育て応援事業に活用する。 〈子育て支援課〉
家庭教育リーフレット活用事業	発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、家庭の教育力向上を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
ウェブサイト 「親力アップ!いきいき子育て広場」の運営	家庭教育支援や子育て支援に取り組む課と連携し、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載するウェブサイト「親力アップ!いきいき子育て広場」の充実により、個々の家庭の親力向上を目指す。 〈教育庁生涯学習課〉
家庭教育支援チーム設置推進事業	家庭教育支援チームの本来の目的(①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援)を重視し、保護者の孤立化防止、子を持つ保護者が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。 〈教育庁生涯学習課〉
家庭教育支援事業	保護者による家庭での教育を支援するため、学校を通じた情報提供やウェブサイトによる情報発信などの充実を図る。また、子育て中の保護者を孤立させることのないよう家庭教育支援に必要な人材の育成を図るとともに、家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進める。 〈教育庁生涯学習課〉
学校から発信する家庭教育プログラム	自主的な学習機会への参学習機会への参加が難しい家庭や子供の教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭の教育力家庭教育支援プログラムを作成し、活用の促進を図る。〈教育庁生涯学習課〉
企業における家庭教育支援講座	県内企業と連携して、働く父親・母親に向けた家庭教育支援を行うため、社員研修の場を利用した子育て支援講座の開催の働きかけや講座への講師派遣を行う。 〈教育庁生涯学習課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
地域とともにある 学校づくり推進支援 事業	学校の教育活動に地域住民や社会人が参画する機会を促進するため、 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等の学校と地域を結ぶ ための人材の育成・拡充を図るとともに、地域学校協働本部の設置を 支援する。 〈教育庁生涯学習課〉

Ⅲ-② 共育での推進

【現状と課題】

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共育を推進する必要があります。

令和元年に県が実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」では、乳児・幼児の世話やこどもの学校行事などへの参加を「主に妻が行う」と回答した方が最も多く、依然として子育ての中心的な役割は母親が担っています。

母親の育児の負担感や孤立感を軽減し、ゆとりある子育て環境をつくるためにも、男女共同参画意識を醸成し、男性が自ら家事・育児を行うなど、男女が協力して子育てに関わり、ともに責任を負う社会の構築が重要です。

また、安心してこどもを生み育てられる社会をつくるためには、働きやすい職場環境づくりを推進し、仕事と生活のバランスがとれた働き方の実現を目指していくことが大切です。

国の調査によると、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は令和2年から令和5年の間、ほぼ横ばい（令和5年は8.4%）であり、年次有給休暇取得率についても、令和4年は62.1%と過去最高の数値となっている一方で、政府目標である70%とは依然乖離がある状況です。

このような状況に対して、県内企業の働きやすい職場環境づくりの推進に向け、法令に基づいた適切な労務管理や長時間労働の是正、仕事と子育てなどが両立しやすい多様な柔軟な働き方の導入など、各企業に応じた支援を行っていく必要があります。

特に中小企業は大企業に比べて、人材やノウハウが不足しているなどの課題があることから、県内中小企業に対する支援の充実を図る必要があります。

男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、こどもを安心して育てやすい社会を構築するためには、企業や働く人々の意識啓発や育児休業の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを推進する必要があります。

【施策の方向と具体策】

- ① 共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、職場・学校・地域・家庭など社会のあらゆる場において、性別による固定的役割分担意識の解消や、多様な柔軟な働き方の推進など、幅広い男女共同参画意識の普及・啓発事業を行います。
- ② 企業経営者や人事労務担当者に対し、働きやすい職場環境づくりに向けた周知啓発を行うとともに、働き方改革等に取り組む中小企業にアドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせた支援を行います。また、仕事と生活の両立支援や働きやすい職場環境づくりに向けた取組を積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。国（千葉労働局）、市町村、企業・経営者団体等と協力体制を構築して取組を促進します。
- ③ 企業経営者、人事労務担当者、一般県民向けに労働関係法の基礎知識などの周知・

啓発を行います。賃金、解雇、労働時間等の様々な労働問題に対して、労働相談業務を通じて専門家による労働法に基づいたアドバイスを行います。

- ④ 男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心してこどもを産み育てやすい社会を構築するため、企業や働く人々の意識改革や、育児休業の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを推進します。結婚、妊娠、出産などのライフステージの変化により大きな影響を受ける女性が活躍しやすい環境づくりのため、企業・県民の意識啓発を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
男女共同参画推進事業所表彰の実施	働く場における男女共同参画を促進するため、積極的な取組を行う県内事業所を表彰し、優良事例として広く紹介する。〈多様性社会推進課〉
千葉県男女共同参画推進連携会議（再掲）	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組を促進するため、官民が協働し、異業種交流会などにより、情報交換や研修会等を実施する。〈多様性社会推進課〉
男女共同参画地域推進員事業（再掲）	県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。〈多様性社会推進課〉
男女共同参画センターにおける学習研修事業（再掲）	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。〈多様性社会推進課〉
男女共同参画センターにおける県民フェスタの開催（再掲）	社会経済情勢の変化に対応したテーマを設定し、講演会等を実施するほか、民間団体や、地域で活躍する女性、大学によるワークショップ等を実施し、県民が楽しみながら男女共同参画への理解を深め、民間における取組促進を図る。〈多様性社会推進課〉
多様な働き方推進事業	働きやすい職場環境づくりを推進するため、働き方改革等に関するセミナーの開催やポータルサイトの運営等を通じて周知・啓発を行うとともに、中小企業にアドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせたアドバイス等を行うなど、企業の取組を支援する。〈雇用労働課〉
労働大学講座の開催	県内の労働者、使用者及び一般県民に対して、基本的な労働法知識等の普及・啓発を図るため労働大学講座を開催する。〈雇用労働課〉
労働相談事業	県内の労働者及び使用者を対象として、賃金、解雇、労働時間等の労働問題に関する労働相談を行うことにより、労使関係の安定、適切な労務管理の促進等を図る。〈雇用労働課〉

Ⅲ-③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状と課題】

子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因等の調査でも「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担が上位に來ていることから、これらの負担を軽減し、保護者等の経済的事情に関わらず、進学先を選択できるようにすることが必要です。

また、子育てにかかる費用について、助成制度の充実等により負担の軽減を図るとともに、これらの制度について容易に情報が得られることが重要であり、必要な支援制度を知らない・手続が分からない、支援に関する情報が届かない・アクセスできない家庭に対して、積極的に情報提供を行うことも必要です。

1 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減

支援に当たっては、乳幼児期から社会的自立に至るまで、こどものライフステージに応じて切れ目なく継続していく必要があり、様々な主体による様々な支援が有機的に連携していくことが重要です。

幼児教育・保育については、令和元年10月から無償化が開始され、3歳から5歳までの全てのこどもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもについて、幼稚園、保育所、認定こども園の保育料等が上限まで無償となるほか、保育を必要とするこどもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となっています。

また、児童手当については、令和6年10月から国のこども未来戦略で示された『こども・子育て支援加速化プラン』に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③第3子以降の多子加算の増額、④年6回への支給月の拡充が実施されました。

さらに、県立学校においては、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対して、医療費・学校給食費を援助（医療費については学校保健安全法により要保護・準要保護を、学校給食費については学校給食法により要保護のみ援助）していますが、支援対象となる県立学校の要保護・準要保護児童生徒数は例年同数程度で推移し、ほぼ横ばいとなっています。

支援情報等をより効果的に発信し、制度利用のための手続へつないでいく方策を検討していく必要があります。

2 高等教育費の負担軽減

令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が開始し、要件を満たす大学等に通う住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学生等については入学金・授業料が援助又は減免となるほか、給付型奨学金制度の拡充が行われています。

また、看護師、保健師、保育士などを目指す学生に対して学資を貸し付けて、修学を容易にしています。

高等教育の就学支援など、将来を切り開いていくために必要な支援制度について、早期

に情報提供していくことで、こども自身が諦めることなく夢に向かって学び、挑戦する意欲を失わないようにしていく必要があります。

3 医療費等の負担軽減

市町村が実施する子ども医療費助成事業に対しては、こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、県において助成を行っています。

助成制度が漏れなく利用されるためには、利用の仕方や制度そのものについての周知を図ることが重要です。

【施策の方向と具体策】

1 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担を軽減します。

- ① 私立幼稚園の保育料や保育を必要とするこどもの一時預かり事業及び認可外保育施設等の利用料を給付します。
- ② 認可外保育施設等の情報について、県ホームページ等により周知します。
- ③ 経済的理由により修学が困難な生徒に対しては、学費の減免等による支援を行います。
- ④ 生徒の修学上の負担軽減を図るため、私立学校への助成を行います。
- ⑤ 経済的な理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給します。
- ⑥ 家庭等における生活の安定を図るとともに、児童の健やかな成長を支援するために、児童手当を支給します。
- ⑦ 学校保健安全法に基づき、県立中学校・県立特別支援学校の要保護・準要保護児童生徒の学校病治療に関する医療費を援助します。
- ⑧ 県立中学校・県立特別支援学校の要保護・準要保護児童生徒への医療費・給食費援助については、年度当初や転入時に学校から積極的に支援情報等を周知します。

2 高等教育費の負担を軽減します。

- ① 高等教育の修学支援制度の機関要件を確認した県所管の学校について、県ホームページ等により周知します。
- ② 県内外の看護師等学校養成所に在学する者に対して、学資を貸し付けて修学を容易にするとともに、卒業後に県内において看護師等の業務に一定期間従事した場合にその返還を免除します。
- ③ 社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設及び保育士養成施設に在学する者に対して修学資金の貸付を行い、卒業後1年以内に登録し、県内の施設等で対象業務に一定期間従事することで貸付金の返還を免除します。

3 医療費等の負担を軽減します。

- ① 市町村が実施する子どもの医療費助成に要する経費への助成を継続します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
子育てのための施設等利用給付	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 〈学事課〉
小・中学生の就学援助制度（学用品費等）	援助が必要な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施する。 （学用品等） 〈教育庁財務課〉
私立学校経常費補助（再掲）	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 〈学事課〉
私立小中学校家計急変世帯授業料軽減事業（再掲）	私立小中学校等が家計急変の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対して授業料減免措置を行った場合、その経費を助成する。 〈学事課〉
高等学校等就学支援金（私立高等学校）（再掲）	私立高校生等に対し、家庭の教育費負担の軽減を図るため、授業料の一部を助成する。 〈学事課〉
学び直し支援事業（再掲）	高等学校等を中途退学した者が再び千葉県内の私立高等学校等で学びなおす場合、授業料の支援を行う。 〈学事課〉
私立高等学校等奨学のための給付金事業（再掲）	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の補助者に対して、給付金を支給する。 〈学事課〉
私立高等学校等授業料減免事業、私立高等学校入学金軽減事業（再掲）	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部または一部を補助する。 経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。 〈学事課〉
私立専門学校入学金・授業料減免補助事業	低所得世帯の生徒であっても、専門学校への進路意識や強い学びの意欲がある者に対し、学校が授業料・入学金の全部又は一部を免除する場合、その経費を補助する。 〈学事課〉
千葉県要保護準要保護就学援助費事業・制度（再掲）	県立中学校・県立特別支援学校の要保護・準要保護児童生徒の学校病治療に関する医療費・学校給食費を援助する。 〈教育庁保健体育課〉
児童手当制度の実施	次代を担う児童の健やかな成長を支援するため、高校生年代までの児童を養育している父母等に手当を支給する。 〈子育て支援課〉
保健師等修学資金貸付事業	県内外の看護師等学校養成所に在学する者に対して、学資を貸し付けて修学を容易にするとともに、卒業後に県内において看護師等の業務に一定期間従事した場合にその返還を免除することにより、県内における看護職員の充足に資する。 〈医療整備課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
千葉県介護福祉士 修学資金等貸付	社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設及び実務者研修養成施設に通う方や離職した介護職員等に対し修学資金の貸付を行う。 〈健康福祉指導課〉
保育士修学資金等 貸付事業（再掲）	保育士の資格取得を目指す学生への修学資金、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料の貸付を行う。 〈子育て支援課〉
生活福祉資金貸付 制度（教育支援資金） （再掲）	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため子どもの疾病に係る医療費について市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。 〈児童家庭課〉

Ⅲ-④ひとり親家庭等への自立支援の推進

【現状と課題】

ひとり親家庭は、経済的に困窮している世帯が多く、実に44.5%が貧困状態にあります。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、時間的余裕がなく、親子で心穏やかに過ごす時間を持っていない状況となることが危惧されます。特に、小さなこどもを持つ家庭では子育ての負担が大きく、そのため短時間就労や自宅に近い職場を選ばざるを得ず、結果的にパートやアルバイトなどの不安定な雇用形態に頼らざるを得ないことが多く見られます。

このような状況を改善し、生活の安定と自立を支援するためには、就労支援をはじめとする経済的支援や、育児と仕事の両立をサポートする体制が不可欠です。

ひとり親家庭の親が将来に向けて経済的に自立するためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められます。そのため、必要なサービスに効果的につなげるための相談支援体制の充実も重要です。

さらに、仕事や子育てに追われているひとり親には、自身の健康や、ワーク・ライフ・バランスを考える余裕がないだけでなく、心身の負担を軽減する支援も必要としています。

また、こどもはその成長過程において家庭環境に大きく依存します。こどもが健やかに成長するためには、家庭の経済的自立が支えとなることはもちろん、親が心の余裕を持ち、家庭内で安定した環境が保たれることが重要です。加えて、こども自身が将来の可能性を自由に選択できるためには、学習の支援や社会的なつながりをサポートし、環境を整える支援が必要です。

1 子育て・生活支援

(1) 家事・育児等を含む生活支援

就学や疾病等の事由により日常生活を営むのに支障が生じている家庭への生活支援が必要です。

ひとり親家庭では、生活の維持と子育てを同時に行わなければならないことから、日中働いている時間、急用や仕事の都合、病気に罹患したときなどにこどもを預かってもらう支援が必要です。

また、ひとりで子育てをしているため、生活での余裕のなさや、こどもとの関係などによるストレス等、育児疲れ等の問題が軽いうちにケアをする必要があります。

(2) 住まいに関する支援

ひとり親家庭は世帯収入が低いことに加え、生活に要する支出のうち、住居費などの固定費の割合が高い等の理由により、生活が困窮している場合があります。

こうした要因により経済的な問題を抱えるひとり親家庭については、公営住宅へ入居することにより、住居費の軽減が図れることから、ひとり親家庭への公共住宅の入居制度の周知を図るとともに、優先的な入居の実施を推進していく必要があります。

(3) 施設での支援

夫からの暴力や住宅事情、経済的な困窮状況等の理由で母子が福祉に欠ける状況に陥ることがあり、そうした親子を保護し、自立に導くための生活支援を行う施設が必要です。

(4) こどもの居場所づくり

ひとり親家庭の子が精神的、身体的に健やかに成長していくために、安心・安全な居場所づくりと併せ、体験活動や様々な世代と交流できるような取り組みを推進していく必要があります。

(5) こどもの学習支援

ひとり親家庭は経済的な問題を理由に塾等へ通わせることができない家庭もあり、ひとり親家庭の子は他の世帯の子に比べ学校以外の学習の機会が少ないことがあります。また、こどもが自身の進路を決める際に、家庭の経済状況を理由に、希望する進学をあきらめてしまうことがあります。

こどもの権利を擁護する観点から、個々の家庭環境によらず、学習機会を与えることは重要であり、将来の貧困を防止するためにも、教育費の負担軽減や学力向上等のこどもに届く学習支援が必要です。

(6) 支援体制の充実

離婚前後において、幅広い心配事を抱える方が相談できる機関があることを周知する必要があります。

ひとり親家庭に対する支援においては、こどもの成長や親の高齢化など、生活環境の変化に応じて相談者の不安を聞き、適切な支援を実施する必要があります。

ひとり親家庭では、生計の維持や子育てに追われるため、支援情報の収集や支援手続きの実施に十分な余裕がない場合が多く見受けられます。

このため、母子・父子自立支援員が中心となり、家庭児童相談員、民生委員・児童委員等と連携して、ひとり親家庭に寄り添った支援体制を整備する必要があります。

2 就業支援

ひとり親家庭の中で、約9割がすでに就業していますが、特に働いている母子家庭の母については、約4割がパート・アルバイト等であり、そのうち1割程度は就業時間が一定ではないなどの不安定な雇用形態で働いています。

母子世帯の母の平均年間収入は272万円であり、一般世帯の平均年間収入689万円、父子家庭の父の平均年間収入の518万円と比較しても約半分にとどまっています。これは母子家庭の母が働いてもなお低所得であることを示しており、不安定な雇用形態であるため、少しの収入減や支出増が生活全体に影響を及ぼしやすいのが実情です。

こどもが成長するにつれて、塾や学費などの教育に係る費用が増加することから、経済的に安定した就労収入を得ることが重要となります。ひとり親家庭が経済的に自立し、こどもや自身のライフステージの変化に合わせた転職・就労ができるよう、学びなおしの機会や資格取得のための支援等、個々の事情に応じた就労支援体制を整備する必要があります。

3 養育費確保支援

(1) 養育費の確保

養育費は、離婚後の夫婦が未成年の子に対する扶養義務に基づいて負担するもので、法律によって支払い義務があります。この支払い義務は「生活保持義務」と呼ばれ、こどもには、自分の生活を保持するのと同程度の生活を維持させることが求められています。養育費は離婚前に必ず取り決めを行うべきものであり、支払われるべきですが、実際には離婚前に養育費を取り決める人や、取り決め通りに支払いを行う人は少なく、その結果としてひとり親が経済的困窮に陥る要因となっています。

離婚調停時に養育費の取り決めを行わなかったり、取り決めに従ったが支払いを受けられない場合には、相談支援が必要です。また、民法第766条では、親はこどもとの交流や養育にかかる費用を分担する際に、こどもの利益を最優先に考慮しなければならないと規定しています。しかし、実際には離婚した当事者同士が合意形成を図る過程で、親子交流や親権の確保に関する衝突が生じることが多く、その結果、養育費が不請求となったり、非常に低額での合意がなされることがあります。このように、養育費の支払いが離婚合意の取引材料とされるケースも見受けられます。

こうした合意形成のプロセスは、親からの扶養を受けることがこどもの権利であるという視点を欠く要因となり得ます。そのため、こどもの権利を確保するためにも、経済的な問題の解決に向けた、正しい養育費の確保に関する知識の普及・啓発をしていく必要があります。

(2) 親子交流支援

両親の離婚は、こどもにとって精神的に大きな負担となり、発達段階に応じて、身体的な不調や不安定な言動等の一時的な影響から、人格形成や対人関係の持ち方など将来的に重大な影響を及ぼすことがあります。

こどもが身体的にも精神的にも健やかに成長し、社会で活躍し、いきいきとした幸せな人生を送っていくためにも、離婚による精神的な負担を軽減することが重要です。

複雑な事情を抱えるこどもへの配慮と併せ、こどもの気持ちを尊重し、実施については専門家の意見も交えながら支援していくことが必要です。

4 経済的支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童扶養手当や自治体ごとの支援制度を受けられるように、さまざまな機会を活用して制度の周知を図る必要があります。また、経済的余裕がないひとり親家庭にとって、こどもの進学や転居など一時的に多額の費用が必要な際には、低利で利用できる貸付が求められます。そのため、母子父子寡婦福祉資金制度について周知を進め、適正な利用を促すことが重要です。

さらに、ひとり親家庭の経済的負担と精神的不安を軽減するため、県内市町村が行っているひとり親家庭等への医療費助成制度に対して補助を行っています。これらの取り組みを通じて、ひとり親家庭がより安定した生活を送れるよう支援していくことが必要です。

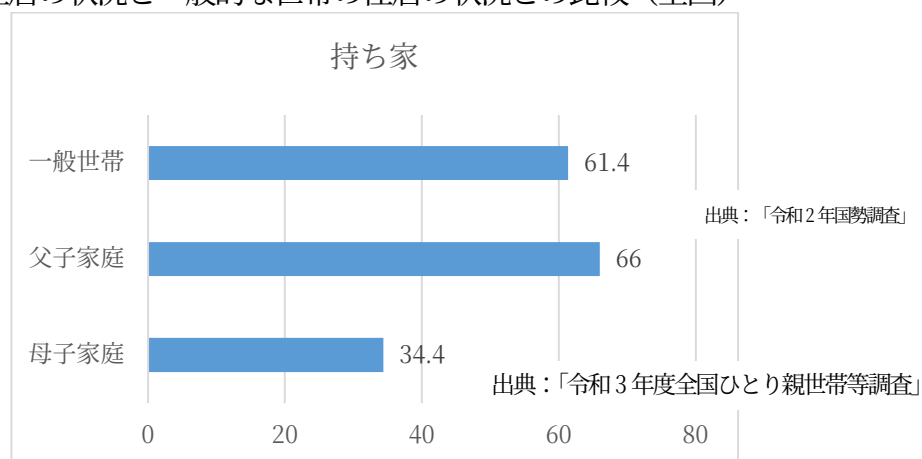
(関連データ)

○母子家庭・父子家庭の現状

		母子世帯	父子世帯
1 世帯数		119.5万世帯	14.9万世帯
2 ひとり親になった理由		離別 79.50%	69.70%
		死別 5.30%	21.3%
3就業状況		86.3%	88.1%
	就業者のうち 正規の職員・従業員	48.8%	69.9%
	うち 自営業	5.0%	14.8%
	うち パート・アルバイト	38.8%	4.9%
4 平均年間収入（母または父自身の収入）		2 7 2 万円	5 1 8 万円

出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

○ひとり親家庭の住居の状況と一般的な世帯の住居の状況との比較（全国）



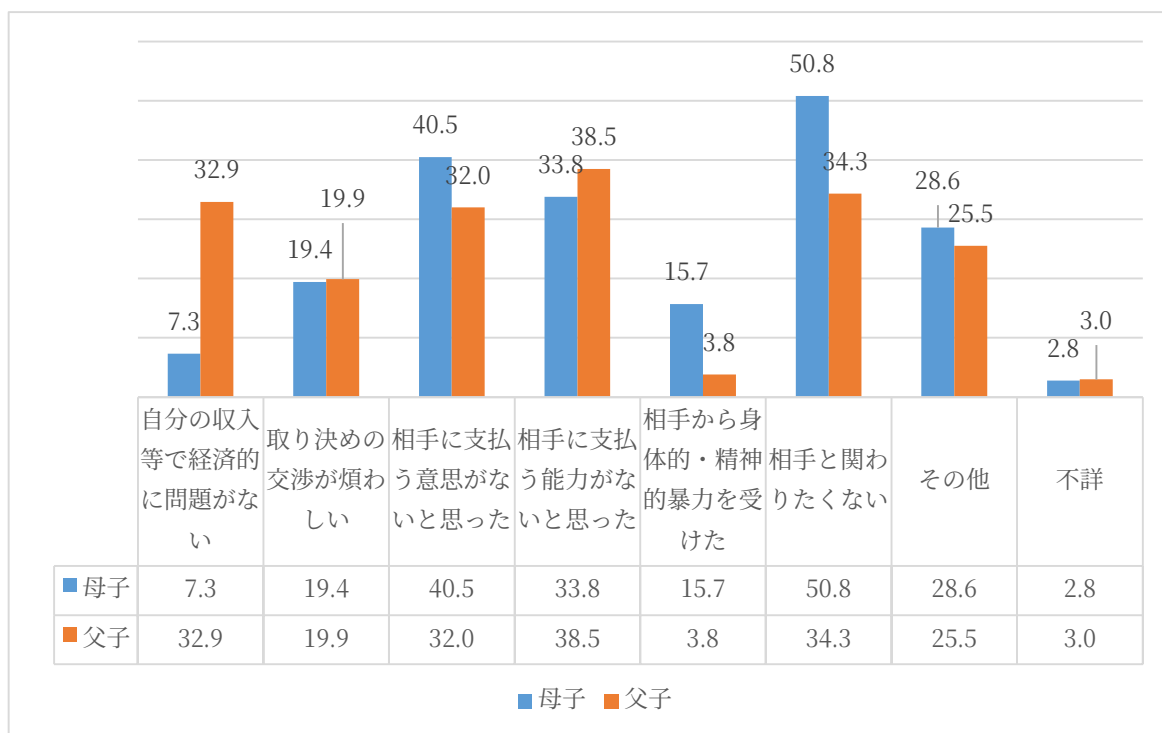
○養育費の受給状況（全国）

養育費	母子家庭	父子家庭
取り決めをしている	46.7%	28.3%
現在も受給している	28.1%	8.7%

出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

※ 養育費の取決めをしている世帯で見ると、「現在も受給している」は、母子家庭で57.7%、父子家庭で25.9%である。

○養育費の取決めをしていない理由（複数回答）



出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

【施策の方向と具体策】

1 子育て・生活支援に取り組みます。

(1) 家事・育児等を含む生活支援

- ① ひとり親家庭が就学や疾病、就業等により生活援助、保育等のサービスが必要となった際に家庭生活支援員等による支援を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。
- ② 急用があった場合や、育児に係る心身の負担軽減のための一時預かり事業や、乳幼児・小学生等の児童を子育てしている方を地域で支援し合えるよう相互に援助する事業を推進します。

(2) 住まいに関する支援

- ③ ひとり親家庭へ公営住宅の入居制度を広く周知し、応募を促すとともに、公営住宅を運営している県内の事業主体に、ひとり親家庭の優先的な入居の実施を働きかけます。
- ④ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行い、生活の安定と自立の促進を図ります。

(3) 施設での支援

- ⑤ 母子生活支援施設において、保護した方の自立の促進のためその生活を支援し、退所後の相談その他の援助を行います。

- ⑥ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供その後の養育に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行います。

(4) こどもの居場所づくり

- ⑦ 放課後児童クラブ等による基本的な生活習慣の習得や、放課後子供教室等と一体的、あるいは連携した様々な体験活動や学習支援を行うなど、こどもが楽しみながら、生活習慣、学習習慣を習得できるよう支援を行います。
- ⑧ 各地域におけるこども食堂の活動が円滑に実施されるように、各地域において、こども食堂の立上支援や、食材等の物資・ボランティア・寄附金の受入調整等を行うこども食堂のための地域ネットワークの構築や運営を支援します。

(5) こどもの学習支援

- ⑨ ひとり親世帯向けのこどもの生活・学習支援事業については、生活困窮世帯向けのこどもの学習・生活支援事業や放課後子供教室などと連携することで学習支援の場の拡充を図ります。また、受験料や模試費用の補助を通じて、進学へのチャレンジを後押しします

(6) 支援体制の充実

- ⑩ 離婚前後において、これからひとり親として子育てをしていく不安や悩みを相談できる機関があることを広く周知します。
- ⑪ ひとり親家庭が抱える問題を的確に把握し、必要な支援機関に適切につなげられるよう、相談・支援に携わる職員を対象に、専門的な支援が提供できる人材育成を重視し、関連業務との連携を強化する研修を実施します。
- ⑫ 福祉をはじめとする各種制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人など、個人や世帯が抱える福祉ニーズに対応した包括的な相談支援を行います。

2 就業支援を推進します。

(1) 就労支援の推進

- ① 就職や転職を希望しているひとり親家庭の親に対して、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援と併せハローワークやマザーズハローワーク（コーナー）との連携を強化し、就労に結び付ける取り組みを行います。
- ② ひとり親家庭の親の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラムの策定を行い、自立した後も生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施することに加え、ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発を支援するため、自立支援教育訓練給付金を支給し自立した状況を継続できるよう支援を行います。

(2) 就職に有利かつ実践的な資格取得の推進

- ③ 就職等に有利な資格取得のための講座を開催します。
- ④ ひとり親家庭の父母が就職を容易にするために看護師等の資格取得を目指す際、その受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得をより容易にするための支援を行います。

- ⑤ ひとり親家庭の学び直しを支援することで、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格を目標とした講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

3 養育費確保支援を実施します。

(1) 養育費の確保

- ① 養育費の取決めについては、法律による専門的な知識が必要なことから、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による離婚前相談や、移動相談会を実施します。
- ② 離婚を考える父母又は母子家庭の母もしくは父子家庭の父に対し、養育費の取決めに係る公正証書の作成や保証会社の保証契約で負担した経費の一部を助成します。
- ③ 正しい養育費の知識を普及啓発し、必要な家庭が養育費を受け取れるよう支援を行います。

(2) 親子交流

- ④ 親子交流は、こどもが身体的にも精神的にも健やかに成長するうえで重要なことから、実施の支援を推進するとともに、普及・啓発を行います。
- ⑤ 親子交流はこどもに大きな影響を与えることから、面会交流支援員が、こどもの気持ちに配慮しながら支援を行い、適切な面会交流となるよう支援を実施します。

4 経済的支援を実施します。

(1) 給付金事業や減免制度等の周知

- ① ひとり親になったことによる世帯収入の減少に係る支援として、児童扶養手当制度等の給付金事業をはじめ、自治体ごとの公共料金などの減免制度を受けられるようリーフレットなどにより制度の周知を図ります。

(2) 福祉資金貸付制度の周知

- ② こどもの進学等に伴う修学資金をはじめ、失業中の生活を安定させるための生活資金や引っ越しのため住宅の貸借に必要な転宅資金など、生活が不安定なひとり親家庭の自立に向け、無利子または低利子の貸付事業を実施します。
- ③ さらに周知に向け、ホームページの記載の見直しや、パンフレット設置個所を増やすとともに、市町村や健康福祉センターの窓口を通じて適正に案内が行われるよう働きかけます。

(3) ひとり親の医療費助成

- ④ 18歳の年度末の児童を持つ母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童（父母のいない児童を含む）が保険医療給付を受けた場合、自己負担額から一部本人負担額を控除した額を助成します。

(4) その他の経済的支援の周知

- ⑤ 他の団体等で行う支援についてもホームページやパンフレットでの周知を図るとともに、健康福祉センターや市町村の窓口での案内が行われるよう働きかけます。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
1 子育て・生活支援	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、こどもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。 〈児童家庭課〉
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日にならずに家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等生活向上事業 (ひとり親家庭生活支援事業)	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。 〈児童家庭課〉
県営住宅の入居抽選における特枠世帯への優遇制度	県営住宅の入居に関する抽選について、母子及び父子世帯等を、特枠世帯の一つとして一般世帯よりも当選確率が高くなるよう配慮する。 〈住宅課〉
母子生活支援施設の入所	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供その後の養育に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。 〈児童家庭課〉
千葉県こども食堂サポートセンター事業	こどもに無料又は安価で食事や団らんの場を提供することも食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等生活向上事業 (こどもの生活学習支援事業)	こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。 〈児童家庭課〉
母子・父子自立支援員による相談の実施	ひとり親家庭の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
中核地域生活支援センター事業 (再掲)	こども、障害者、高齢者等、誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすことができる社会を実現するため、24時間365日体制で、福祉をはじめとする各種制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人など、「地域で生きづらさを抱えた人」の相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを、県内13か所に設置・運営する。〈健康福祉指導課〉
母子父子自立支援員研修の実施	相談・支援に携わる職員を対象に、ひとり親家庭の抱える問題を各自治体各自治体内の関連業務を結びつけるための連携を強化する研修を行う。〈児童家庭課〉
生活保護や生活困窮者自立支援を担当する職員等に対する研修の実施(再掲)	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の資質の向上のための研修を実施する。〈健康福祉指導課〉
2 就業支援	
母子家庭等就業・自立支援センター事業	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。〈児童家庭課〉
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の自立に向けて、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた支援プログラムを策定し、支援状況をフォローする。プログラムにより自立した後もアフターケアを実施し、自立した状態を維持できるよう支援を行う。〈児童家庭課〉
母子家庭等自立支援給付金事業	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。〈児童家庭課〉
高等職業訓練促進給付金	ひとり親の就職の際有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間について、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。〈児童家庭課〉
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 【住宅支援資金貸付事業を含む】	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 ・入居している住居の家賃の実費の一部について貸付を行う。〈児童家庭課〉
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講するひとり親家庭の親及びその児童に対して、開始時給付金、修了時給付金及び合格時給付金を支給する。〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
3 養育費確保支援	
千葉県養育費履行確保支援事業	養育費の不払いはひとり親家庭の生活困窮の一因となっているため、公正証書の作成手数料、養育費保証契約の初回保証料について支援を行う。 〈児童家庭課〉
母子家庭等就業・自立支援センター事業 (養育費等支援事業)	母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。 〈児童家庭課〉
母子家庭等就業・自立支援センター事業 (親子交流支援事業)	適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。 〈児童家庭課〉
4 経済的支援	
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。 〈児童家庭課〉
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、修学資金等の貸し付けを行う。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成を行う。 〈児童家庭課〉

第5章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

この計画を着実に実施するため、以下の体制のもと、推進していきます。

○ 県における推進体制

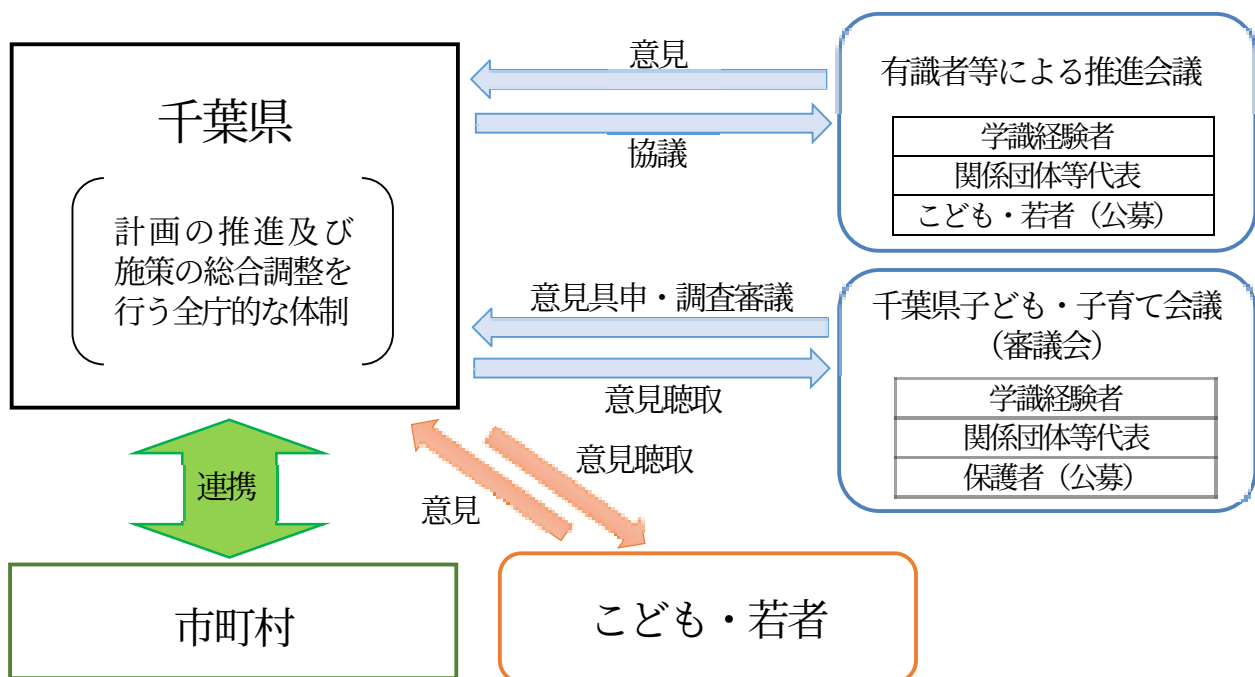
全庁的な体制のもとで、計画の推進及び施策の総合調整を行います。

○ 有識者等による推進会議

こども・若者施策に係る学識経験者や関係団体の代表者及び公募によるこども・若者等から成る「有識者等による推進会議」において、専門的な見地や、当事者から幅広く意見や助言をいただき、計画を推進します。

○ 千葉県子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議します。



2 こども・若者の意見聴取

こども基本法においては、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務づけられています。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会を作るとともに、意見を持つための支援を行い、様々な工夫を積み重ねながら、意見聴取に取り組んでいきます。

3 進行管理

毎年度、計画に掲げる県の施策の実施状況などを点検・評価の上、公表します。

また、計画3年目（令和9年度）を目安として見直しを行うほか、社会情勢の変化等により実態とのかい離が生じた場合においては、必要に応じて見直しを実施していきます。

4 市町村、関係機関等との連携

こども・若者施策は、児童福祉、母子保健、教育、生活環境等の分野にまたがるものであり、県と市町村が連携・協働して、県民をはじめ、関係機関、団体、民間事業者等と一体となって取り組むことが重要です。

第6章 施策推進の目標

本計画を着実に実施するため、施策の目標項目を設定しました。これらの目標を達成するため、取組を推進していきます。

I 全てのこども・若者を支える

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
1	県内児童生徒のこどもの権利 の認知度 (聞いたことがある割合)	77.6% (R6年度)	増加	

2 自分らしく生き抜く力の育成

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
2	ちば・うみやま保育認証 団体数	106団体 (R6年度)	260団体	
3	生徒の卒業段階における 英語力 (中学生：CEFR A1レベル) (高校生：CEFR A2レベル)	中学生 53.7% 高校生 45.9% (R5年度)	中学生 60.0% 高校生 60.0%	
4	国体入賞	天皇杯7位入賞 皇后杯10位入賞 (令和4年度)	天皇杯上位入賞 皇后杯入賞	
5	(小・中学校) 外国人児童生徒等に対して 必要な支援が実現できている 市町村教育委員会の割合	73.0% (R6.8)	100%	
6	(高校・特別支援学校等) 外国人生徒等に対して必要な 支援が実現できている 県立学校の割合	86.5% (R6.8)	100%	
7	ちばバリアフリーマップ 掲載施設数	2,097 (令和5年度)	2,319	

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
8	乳児死亡率 (出生千対)	2. 1 (令和5年)	1. 7 (令和11年)	
9	乳幼児(5歳未満)死亡率 (出生千対)	0. 55 (令和5年)	0. 44 (令和11年)	
10	小児(15歳未満)死亡率 (出生千対)	0. 23 (令和5年)	0. 16 (令和11年)	

4 こどもの貧困対策

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
11	困窮層(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如のうち2つ以上該当)の割合 (ひとり親世帯)	31. 5% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
12	困窮層(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如のうち2つ以上該当)の割合 (こどもがある全世帯)	9. 7% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
13	周辺層(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如のうち1つ該当)の割合 (ひとり親世帯)	23. 8% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
14	周辺層(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如のうち1つ該当)の割合 (こどもがある全世帯)	12. 8% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	

1 生活の安定に資するための支援

15	電気、ガス、水道料金の未払い経験 (ひとり親世帯)	電気料金 8. 5% ガス料金 7. 5% 水道料金 9. 3% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
16	電気、ガス、水道料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	電気料金 3. 7% ガス料金 3. 1% 水道料金 4. 1% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
17	食料又は衣服が買えない経験 (ひとり親世帯)	食料が買えない経験 31.9% 衣服が買えない経験 42.0% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
18	食料又は衣服が買えない経験 (こどもがある全世帯)	食料が買えない経験 16.6% 衣服が買えない経験 22.0% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
2 教育の支援				
19	生活保護世帯に属するこどもの 高等学校等進学率	90.4% (令和5年3月卒業生) ※2	県全体の高等学校 等進学率に 近づける。	
20	生活保護世帯に属するこどもの 高等学校等中退率	3.7% (令和4年度) ※2	減少させる。	
21	生活保護世帯に属するこどもの 高等学校等中退者数	53人 (令和4年度) ※2	減少させる。	
22	生活保護世帯に属するこどもの 大学等進学率	39.6% (令和5年月卒業生) ※2	増加させる。	
23	児童養護施設のこどもの 進学率 (中学校卒業後)	95.3% (令和5年5月1日時点) ※3	県全体の高等学校 等進学率に 近づける。	
24	児童養護施設のこどもの 進学率 (高等学校等卒業後)	43.1% (令和5年5月1日時点) ※3	増加させる。	
25	全世帯のこどもの高等学校 中退率	1.25% (令和5年度) ※4	減少させる。	
26	全世帯のこどもの高等学校中 退者数	1,883人 (令和5年度) ※4	減少させる。	
27	スクールソーシャルワーカー の配置人数	64人 (令和6年度) ※5	増加させる。	千葉市を除く 公立学校
28	スクールソーシャルワーカー による対応実績のある学校の 割合 (小学校)	37.4% (令和5年度) ※5	増加させる。	千葉市を除く 公立学校
29	スクールソーシャルワーカー による対応実績のある学校の 割合 (中学校)	51.0% (令和5年度) ※5	増加させる。	千葉市を除く 公立学校

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援				
30	困窮層の保護者の就業率 (就業している保護者のいる世帯の割合)	98.0% (令和6年度調査) ※1	増加させる。	
31	周辺層の保護者の就業率 (就業している保護者のいる世帯の割合)	98.0% (令和6年度調査) ※1	増加させる。	
32	ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯)	82.8% (令和2年) ※6	増加させる。	
33	ひとり親家庭の親の就業率 (父子世帯)	87.5% (令和2年) ※6	増加させる。	
34	ひとり親家庭の親の正規の 職員・従業員の割合 (母子世帯)	50.7% (令和2年) ※6	増加させる。	
35	ひとり親家庭の親の正規の 職員・従業員の割合 (父子世帯)	72.3% (令和2年) ※6	増加させる。	
4 経済的支援				
36	電気、ガス、水道料金の 未払い経験 (ひとり親世帯)	電気料金 8.5% ガス料金 7.5% 水道料金 9.3% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	【再掲】
37	電気、ガス、水道料金の 未払い経験 (こどもがある全世帯)	電気料金 3.7% ガス料金 3.1% 水道料金 4.1% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	【再掲】
38	食料又は衣服が買えない経験 (ひとり親世帯)	食料が買えない経験 31.9% 衣服が買えない経験 42.0% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	【再掲】

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
39	食料又は衣服が買えない経験 (こどもがある全世帯)	食料が買えない経験 16.6% 衣服が買えない経験 22.0% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	【再掲】
40	ひとり親世帯の養育費受領率	47.9% (令和6年度調査) ※1	増加させる。	
5 支援につなぐ体制整備				
41	こどもの貧困対策において、 学校がスクールソーシャル ワーカーを活用したいと考え た際に実際に活用できた割合	96.9% (令和5年度) ※5	増加させる。	千葉市を除く 公立学校
42	スクールソーシャルワーカー が関係機関等(児童家庭 福祉、保健・医療など)と 連携した件数	5,538件 (令和5年度) ※5	増加させる。	千葉市を除く 公立学校
43	こどもの貧困計画を策定した 県内市町村 ※市町村こども計画にこどもの 貧困計画を位置づけているもの を含む。	15市町 (令和6年6月時点) ※7	増加させる。	
6 支援をひろげるための取組				
44	頑張れば報われると思う こどもの割合	困窮層 71.9% 周辺層 73.9% 一般層 79.1% (令和6年度調査) ※1	困窮層・周辺層の 割合を一般層に 近づける。	
45	自分は価値のある人間だと 思うこどもの割合	困窮層 50.1% 周辺層 59.2% 一般層 64.8% (令和6年度調査) ※1	困窮層・周辺層の 割合を一般層に 近づける。	
46	自分のことが好きだと思う こどもの割合	困窮層 53.8% 周辺層 59.0% 一般層 64.8% (令和6年度調査) ※1	困窮層・周辺層の 割合を一般層に 近づける。	

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
47	本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人（家族、友人、親戚、同僚など）がいない保護者の割合（ひとり親世帯）	困窮層 22.9% 周辺層 16.7% 一般層 7.3% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
48	本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人（家族、友人、親戚、同僚など）がいない保護者の割合（こどもがある全世帯）	困窮層 22.0% 周辺層 12.2% 一般層 5.5% (令和6年度調査) ※1	減少させる。	
7 若者への支援				
49	【参考指標】 全国の貧困率	15.4% (令和3年) ※8	—	

(指標の出典)

- ※1 千葉県健康福祉部健康福祉指導課「令和6年度千葉県こどもの生活実態調査」
 ※2 厚生労働省社会・援護局保護課調べ ※3 こども家庭庁支援局調べ
 ※4 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 ※5 千葉県教育庁児童生徒安全課調べ ※6 総務省「国勢調査」
 ※7 千葉県健康福祉部健康福祉指導課調べ ※8 厚生労働省「国民生活基礎調査」

5 障害のあるこどもや若者への支援

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
50	障害者雇用率達成企業の割合(%)	52.6 (R5年度)	増加を目指します。	
51	ペアレントメンターの登録者数(人)	59 (R4年度)	100 (R8年度)	
52	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数(共同設置含む)	31 (R4年度)	54 (R8年度)	
53	幼・小・中・高等学校において作成した「個別の教育支援計画」を学年間、他校種への引継ぎ資料として活用した割合	75.1% (R5年度)	96.0%	
54	幼・小・中・高等学校において作成した「個別の指導計画」を学年間、他校種への引継ぎ資料として活用した割合	75.8% (R5年度)	96.0%	

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
55	こども家庭センターの設置数	23 (R6.4.1)	全市町村 (精査中)	
56	子育て短期支援事業実施 市町村	24市 (R6年度)	28市	
57	里親等委託率	35.4% (R5年度末)	40.0%	
58	ファミリーホームの設置数	23か所 (R5年度末)	33か所	
59	施設の小規模化の実施状況	23施設 (R5年度末)	全施設	
60	自立援助ホームの設置数	24か所 (R6.6.1)	精査中	
61	児童養護施設の子どもの 進学率 (中学校卒業後)	95.3% (R5.5.1) (速報値)	県全体の高等学校 等進学率に 近づけます	
62	児童養護施設の子どもの 進学率 (高等学校卒業後)	43.1% (R5.5.1) (速報値)	増加を目指します	

7 こども・若者の安全・安心の確保

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
63	千葉県青少年インターネット 適正利用啓発講演実施回数	74回 (R5年度)	100回	
64	ネット安全教室の実施回数	667回 (R5年)	積極的なネット 安全教室の開催に 努めます。	
65	全回答者に対する、セクハラ を受け、不快であったと 感じた児童生徒の割合	0.09% (R5年度)	減少	
66	DV予防セミナー実施校の 拡大	62回 (R5年度)	65回	
67	児童生徒の登下校時における 交通事故死傷者数	583人 (令和5年)	死亡者をなくし、 負傷者は減少を 目指します。	

Ⅱ ライフステージに応じて支える

1 こどもの誕生前から幼児期まで

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R 1 1年度)	備考
6 8	周産期母子医療センターの数	1 2箇所 (R 6年度)	1 3箇所 (R 1 1年度)	
6 9	新生児死亡率 (出生千対)	1. 0 (令和5年)	0. 6 (令和1 1年)	
7 0	妊娠1 1週以下(初期)の 妊娠の届出率	9 5. 0% (R 4年度報告)	1 0 0% (R 1 0年度報告)	
7 1	妊婦健康診査の未受診者を 把握し支援する体制がある 市町村数	3 2市町村 (R 4年度実績)	5 4市町村 (R 1 0年度実績)	
7 2	乳幼児健康診査の未受診者を 把握し支援する体制がある 市町村数	5 2市町村 (R 4年度実績)	5 4市町村 (R 1 0年度実績)	
7 3	支援が必要な里帰り出産する 方について里帰り先の市町村 及び医療機関と情報共有・ 連携する体制がある市町村数	5 2市町村 (R 4年度実績)	5 4市町村 (R 1 0年度実績)	
7 4	妊娠中の保健指導(母親学級 や両親学級含む)において、 産後のメンタルについて、 妊婦とその家族に伝える機会 を設けている市町村の割合	6 8. 5% (R 4年度実績)	1 0 0% (R 1 0年度実績)	
7 5	産後ケア事業の利用率	1 0. 8% (R 4年度実績)	増加を目指す (R 1 0年度実績)	
7 6	育てにくさを感じたときに 対処方法を知っている親の 割合	7 7. 1% (R 4年度実績)	1 0 0% (R 1 0年度実績)	
7 7	幼稚園等や市町村の研修会へ の幼児教育アドバイザー派遣 件数	9 7件 (令和5年度)	増加を目指します	
7 8	幼保小接続の状況	1 5市町村 (令和5年度)	増加を目指します	
7 9	保育所等定員数	1 4 2, 7 7 2人 (R 6. 4. 1)	確認中	

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
80	保育所等待機児童数	83人 (R6.4.1)	0人	
81	県内指定保育士養成施設 卒業生の県内保育所等への 就職率	63.7% (R5年度)	増加を目指します	
82	ちば保育士・保育所支援セン ターにおけるマッチング数	151人 (R5年度)	増加を目指します	
83	保育士等キャリアアップ研修 修了認定数	委託6,223人 指定4,350人 (R5年度)	増加を目指します	
84	民間保育所等で従事する常勤 保育士の平均勤続年数	5年3か月 (R5.6.30)	増加を目指します	

2 学童期・思春期

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
85	学校における働き方改革 推進プラン (校長は、経営方針・学校の 重点目標・目標 申告に働き 方に関する視点を盛り込み、 PDCAサイクル(計画策 定・調査・検証・見直し)を 構築する。)	78% (R5年度)	R5年度の結果 から 10ポイント以上 の 改善を目指します	
86	主体的に授業改善に 取り組んだ学校の割合	(小学校)95.5% (中学校)92.7% (R6年度)	全国平均以上を 目指します	
87	実践的な研修を行っている 学校の割合	(小学校)97.6% (中学校)94.9% (R6年度)	全国平均以上かつ 増加を目指します	
88	児童生徒のICT活用を指導 できる教員の割合	76.5% (R4年度)	100% (R9年度)	
89	こどもと向き合う時間を確保 できている	61% (R5年度)	改善を目指します	
90	勤務時間を意識して勤務 できている	76% (R5年度)	改善を目指します	

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
91	原則として、条例等で定める勤務時間を超える在校等時間が、1か月当たり45時間を超えないようにする。	37.2% (R5年度)	原則として0%	
92	スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)の年間配置時間総数	SC 158,509 時間 SSW 35,238 時間 (R6年度)	増加を目指します	千葉市を除く 公立学校
93	コミュニティ・スクールを導入した学校の割合	33.1% (R5年度) ※全国52.3%	全国平均以上を目指します	
94	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	(小学校)83.3% (中学校)65.4% (R6年度)	全国平均以上かつ増加を目指します	
95	授業で、話し合い活動がしっかりできていると考えている児童生徒の割合	(小学校)84.9% (中学校)85.4% (R6年度)	全国平均以上かつ増加を目指します	
96	全国学力・学習状況調査の平均正答率	小学校国語 67% 小学校算数 63% 中学校国語 57% 中学校数学 51% (R6年度)	全国平均以上かつ増加を目指します	
97	トップ・プロチームとの連携事業を実施した市町村の割合	64.0% (R6年度)	100% (R8年度)	
98	小学校における新体力テスト(8種目80点満点)の平均点	47.0 (R5年度)	50.0	
99	朝食を毎日食っていると答えた児童生徒の割合	(小学6年生) 93.7% (中学3年生) 90.2% (R5年度)	(小学6年生) 95.0% (中学3年生) 92.0%	
100	担任と栄養教諭又は学校栄養職員のTT*で食に関する授業を実施した学校の割合	(小学校)74.6% (中学校)39.7% (R5年度)	(小学校)85.0% (中学校)60.0%	
101	実践的な研修を行っている学校の割合	(小学校)97.6% (中学校)94.9% (R6年度)	全国平均以上かつ増加を目指します	

*TT：ティーム・ティーチング (team teaching) の頭文字をとって「TT(ティーティー)」と呼ばれる。教師がティームを作って、協力して授業を行うことで、教育効果を高めようとする取り組み。

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
102	青少年相談員の定員に対する 充足率	95.5% (R5.4.1)	100% (R11.4.1)	
103	青少年相談員が地域において 実施する取組への青少年の 参加者数	132,096人 (R5年度)	16万人以上 (R11年度)	
104	スクール・サポーターが 訪問した中学校の割合	100% (R5年度)	100%	
105	放課後児童クラブ支援単位数	1,720か所 (R5年度)	2,017か所	
106	放課後児童クラブの利用を 希望するが利用できない 児童数(待機児童数)	1,227人 (R5年度)	減少させます	
107	放課後児童支援員認定資格 研修修了者数 (県実施)	7,311人 (R5年度までの累計)	11,287人	
108	放課後児童支援員等資質向上 研修修了者数	延べ1,242人 (R5年度)	延べ2,020人	
109	放課後子供教室がカバーする 小学校数	378校 (R4年度)	増加を目指します	
110	地域や社会をよくするために 何かしてみたいと思う 児童生徒の割合	小学校 75.6% 中学校 62.8% (R5年度)	増加を目指します	
111	職場体験・インターンシップ を実施している公立学校の 割合	中学校 57.8% 高等学校 67.6% (R5年度)	中学校 80.0% 高等学校 80.0%	
112	新規就農者数	321人 (R5年度)	450人 (R7年度)	
113	職場見学の実施割合	37.0% (R6年度)	全ての学校での 実施を目指します	
114	本県のいじめの認知件数に 占める、いじめの 解消しているものの割合	78.9% (R5年度)	国と同程度 (±1%)の解消 率を維持します	公立学校
115	全回答者に対する、セクハラ 以外のハラスメントを受け、 不快であったと感じた児童 生徒の割合	0.29% (R5年度)	減少	

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
116	公立高等学校の中退率	1.12% (R5年度)	減少を目指します	
117	全世帯のこどもの高等学校中退率	1.25% (R5年度)	減少させる	【再掲】
118	全世帯のこどもの高等学校中退者数	1,883人 (R5年度)	減少させる	【再掲】

3 青年期

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
119	若年者の就労支援施設 (ジョブカフェちば)に おいて、新規登録した求職者 に対する正規雇用として 就職した者の割合	52.0% (R5年度)	増加を目指します	

Ⅲ 社会全体で子育てを支える

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
120	延長保育事業実施数	1,610か所 (R5年度)	1,750か所	
121	一時預かり事業受入児童数	1,627,747人 (R5年度)	1,737,696人	
122	休日保育実施か所数	34か所 (R5年度)	確認中	
123	病児保育事業実施数	331か所 (R5年度)	349か所	
124	小規模保育事業所定員数	7,734人 (R6.4.1)	確認中	
125	療育支援を実施している 保育所等の数	295か所 (R5年度)	増加を目指します	
126	ファミリーサポート・ センター設置市町村数	33市町 (R5年度)	38市町	
127	地域子育て支援拠点設置の数	361か所 (R5年度)	360か所	
128	利用者支援事業実施数	151か所 (R5年度)	180か所	
129	「子育て応援！チーパス 事業」協賛店舗数	8,257店 (R5.4.1)	増加を目指します	
130	地域学校協働本部が 整備された小中学校の割合	69.7% (R5年度) ※全国71.7%	全国平均以上を 目指します	
131	家庭教育支援チーム体制が 整備された市町村数	33市町村 (R5年度)	増加を目指します	
132	希望した時期に希望した保育 サービスを利用することが できた家庭の割合	71.8% (R5年度)	80.0%	
133	子どもを生み育てやすいと 感じる家庭の割合 (子育て環境に対する満足度)	73.4% (R5年度)	80.0%以上	

No.	目標項目	現状 (基準年度)	目標 (R11年度)	備考
134	仕事と生活の両立が図られていると感じる家庭の割合	62.7% (R5年度)	80.0%	
135	日常生活支援事業 実施市町村数	5市 (R6年度)	7市	
136	子育て短期支援実施市町村数	24市 (R6年度)	28市	
137	こどもの生活・学習支援事業 実施市町村数	9市 (R6年度)	17市	
138	自立支援教育訓練給付金 受給者数	81件 (R5年度)	増加を目指す	
139	高等職業訓練促進給付金 受給者数	252件 (R5年度)	増加を目指す	
140	養育費確保支援等実施 市町村数	11市 (R6年度)	26市	
141	親子交流支援実施回数	11回 (R5年度) ※県事業分	増加を目指す	